

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. /
支出内容	広報費 (ホームページ維持費) 4月分	
総経費 9,515 円	政務活動費 計上額 9,515 円	按分率 100 %

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号	
0010	00223	[REDACTED]	
取扱店	お取引日	時刻	
22341	06-04-05	09:25	
お取引内容	お取引金額 (円)	手数料	
振込	¥9,075	¥440	
お取引後の残高 (円)		おつり	

IC認証			
お振込明細またはご案内			
お取引人	三菱UFJ銀行		
	普通 [REDACTED]		
	カ) ウイツーフ〇様		
ご依頼人	オオサカイツノカイヒカ"ウオオサカシキ"タ様		
電話番号	06-4309-3000		
取扱番号	[REDACTED]		
		印紙税申告納付につき東税務署承認済	

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

請求書

2024年4月1日

大阪維新の会 東大阪市議団 御中
ご担当者様

株式会社 ウィンツープロ
〒564-0027
大阪府吹田市朝日町15-32
TEL: 06-6556-6974
FAX: 06-7632-3373
登録番号: T1120001175316



下記のとおりご請求申し上げます。

ご請求金額

¥9,075

品番・品名

数量

単価

金額

ホームページ維持 [<https://ishin-higashiosaka.com>]

ドメイン取得・取得代行 (2021/05/01)	1	250	250
クイック認証 SSL証明書 取得	1	2,500	2,500
レンタルサーバー SSD 320GB	1	500	500
保守・管理費	1	3,000	3,000
メンテナンス・更新作業補助	1	2,000	2,000

	対象額 (税抜・円)	消費税 (円)
10% 対象	8,250	825
8% 対象	0	0
小計	8,250	825

お振込み手数料はご負担願います。

合計金額

9,075

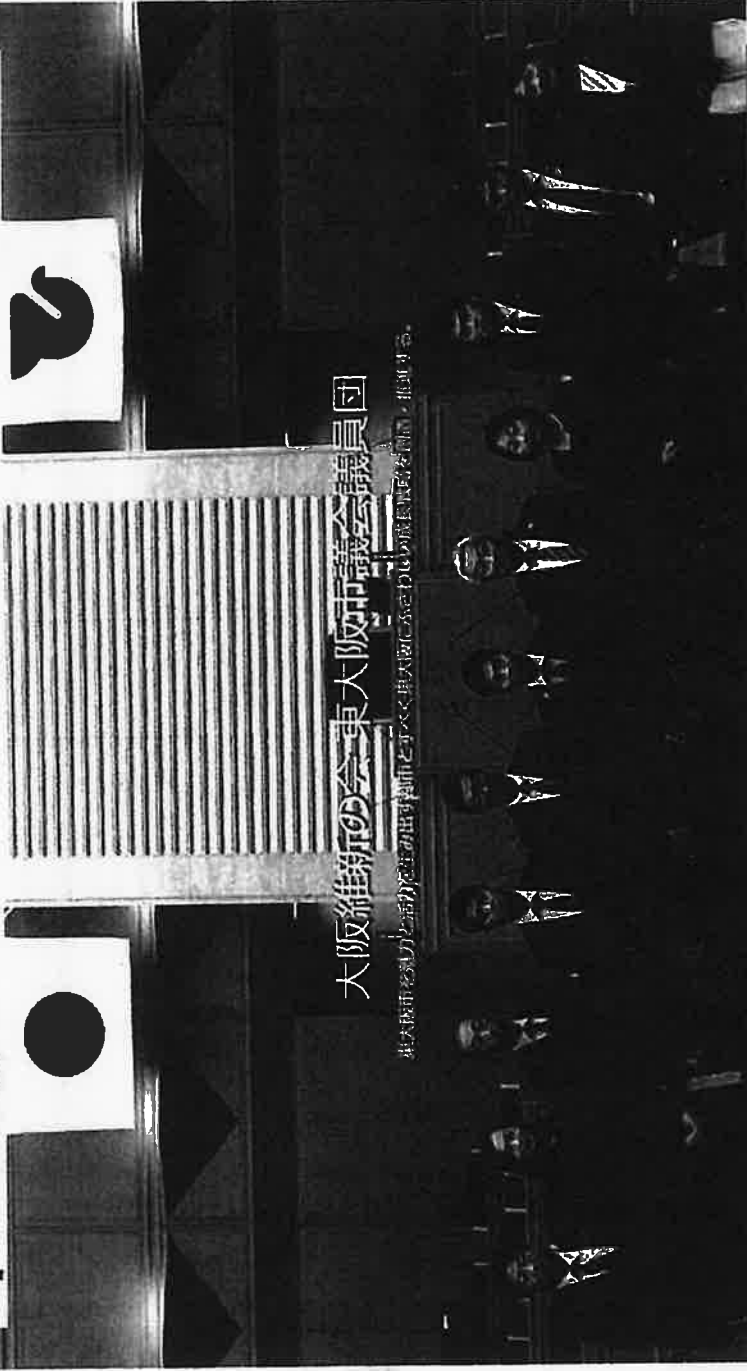
お振込先 : 三菱UFJ銀行

普通口座

カ) ウィンツープロ

大阪維新の会 東大阪市議員団

HOME 議員団メンバー 議会・委員会 新聞 最新大阪プレス お問い合わせ



大阪維新の会東大阪市議員団

東大阪市の活力と未来を担う議員団として、市民と密に連携し、市政の発展に貢献します。

大阪維新の会 東大阪市議員団は11名のメンバーで構成されています。東大阪市の政界、そして市民の未来を担う議員団として、市政の発展に貢献します。

選挙で市民の信頼に支えられた公約について、議会や委員会の活動を通じて、実現に向けて取り組んでいます。

東大阪市内に配布しております「最新大阪プレス」をPDFファイルで提供いたします。広報活動にも力を入れて取り組んでいます。

草、そしてその先にある成長と発展に向けて、邁進してまいります。

市議員メンバー >

けて歩みを続けております。

東大阪市議員 選挙公約 >

広報活動にも力を入れて取り組んでおります。

プレスバックナンバー >

お知らせ

2025.04.3

令和7年第1回定例会 代表・個人質問

2024.12.5

質疑質問通告者の時間割り当て及び順序（案…

2024.09.12

令和6年第3回定例会 質疑質問通告者の時…

2024.09.3

令和6年第3回定例会日程表

2024.07.29

維新東大阪プレス

活動報告

議決について

採決結果

議会日程

議会日程

採決について

採決結果

ナビゲーションメニュー

HOME

東大阪市議会議員団 メンバー

東大阪市議員 選挙公約

質疑質問通告書

採決結果

議会日程

要綱書

討論・意見

委員会

定数・報酬・政務活動費 削減

予算・新規事業(施設) 関連

その他

維新 東大阪プレス

お問い合わせ

One Osaka! 大阪維新の会 東大阪市議団

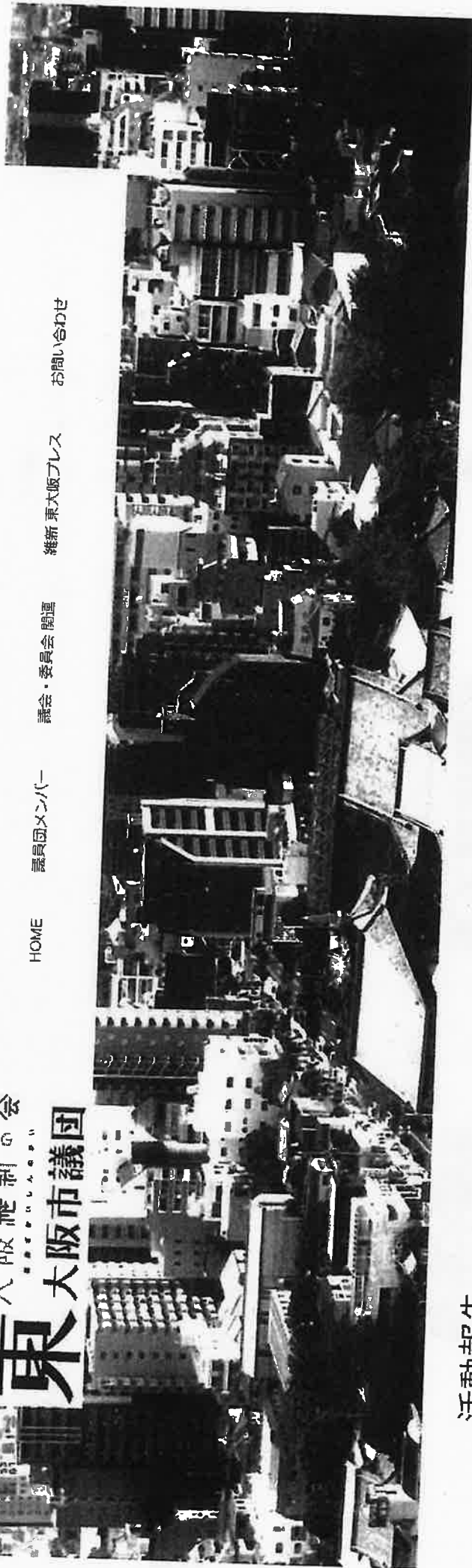
HOME

議員団メンバー

議会・委員会 関連

維新 東大阪プレス

お問い合わせ



活動報告

会 > 活動報告

全て

委員会関連

その他

質疑質問通告書

要望書

予算・新規事業(施設)関連

議会日程

意見・討論

採決について

定数・報酬・政務活動費 削減

ナビゲーションメニュー

HOME

東大阪市議会議員団 メンバー

東大阪市議団 選挙公約

質疑質問通告書

採決結果

採決について

議会日程

採決について

モノづくり・ラグビーのまち
 東大阪市

東大阪市議会

 大阪府

大阪維新の会 東大阪市議団 会派控室

〒577-8521

東大阪市荒本北1丁目1番1号

電話 06-4309-3347

FAX 06-4309-3348



HOME

議員団メンバー

議会・委員会 開催

維新 東大阪プレス

お問い合わせ

2025年4月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				
≪ 12月						

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 2
支出内容	人件費 調査研究補助 (人材派遣料) 3月分	
総経費	291,170 円 政務活動費 計上額 291,170 円	按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細
 毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。

りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0010	0223	
取引店	お取引日	時刻
22341	06-04-05	09:27
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥291,060	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

IC認証

お取引明細またはご案内
りそな銀行 電信
 普通 〇〇〇〇
 カ)イクシート"ツ"ヤハ"ン様
 オオサカイツノカイヒカ"ツオオサカツキ"タ様
 電話番号 06-4309-3000
 取扱番号 050001

印紙税申告納
 付につき東
 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

3 月 度 合 計 請 求 書



577-8521
大阪府東大阪市荒本北1丁目1-1

大阪維新の会東大阪市議団
大阪維新の会
東大阪市議会議員 那須 宏幸 様

登録番号:T1120001111592
株式会社エクシードジャパン
532-0011
大阪府大阪市淀川区西中島4-8-8
新大阪阪神ビル7階
TEL: 06-6889-6666
FAX: 06-6889-6667



お支払方法: 振込
請求日: 2024/04/04
締日: 未
期間: 2024/03/01 ~ 2024/03/31

毎度格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
下記の通り、御請求申し上げます。

合計額		御請求金額	お支払期日	2024/04/30
¥264,600	消費税額 税率(10%) ¥26,460	¥291,060		

内訳

10%対象 ¥264,600
消費税 ¥26,460

振込先	0010 / 133 りそな銀行 カ)エクシードジャパン 普通	振込手数料はご負担いただきますようお願い申し上げます。
-----	--	-----------------------------

税抜き

PAGE: 1

【請求明細】

明細番号	雇用形態 / スタッフ氏名 (売上日 / 摘要)	日数	項目 (税区分)	単価	時間 (数量)	金額
1	無期	18	基本 (時給)	2,100	126.00	264,600
動怠			普通残業	2,625	0.00	0
			深夜	2,625	0.00	0
			深夜残業	3,150	0.00	0
			その他時間外	2,625	0.00	0
			欠遅早控除			0
			交通費			
			立替金			
			課税調整1			
			課税調整2			
	【調整内訳】 課税調整1 課税調整2		インセンティブ 資格手当 特別手当 その他			264,600
	小計					

労働者派遣個別契約書

個別契約番号: [REDACTED]

派遣先(以下「甲」という)と派遣元(以下「乙」という)とは、乙の行う甲に対する労働者派遣に関し、甲乙間で別途締結した労働者派遣基本契約([REDACTED])に基づき以下の条件の下に労働者派遣を行うことに合意し、ここに労働者派遣個別契約(以下「本契約」という)を締結する。

派遣先	名称	大阪維新の会東大阪市議団																					
	所在地	〒 577-8521 大阪府東大阪市荒本北1丁目1-1																					
	組織単位	大阪維新の会 幹事長																					
	就業場所	〒 577-8521 大阪府東大阪市荒本北1丁目1-1 大阪維新の会	TEL 06-4309-3000																				
	指揮命令者	部署 大阪維新の会 役職 東大阪市議会議員 氏名 那須 宏幸 様	TEL [REDACTED] FAX -																				
	派遣先責任者	部署 大阪維新の会 役職 幹事長 氏名 中原 健氏 様	TEL [REDACTED] FAX -																				
	苦情担当責任者	部署 大阪維新の会 役職 東大阪市議会議員 氏名 那須 宏幸 様	TEL [REDACTED] FAX -																				
派遣条件	請求先	〒 577-8521 大阪府東大阪市荒本北1丁目1-1 大阪維新の会東大阪市議団																					
	業務内容	東大阪市議会議員 那須 宏幸 様 業務内容: 議員団内事務、議員団電話対応、議員活動補助及び付随する業務全般																					
	派遣期間	2024年03月07日 ~ 2024年04月06日	派遣人数 1名																				
	就業曜日及び就業時間	就業曜日 月曜日～金曜日 就業時間 9時00分 ~ 17時00分 勤怠管理 別紙タイムシート参照	事業所抵触日 無期雇用の為、抵触日無し 基本労働時間 7時間00分 割増適用時間 8時間00分 を超えた時に適用 計算単位 15分																				
	休憩時間	昼食等途中休憩 その他 0時間45分																					
	時間外労働	有り (有りの場合: 1日5時間 1ヶ月45時間 1年間360時間以内)																					
	休日労働	無し (有りの場合: 上限1ヶ月4日以内)																					
	安全衛生	派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。																					
	福利厚生	制服貸与の有無 貸与無し																					
	派遣料金	<table border="0"> <tr> <td>基本料金</td> <td>(1時間当り)</td> <td>¥2,100</td> <td>日額</td> </tr> <tr> <td>時間外/法定外休日割増料金</td> <td>(1時間当り)</td> <td>¥2,625 (25%)</td> <td>月額</td> </tr> <tr> <td>深夜割増料金</td> <td>(1時間当り)</td> <td>¥2,625 (25%)</td> <td>交通費</td> </tr> <tr> <td>法定休日割増料金</td> <td>(1時間当り)</td> <td>¥2,835 (35%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>深夜時間外割増料金</td> <td>(1時間当り)</td> <td>¥3,150 (50%)</td> <td></td> </tr> </table> ※記載されている派遣料金は税抜表示となっております。 ※派遣料金の請求に関しては、計算単位に基づき、小数点第2位までを算出、請求するものとする。 ※また、小数点第3位以下に関しては、切り捨て計算するものとする。			基本料金	(1時間当り)	¥2,100	日額	時間外/法定外休日割増料金	(1時間当り)	¥2,625 (25%)	月額	深夜割増料金	(1時間当り)	¥2,625 (25%)	交通費	法定休日割増料金	(1時間当り)	¥2,835 (35%)		深夜時間外割増料金	(1時間当り)	¥3,150 (50%)
基本料金	(1時間当り)	¥2,100	日額																				
時間外/法定外休日割増料金	(1時間当り)	¥2,625 (25%)	月額																				
深夜割増料金	(1時間当り)	¥2,625 (25%)	交通費																				
法定休日割増料金	(1時間当り)	¥2,835 (35%)																					
深夜時間外割増料金	(1時間当り)	¥3,150 (50%)																					
支払条件	締日 末日 入金日 翌月末日 計算単位 15分 支払方法 銀行振込																						
備考	※派遣料金備考: 全ての労働者について、1週のうち日曜日を起算日とし、1日8時間、1週40時間を超える料金の請求は全て法定労働時間外割増料金での請求とする。ただし、1日8時間、1週40時間を超えずとも、無期雇用派遣労働者に限り、暦の上で31日の月は176時間、30日以下の月は168時間をそれぞれ超える料金の請求は全て法定外休日割増料金での請求とする。 また、全ての労働者について、法定休日労働は法定休日割増料金での請求とする。																						
派遣労働者からの苦情の処理	苦情処理方法、連携体制等 ① 派遣元事業主における苦情担当責任者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者と派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ② 派遣先における苦情担当責任者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者と派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ③ 派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。																						

派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	労働者派遣の業務の提供を受ける者が、労働者派遣の終了後に、当該労働者派遣に係る派遣労働者を雇用する場合に、その雇用意思を事前に労働者派遣をする者に対し示すこととする。当該労働者及び派遣元事業主が職業紹介に同意した際には、派遣元事業主は適切な措置を行い、派遣先は派遣元事業主に対し、当該労働者の年間想定年収の10分の3を上限とした手数料を支払うものとする。(手数料の額は、都度協議するものとする)			
派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与	派遣先は、派遣先の労働者に対して利用の機会を与える教護室、食堂、休憩室、及び更衣室等については、本契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者に対しても、利用の機会を与えるようにしなければならない。			
派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別	限定しない。			
派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別	限定する。			
責任の程度	役職・権限を有さない 部下0名 業務遂行責任のみ			
社会保険加入状況	派遣労働者の社会保険加入状況に関しては、別途派遣労働者選任通知書にて報告するものとする。			
労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置	(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ 派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。 (2) 就業機会の確保 派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。 (3) 損害賠償等に係る適切な措置 派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇の予告をしないときは30日分以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。 (4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示 派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。			
派遣元	派遣元責任者	部署 人材派遣事業部	役職 執行役員 氏名 [REDACTED]	TEL 06-6889-6666 FAX 06-6889-6667
	苦情担当責任者	部署 人材派遣事業部	役職 課長代理 氏名 [REDACTED]	TEL 06-6889-6666 FAX 06-6889-6667
	営業担当者	部署 人材派遣事業部	役職 課長代理 氏名 [REDACTED]	TEL 06-6889-6666 FAX 06-6889-6667

2024年03月04日

甲:

乙: 532-0011

大阪府大阪市淀川区西中島4-3-8 新大阪
阪神ビル7F

株式会社エクシードジャパン

代表取締役 嘉 康一

人材派遣 (派) [REDACTED]



タイムシート【大阪】

会社名:株式会社エクシードジャパン
住所:大阪府流川区西中島4-3-8新大阪神ビル7階

2024年3月分

就業先企業名	大阪維新の会東大阪市議会		月払い	氏名			
就業先名称	大阪維新の会東大阪市議会		派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度				
就業先所在地	大阪府東大阪市荒本北1丁目1-1		職種、制限、主たるなり				
従事する業務内容	議員団内事務電話対応、議事録作成、公的資料管理		就業単位 大阪維新の会幹事長				
日付	曜日	開始時間	終了時間	休憩時間	労働時間	派遣先	備考(※1)
		H	M	H	M	契約内	残業
							深夜
							深夜残業
							換算
1	金	09	00	17	00	01	00
2	土						
3	日						
4	月	09	00	17	00	01	00
5	火	09	00	17	00	01	00
6	水	09	00	17	00	01	00
7	木	09	00	17	00	01	00
8	金	09	00	17	00	01	00
9	土						
10	日						
11	月						
12	火						
13	水	09	00	17	00	01	00
14	木	09	00	17	00	01	00
15	金	09	00	17	00	01	00
16	土						
17	日						
18	月	09	00	17	00	01	00
19	火	09	00	17	00	01	00
20	水						
21	木	09	00	17	00	01	00
22	金	09	00	17	00	01	00
23	土						
24	日						
25	月	09	00	17	00	01	00
26	火	09	00	17	00	01	00
27	水	09	00	17	00	01	00
28	木	09	00	17	00	01	00
29	金	09	00	17	00	01	00
30	土						
31	日						

有給
有給

有給の日

合計 出勤日数 18 日 126 時 00 分 00 秒

【月末最終出勤日】にアプリを使いPDFを担当CDまでLINEで送付ください
※タイムシートが遅れると、給与遅延が遅れる場合があります。
※【遅払い希望者】は必ず土曜日中に担当CDまでPDFを提出すること
(遅れた場合、遅払い対応ができなくなります)
FAX:06-6889-6667
※労働契約書に記載している計算単位での記入をお願いします。

検印1	検印2	検印3	検印4

18日
126h

定数	
欠勤(本人)	
欠勤(会社)	
有給	
休出	
特記事項	

領収書貼付用紙		No. 3
支出内容	広報費(市政報告紙配布料) 維新プレス	
総経費	303,759 円	計上額 303,759 円
		按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細
 毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。

りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0010	0223	
取扱店	お取引日	時刻
22341	06-04-22	09:47
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥303,319	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

IC認証

お振込明細またはご案内

お受取人 三井住友銀行

普通

カ) アサヒオリコミオオサカ様

オオサカイツノカイヒカ"シオオサカツキ"タ様

電話番号 06-4309-3000

取扱番号 400009

印紙税申告納付につき東税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

請求書 別紙

4ラシの原本はNo.6
 に添付

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

〒 577-8521
東大阪市荒本北1-1-1
東大阪市役所20階
大阪維新の会東大阪市議団 御中

請求書

2024年04月分

株式会社朝日オリ

登録番号 T4120001040938

請求No

発行日 2024年04月15日

請求先コード



〒 530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-3-18

中之島フェスティバルタワー2階

TEL 06-7777-9316

FAX 06-6226-1322

担当

毎度お引立賜りありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。
ご入金と本請求書が前後した場合はご容赦下さい。

今回ご請求額(税抜)	消費税額	今回ご請求額(税込)
¥275,745	¥27,574	¥303,319

税率	税率別ご請求額(税抜)	税率別消費税額	税率別ご請求額(税込)
10%	¥275,745	¥27,574	¥303,319
8%	¥0	¥0	¥0

振込先口座

取引銀行 三井住友

普通

口座名義 カブシキ会社朝日オリ

摘要		単価	数量	税抜金額	税率	軽
04/25 B4	大阪維新の会 東大阪市議団 維新東大阪プレス Vol. 2	3.000	88,950	266,850	10%	
管内折込 大阪府				8,895	10%	
送料						
				合計額:	275,745	

送料合計: 8,895
今回ご請求額(税抜): 275,745

※誠に勝手ながら、振り込み手数料はお客様のご負担でお願いいたします。

業務請負契約書

令和6年4月11日

甲（発注人）

東大阪市荒本北1-1-1

大阪維新の会 東大阪市議団

中原 健氏



乙（請負人）

大阪市北区中之島2-3-18

中之島フェスティバルタワー2階

株式会社朝日オリコミ大阪

代表取締役社長 吉野 道也



乙は、甲が制作した広報紙の新聞折り込み業務を下記の通り請負うものとする。

1. 業務内容

広報紙の新聞への折り込み業務

2. 実施日

令和6年4月25日

3. 請負料金

¥275,745 円（消費税別途）



4. 支払い

甲は乙に対し業務実施日の3日前までに支払うものとする。

5. その他

甲または乙が、本契約の遂行に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ円満に解決するものとする。

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 4
支出内容	その他の経費 インターネット回線料4月分	按分率 25%
総経費	6,325円 政務活動費 計上額 1,581円	

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
大阪維新の会東大阪
市議団 様

お客様番号
[REDACTED]

2024年 4月ご請求分
金額(円)
¥6,325-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

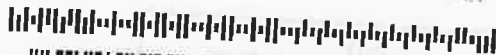
領 日 印
217834 24424
秋田 大阪
ローソン 東水田TJ
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

請求書 (西日本ご利用分)

57 -0011
東大阪市荒本北1丁目1-1

大阪維新の会東大阪市議団 様



024042101044833100

郵便区内



05487

Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2024年 4月17日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021111004 05487 05459 00 J
61 010000 1 0 24040301J

3項、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2024年 4月ご請求分	6,325円	2024年 4月30日 (火)

【NTTファイナンスからのお知らせ】 ----- お 知 ら せ

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

N 西日本分ご請求額
NTTファイナンス分ご請求額
(合計)

5,115円

1,210円

6,325円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光ももっともっと割、Web光ももっともっと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。
* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様請求番号 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年 4月ご請求分
---------------------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [redacted])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆NTT西日本ご利用分	5,115	5,400 -1,100	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 光はじめ割 3月 1日～ 3月31日 2024年04月～2024年06月以 外の解約は解約金がかかります 3月 1日～ 3月31日 3月 1日～ 3月31日 合算表示の料金合計×10%	合 算 合 算 合 算 合 算
◇NTT西日本分 (小計)	5,115	5,115	(小計)	
◇NTTフアイナンスご利用分	1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。 * 契約番号: [redacted]	非対象等
◇合計	6,325	6,325	合計 ＜NTTファイナンスからのお知らせ＞ ○上記＊印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

M20021111004 05487 05459 00

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 5
支出内容	資料購入費 (新聞購読料) 4月分	
総経費 4,800円	政務活動費 計上額 4,800円	按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

ASA

2024年 4月 領収証 06 10 12

東大阪市荒本北 1-1-1

顧客No.

20F東大阪市庁舎

大阪維新の会 東大阪市議団 様

購読銘柄	部数	金額	領収金額
※日本経済朝刊	1	4,800	¥4,800
			8%対象 4,444税 356

下記不在の時06-6961-6590 本店へ。
お支払は自動引落とさせていただきます。

※は軽減税率対象 T6120001001418

㈱あさひやまもと 鴻池支店
東大阪市箕輪3丁目1-38

TEL:072-962-9747 FAX:072-962-9748



注) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

領収書貼付用紙		No. 6
支出内容	広報費(市政報告紙制作料) 維新プレス	按分率 100%
総経費	332,530 円 政務活動費 計上額 332,530 円	

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。

りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0010	0:223	
取扱店	お取引日	時刻
22341	06-04-30	09:50
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥332,420	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

IC認証

お振込明細またはご案内

りそな銀行

当座

タイコロ、カ様

オオサカイツノカイヒカシオオサカシキタ様

電話番号 06-4309-3000

取扱番号

印紙税申告納付につき東税務署承認済

※印紙税を納付しない場合は※印で済みます。→

請求書 別紙

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

577-8521

請求書

No.

2024 年 4 月 20 日

東大阪市荒本北1-1-1 東大阪市役所内20.

F 東大阪市議団控室

大阪維新の会 東大阪市議団 様

お客様コード

コダイコロ株式会社

〒573-1132 大阪府枚方市招提田近2丁目8番地
TEL 072 (850) 0771 FAX 072 (819) 5284

担当 第二営業部 佐々木

〒 573-1132

住所 枚方市招提田近2-8

TEL 072-867-3436

FAX 072-867-3432

下記の通り御請求申し上げます。

尚、本請求金額が御入金と行違の節はあしからず御了承下さい。

登録番号: T8120001066319

前回御請求額	御入金額	前受金充当額	今回納品額	消費税額	今回御請求額
0	0	0	302,200	30,220	332,420

【備考】

お支払の際は、銀行振込又は同時の払込取扱票（郵便局・コンビニ・手数料当社負担）を御利用くださいますようお願いいたします。

取引銀行 愛媛銀行

りそな銀行

みずほ銀行

三井住友銀行

三菱UFJ銀行

京都銀行

当座No.

当座No.

当座No.

当座No.

当座No.

当座No.

請求書に、ご不明な点がございましたら、大阪本社総務部（TEL072-819-5287
FAX072-819-5284）まで、直接お問い合わせ下さい。

請求明細

月 日	出荷日	摘要	数量	単位	単 価	金 額
4 19	4 18	維新東大阪プレス Vol. 2	91,150			302,200
		消費税額				30,220
		今回納品額 10%対象計				302,200
		今回消費税額 10%対象計				30,220

[illegible][illegible]

3. 東大橋駅
東大橋駅

東大阪プレス

維新 東大阪プレス

東大阪市議団



活力と魅力あふれる
「経済創造都市 東大阪」の
実現をめざして

西長野田鐵道

1. 若者・子育て世代に選ばれるまちづくり
- ・全学5・6年生的なまち歩き発表会
 - ・子ども館で漫画制作(缶刷)
 - ・ICTを活用した学習教材作成
- 
2. 高齢者に選ばれるまちづくり
- ・新たな趣味や仲間と出会う
 - ・趣味教室のある高齢者へのサポート
- 
3. 人が暮らし、元気なふるえるまちづくり
- ・国際的なイベントでさらさらになびかせる
 - ・市内企業を支援

令和5年度第一回定例会において
議決された全ての会費が返却!

1. 大阪広域水道企業団組合
105.5億円の出資額がなくなり、従来の出資割合が異なる3法人に、事業費を均等した出資の負担が増えます！
2. HANAZONO EXPO開催
子どもたちを含めた市民の皆々、企業の皆様、心待ちにしていた江都エクスボが中止に！
3. 東大阪市陸ライドシェア
市民の利便の増進における利便性の向上と、市民の安全の両面を考慮して、ライドシェアを中止！

「大阪経済の会」見大阪市長民公式サイト www.osaka-economy.com

維 東大阪プレス

東大阪プレス

瑪品吊札



維新東大阪プレス One Osaka!

令和6年(2024年) Vol.2 東大阪市議会会派【大阪維新の会 東大阪市会派】発行

東大阪市議会!



団 長

もり た のり ひろ
森田 典博

自治連合会長など地域
活動25年継続中



幹事長

なか はら けん じ
中原 健氏

野球で鍛えた肉体と強い
ハートで戦い抜きます!



総務会長

もり わき けい じ
森脇 啓司

市民目線の政策で東大阪
の改革を行います!



副総務会長

たか はし まさ こ
高橋 正子

今こそ女性の力で!!現役
ママが議会を変えます!!



政調会長

な す ひろ けい
那須 宏幸

市民目線を第一に、市政
改革を実行します!



副政調会長

い ご し ち か よ
井越 智嘉代

民間企業での経験を活か
して頑張ります!!



副幹事長

きし もと みつ お
岸本 光生

地元の声を傾聴し東大阪
を前に!



新 人

よこやま かん ゆう
横山 幹祐

民間の感覚を大切に!!
変化を恐れず行動!



新 人

さか もと みつ か
阪本 満華

現役ママが子育て世代の
声を市政へ届けます



新 人

こ ま ゆう き
小間 祐貴

正直者がバカを見ない世
の中を。



新 人 副幹事長

かわ むら あきら
河村 明

若年層から高齢者の架け
橋に!

令和6年度 市政運営方針

活力と魅力あふれる
「感動創造都市 東大阪」の
実現をめざして

市長 **野田 義和**



1. 若者・子育て世代に選ばれるまちづくり

- ◎ 小学5・6年生の学校給食費無償化
- ◎ 子ども誰でも通園制度(仮称)
- ◎ ICTを活用した不登校対策支援



2. 高齢者が活躍するまちづくり

- ◎ 新たな趣味や仲間と出会う
- ◎ 就労意欲のある高齢者へのサポート



3. 人が集まり、活気あふれるまちづくり

- ◎ 国際的イベントでさらなるにぎわい創出へ
- ◎ 市内企業を支援

令和6年度第一回定例会において

維新以外全ての会派が反対!

1. 大阪広域水道企業団統合案

105.5億円の効果額がなくなり配水場の統廃
合が厳しい状況に。将来世代を含めた市民
の負担が増えます!

否
決

2. HANAZONO EXPO開催

子どもたちを含めた市民の皆様、企業の皆様
も心待ちにしていた花園エキスポが中止に!

否
決

3. 東大阪市版ライドシェア

市民の皆様の移動における利便性の向上を
図るためのライドシェアに反対!

否
決

子育て施策の実現に向けた財源確保について

- Q 一般会計予算額は2,216億8,300万円で、市民への物価高騰対策やDX・GXの推進、防災・減災対策に加え、次世代への投資に重点が置かれた予算となっている一方で、財政調整基金からの繰り入れは27億6,900万円である。今後、税収の大幅な増収は見込めない中、限られた財源のもと、一層の選択と集中を全庁的に進めると同時に、選挙公約である「子育てに係る無償化」の実現に向け、更なる財源の確保が必要ではないか。
- A 令和6年度より実施する小学校5・6年生給食費無償化以外の財源については、令和6～9年度を実施期間とする第3次総合計画、第2次実施計画に計上しており、事務事業の見直しや新たな収入の確保など、更なる行財政改革に取り組んでいく。

人口減少社会における自治体運営について

- Q 大阪維新の会が目指す「副首都圏」の確立に向けては、府内市町村間における合併を含めた連携促進や効果的・効率的な共同事務実施の促進による行政機能の適正化が必要であり、東大阪市の将来を見据えたうえで、地域の枠を超えた広域連携が重要と考えるが、市長の見解は。
- A 少子高齢化を伴う人口減少社会を迎え、安定的な行政サービスを維持・提供するにあたり、広域連携の必要性を認識している。引き続き大阪府や府内市町村と連携しながら、行政機能の最適化に向け、中心的な役割を果たして参りたい。

2025年大阪・関西万博について

- Q 万博の開催を巡っては延期や中止論が上がっているが、北陸の皆様にも、新たな夢や希望を持って頂けるイベントになると考えている。本市においても

機運醸成に向け全庁的に取り組み、市内経済の発展と成長に繋げる必要があると考えるが、市長に問う。

- A 市関係部局はもちろん市内企業も巻き込み、「HANAZONO EXPO」をはじめとした機運醸成に取り組んできたが、万博開催まで1年余りに迫る中、生み出される周辺地域への波及効果を最大限に享受し、市内経済の発展・成長に繋げていく。

「子育てに係る無償化」について

- Q 選挙公約である「子育てに係る無償化」について、早期の達成が必要であるが進捗は。
- A 「0歳から2歳児の在宅子育て支援」について、国の「(仮称)子ども誰でも通園制度」の令和8年本格実施を見据え、令和6年度より試行的事業に位置付け実施する。また、小学校給食無償化については、令和6年度より、先ずは5・6年生の給食費の恒久的な無償化を実施する。

大阪広域水道企業団との経営統合について

- Q 大阪府では平成24年に「おおさか水道ビジョン」を策定し、最終的な将来像である「府域一水道」を目標に、水道事業統合は現在14団体に及んでいる。今議会に提案された企業団への統合による効果と、統合後の水道サービス、市民への影響は。
- A 統合による効果は、今後の施設整備における事業費等の縮減及び府補助金による効果額が105.5億円であり、その活用により将来の水道料金値上げ抑制が図れる。また、技術継承問題の解消、非常時対応の充実、業務効率、効果が見込まれる。

本市における人口減少の考え方について

- Q 実績・推計・目標達成状況を整理すると本市はかなり厳しい状況に置かれているが、今後前向きな議論をするためにも他市比較を含めた現状認識、目標未達成についての整理が必要ではないか。
- A 第2次総合計画の進行管理においては、PDCAの手法を用い、毎年度の施策評価を行ってきたが、人口目標を指標とした評価について不十分であったことは指摘のとおり。今後の総合計画の進行管理については、人口目標を指標とした評価を類似都市の人口推移との比較を含め行っていく。

学校施設長寿命化計画について

- Q 計画で示された目標耐用年数80年を迎える学校施設の発生が迫る中、今後の学校の在り方について一刻も早く検討を開始すべきではないか。
- A 今後教育委員会では、市域の児童数推移や学校施設の現状把握、また近年の他自治体における学校再編計画の事例調査等を進めるとともに本市における将来の学校施設の在り方や具体的な方向性について検討を進めていく。

養育費に関する公正証書作成支援について

- Q 養育費の未払いの問題は母子家庭の貧困率が高くなっている原因の一つと考えられる。本市においても【公正証書等作成支援補助】等を行われていると承知しているが、どのような方法で周知が行われているのか。
- A 事業の周知については、市政だよりやウェブサイトによる広報に加え、東大阪公証役場にチラシの配架を依頼し、市へ離婚届を取りに来た方へもチラシを配布しており、事業の周知に努めている。

塾代助成補助について

- Q 制度設計をしていくうえで、助成対象がいわゆる学習塾だけなのか、それ以外の習い事なども含めるのか、どのようにされるおつもりなのか。
- A 基礎学力の向上につながるものを基本として、対象となる年齢や所得、効果的な実施手法を、教育、福祉、子育てなど多角的な視点で検討し、質の高い制度の構築を指示していく。

常任委員会質問

文教委員会

- 1 東大阪市立立新高の志願者増への取り組みについて
- 2 福岡県みやま市での給食事業について
- 3 オーバードーズの対応について
- 4 災害時の学校施設における門の開設について
- 5 幼稚園・こども園ヘルパー及びこども園特別支援教育アシスタント配置事業について
- 6 スポーツマウスガード作成補助事業について
- 7 いじめ対応について
- 8 自主防災訓練の学校行事との連携について

など

民生保健委員会

- 1 個別避難計画作成事業について
- 2 児童手当支給経費について
- 3 ノロウイルス感染の対応について
- 4 アスマイル市町村オプション事業について
- 5 0～2歳児の保育料無償化について
- 6 待機児童の現状と子ども誰でも通園制度について
- 7 健康経営について(健康づくり課)

など

環境産業委員会

- 1 健康経営について(産業総務課に対して)
- 2 新たな観光まちづくり推進事業補助金について
- 3 空き店舗活用促進事業について
- 4 能登半島地震での対応を踏まえた無人航空機(ドローン)整備事業について
- 5 ゴミの不法投棄について
- 6 企業への外国人雇用に関する情報提供について
- 7 条例改正(産業技術センター関連)について

建設水道委員会

- 1 広域水道事業団との経営統合について
- 2 水道管路耐震化の今後の事業計画について
- 3 下水道管路耐震化の今後の事業計画について
- 4 合格マンホールカードの配布開始日、広報について
- 5 民間建築物耐震促進事業について
- 6 ライドシェアについて
- 7 近鉄大阪線連続立体交差事業について
- 8 自転車ヘルメット補助事業の電子申請の苦手な人に対する対応について

総務委員会

- 1 HANAZONO EXPOの内容と周知について
- 2 小中学生キャッシュレスチャレンジ周知について
- 3 防災の観点からの公式ラインの周知について
- 4 こどもの文化芸術体験事業について
- 5 物品等電子入札システム導入事業について
- 6 文化財資料の保管の在り方について
- 7 地域での防災啓発活動の活性化について
- 8 南海トラフ地震における液状化影響と広域災害に対する備えについて

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. <u>7</u>
支出内容	広報費 (ホームページ維持費) 5月分	
総経費 <u>9,515 円</u>	政務活動費 計上額 <u>9,515 円</u>	按分率 <u>100 %</u>

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。

りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0010	0223	
取扱店	お取引日	時刻
22341	06-05-07	09:57
お取引内容	お取引金額 (円)	手数料
振込	¥9,075	¥440
お取引後の残高 (円)		おつり

IC認証		

お振込明細またはご案内

三菱UFJ銀行

普通

カ) ウィンツーフロ様

オオサカイツノカイヒカ"シオオサカシキ"タ様

電話番号 06-4309-3000

取扱番号

印紙税申告納付につき
 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

請求書

2024年5月1日

大阪維新の会 東大阪市議団 御中
ご担当者様

株式会社 ウィンツープロ
〒584-0027
大阪府吹田市朝日町15-32
TEL: 06-8556-6974
FAX: 06-7632-3373
登録番号: T1120001175316



下記のとおりご請求申し上げます。

ご請求金額

¥9,075

品番・品名	数量	単価	金額
ホームページ維持 [https://ishin-higashiosaka.com]			
ドメイン取得・取得代行 (2021/05/01)	1	250	250
クイック認証 SSL証明書 取得	1	2,500	2,500
レンタルサーバー SSD 320GB	1	500	500
保守・管理費	1	3,000	3,000
メンテナンス・更新作業補助	1	2,000	2,000

	対象額 (税抜・円)	消費税 (円)
10% 対象	8,250	825
8% 対象	0	0
小計	8,250	825

お振込み手数料はご負担願います。

合計金額

9,075

お振込先 : 三菱UFJ銀行

普通口座

カ) ウィンツープロ

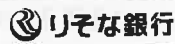
様式第12.(第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 8
支出内容	人件費 調査研究補助(人材派遣料)4月分	
総経費	339,680円 政務活動費	計上額 339,680円 按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号
0010	0223	
取扱店	お取引日	時刻
22341	06-05-13	09:10
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥339,570	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

IC認証		

お振込明細またはご案内		電信
お受取人	りそな銀行	
	普通	
	カ)エクソート"ツ"ヤハ"ン様	
ご依頼人	オオサカイツノカイヒカ"ツオオサカシキ"夕様	
	電話番号 06-4309-3000	印紙税申告納付につき東税務署承認済
	取扱番号	

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

注) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

4 月 度 合 計 請 求 書



577-8521
大阪府東大阪市荒本北1丁目1-1

大阪維新の会東大阪市議団
大阪維新の会
東大阪市議会議員 那須 宏幸 様

登録番号:T1120001111592
株式会社エクシードジャパン
532-0011
大阪府大阪市淀川区西中島4-22-8
新大阪神ビル7階
TEL: 06-6889-8666
FAX: 06-6889-6667



お支払方法: 振込
請求日: 2024/05/01
締日: 末
期間: 2024/04/01 ~ 2024/04/30

毎度格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
下記の通り、御請求申し上げます。

		御請求金額		
合計額	消費税額 税率(10%)	¥339,570	お支払期日	2024/05/31
¥308,700	¥30,870			

内訳
10%対象 ¥308,700
消費税 ¥30,870

振込先	0010 / 133- りそな銀行 かエクシードジャパン 普通	振込手数料はご負担いただきますようお願い申し上げます。
-----	--	-----------------------------

【請求明細】

税抜き
PAGE: 1

明細番号	雇用形態 / スタッフ氏名 (売上日 / 摘要)	日数	項目 (税区分)	単価	時間 (数量)	金額
1 勤怠	無期 勤怠	21	基本 (時給)	2,100	147.00	308,700
			普通残業	2,625	0.00	0
			深夜	2,625	0.00	0
			深夜残業	3,150	0.00	0
			その他時間外	2,625	0.00	0
			欠遅早控除			0
			交通費			
			立替金			
			課税調整1			
			課税調整2			
	【調整内訳】 インセンティブ 資格手当 特別手当 その他 課税調整1 課税調整2					
	小計					308,700

就業先企業名		大阪維新の会東大阪市議団								月払い		氏名			
就業先名称		大阪維新の会東大阪市議団								派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度					
就業先所在地		大阪府東大阪市荒木北1丁目1-1								役職・権限を有するなり。					
従事する業務内容		議員団内事務事務は対応は補助的な役割を担う										組織単位		大阪維新の会幹事長	
日付	曜日	開始時間 終了時間 休憩時間						労働時間				派遣先 検 量	備考(※1)		
		H	M	H	M	H	M	契約内	残業	深夜	深夜残業				
1	月	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00				
2	火	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00				
3	水	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00				
4	木	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00				
5	金	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00				
6	土														
7	日														
8	月	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00				
9	火	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00				
10	水	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00				
11	木	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00				
12	金	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00				
13	土														
14	日														
15	月	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00				
16	火	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00				
17	水	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00				
18	木	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00				
19	金	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00				
20	土														
21	日														
22	月	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00				
23	火	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00				
24	水	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00				
25	木	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00				
26	金	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00				
27	土														
28	日														
29	月													昭和の日(祝日)	
30	火	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00				
31															

合計

出勤日数

21日

147

00

00

00

【月末最終出勤日】にアプリを使いPDFを担当CDまでLINEで送付ください
 ※タイムシートが遅れると、給与振込が遅れる場合があります。
 ※【週払い希望者】は必ず土曜日に担当CDまでPDFを提出すること
 (遅れた場合、週払い対応ができなくなります)
 FAX:06-6889-6667
 ※労働契約書に記載している計算単位での記入をお願い致します。

検印1	検印2	検印3	検印4

21日

147h

定数	
欠勤(本人)	
欠勤(会社)	
有給	
休出	
特記事項	

個別契約番号: [REDACTED]

労働者派遣個別契約書

派遣先(以下「甲」という)と派遣元(以下「乙」という)とは、乙の行う甲に対する労働者派遣に関し、甲乙間で別途締結した労働者派遣基本契約(001-24-409)に基づき以下の条件の下に労働者派遣を行うことに合意し、ここに労働者派遣個別契約(以下「本契約」という)を締結する。

派遣先	名称	大阪維新の会東大阪市議団			
	所在地	〒 577-8521 大阪府東大阪市荒本北1丁目1-1			
	組織単位	大阪維新の会 幹事長			
	就業場所	〒 577-8521 大阪府東大阪市荒本北1丁目1-1 大阪維新の会	TEL 06-4309-3000		
	指揮命令者	部署 大阪維新の会 役職 東大阪市議会議員 氏名 那須 宏幸 様	TEL [REDACTED] FAX -		
派遣先責任者	部署 大阪維新の会 役職 幹事長 氏名 中原 健氏 様	TEL [REDACTED] FAX -			
	苦情担当責任者	部署 大阪維新の会 役職 東大阪市議会議員 氏名 那須 宏幸 様	TEL [REDACTED] FAX -		
	請求先	〒 577-8521 大阪府東大阪市荒本北1丁目1-1 大阪維新の会東大阪市議団 東大阪市議会議員 那須 宏幸 様			
派遣条件	業務内容	業務内容:議員団内事務、議員団電話対応、議員活動補助及び付随する業務全般 派遣人数 1名			
	派遣期間	2024年04月07日 ~ 2024年05月07日		事業所抵触日 無期雇用の為、抵触日無し	
	就業曜日及び就業時間	就業曜日 月曜日～金曜日 就業時間 9時00分 ~ 17時00分 勤怠管理 別紙タイムシート参照		基本労働時間 7時間00分 割増適用時間 8時間00分 を超えた時に適用 計算単位 15分	
	休憩時間	昼食等途中休憩 その他 0時間45分			
	時間外労働	有り (有りの場合:1日5時間 1ヶ月45時間 1年間360時間以内)			
	休日労働	無し (有りの場合:上限1ヶ月4日以内)			
	安全衛生	派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。			
	福利厚生	制服貸与の有無 貸与無し			
	派遣料金	基本料金 (1時間当り) ￥2,100 日額 時間外/法定外休日割増料金 (1時間当り) ￥2,625 (25%) 月額 深夜割増料金 (1時間当り) ￥2,625 (25%) 交通費 法定休日割増料金 (1時間当り) ￥2,835 (35%) 深夜時間外割増料金 (1時間当り) ￥3,150 (50%) ※記載されている派遣料金は税抜表示となっております。 ※派遣料金の請求に関しては、計算単位に基づき、小数点第2位までを算出、請求するものとする。 ※また、小数点第3位以下に関しては、切り捨て計算するものとする。			
	支払条件	締日 末日 入金日 翌月末日	計算単位 15分	支払方法 銀行振込	
	備考	※派遣料金備考:全ての労働者について、1週のうち日曜日を起算日とし、1日8時間、1週40時間を超える料金の請求は全て法定労働時間外割増料金での請求とする。ただし、1日8時間、1週40時間を超えずとも、無期雇用派遣労働者に限り、暦の上で31日の月は178時間、30日以下の月は168時間をそれぞれ超える料金の請求は全て法定外休日割増料金での請求とする。 また、全ての労働者について、法定休日労働は法定休日割増料金での請求とする。			
	派遣労働者からの苦情の処理	苦情処理方法、連携体制等 ① 派遣元事業主における苦情担当責任者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者と派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ② 派遣先における苦情担当責任者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者と派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ③ 派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。			

派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	労働者派遣の役務の提供を受ける者が、労働者派遣の終了後に、当該労働者派遣に係る派遣労働者を雇用する場合に、その雇用意思を事前に労働者派遣をする者に対し示すこととする。当該労働者及び派遣元事業主が職業紹介に同意した際には、派遣元事業主は適切な措置を行い、派遣先は派遣元事業主に対し、当該労働者の年間想定年収の10分の3を上乗せした手数料を支払うものとする。(手数料の額は、協定協議するものとする)				
派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与	派遣先は、派遣先の労働者に対して利用の機会を与える救護室、食堂、休憩室、及び更衣室等については、本契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者に対しても、利用の機会を与えるようにしなければならない。				
派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別	限定しない。				
派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別	限定する。				
責任の程度	役職・権限を有さない 部下0名 業務遂行責任のみ				
社会保険加入状況	派遣労働者の社会保険加入状況に関しては、別途派遣労働者選任通知書にて報告するものとする。				
労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置	(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ 派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。 (2) 就業機会の確保 派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。 (3) 損害賠償等に係る適切な措置 派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日分以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。 (4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示 派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。				
派遣元	派遣元責任者	部署 人材派遣事業部	役職 執行役員	氏名	TEL 06-6889-6666 FAX 06-6889-6667
	苦情担当責任者	部署 人材派遣事業部	役職 課長代理	氏名	TEL 06-6889-6666 FAX 06-6889-6667
	営業担当者	部署 人材派遣事業部	役職 課長代理	氏名	TEL 06-6889-6666 FAX 06-6889-6667

2024年04月01日

甲:

Z: 532-0011

大阪府大阪市淀川区西中島4-3-8 新大阪
阪神ビル7F

株式会社エクシードジャパン

代表取締役 嘉 康一

人材派遣 (派)



様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 9
支出内容	その他の経費 インターネット回線料 5月分	
総経費	6,325 円	政務活動費 計上額 1,581 円 按分率 25%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
大阪維新の会東大阪
市議団 様

お客様番号
[REDACTED]

2024年 5月ご請求分

金額(円)
¥6,325-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
24.5.22

取入印無効付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

請求書 (西日本ご利用分)

577 J011
東大阪市荒本北1丁目1-1

大阪維新の会東大阪市議団 様



024052101041541106

郵便区



03885

Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2024年 5月18日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【送付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M2002111003 03885 03860 00 J
61 00000 1 0 24050301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1/

2ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2024年 5月ご請求分	6,325円	2024年 5月31日 (金)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額

5,115円

NTTファイナンス分ご請求額

1,210円

(合計)

6,325円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光もともとと割、Web光もともとと割、ピーンと割、ピーンと学割、光はじめ割) は割引契約

期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

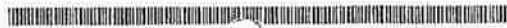
割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.



お客様ご請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年 5月 1 日
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [redacted])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分 5,115	5,400 -1,100 250 100 465	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 光はじめ割 4月 1日～ 4月30日 2026年04月～2026年06月以 外の解約は解約金がかかります ホームゲートウェイ 使用料 無線LAN端末使用料 消費税等相当額 (合計) 4月 1日～ 4月30日 4月 1日～ 4月30日 合算表示の料金合計×10%	合 算 合 算 合 算 合 算
◇NTT西日本分 (小計) 5,115	5,115	(小計)	
◇NTTフアイナンスご利用分 1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。 * 契約番号: [redacted]	非対象等
◇合計 6,325	6,325	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

M20021111003 03885 03860 00

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No.
支出内容	資料購入費 (新聞購読料) 5月分	10
総経費	4,800円 政務活動費 計上額 4,800円	按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

ASA

2024年 5月 領収証 06.10.12

東大阪市荒本北 1-1-1

20F東大阪市庁舎

大阪維新の会 東大阪市議団 様

購読銘柄	部数	金額	領収金額
※日本経済朝刊	1	4,800	¥4,800
			8%対象 4,444 税 356

下記不在の時06-6961-6590 本店へ。
 お支払は自動引落とします。

※は軽減税率対象 T6120001001418

(株)あさひやまもと 鴻池支店
 東大阪市箕輪3丁目1-38

TEL:072-962-9747 FAX:072-962-9748



注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

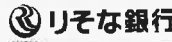
様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. //
支出内容	人件費 調査研究補助 (人材派遣料) 5月分	
総経費	341,412 円	政務活動費 計上額 341,412 円
		按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号
0010	0223	
取扱店	お取引日	時刻
22341	06-06-10	09:11
お取引内容	お取引金額 (円)	手数料
振込	¥341,302	¥110
お取引後の残高 (円)		おつり

IC認証		

お振込明細またはご案内		電信
りそな銀行		
普通		
カ) エクシード"ツ"ヤハ"ン様		
オオサカイツノカイヒカ"シオオサカシキ"タ様		
電話番号 06-4309-3000	印紙税申告納付につき東	
取扱番号	税務署承認済	

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

5 月 度 合 計 請 求 書



577-8521
大阪府東大阪市荒本北1丁目1-1

大阪維新の会東大阪市議団
大阪維新の会
東大阪市議会議員 那須 宏幸 様

登録番号:T1120001111592
株式会社エクシードジャパン
532-0011
大阪府大阪市淀川区西中島4-8-8
新大阪阪神ビル7階
TEL: 06-6889-6666
FAX: 06-6889-6667



お支払方法: 振込
請求日: 2024/06/05
締日: 末
期間: 2024/05/01 ~ 2024/05/31

毎度格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
下記の通り、御請求申し上げます。

		御請求金額		
合計額	消費税額 税率(10%)	¥341,302	お支払期日	2024/06/28
¥310,275	¥31,027			

内訳

..... 10% 対象 ¥310,275
消費税 ¥31,027

振込先	0010 / 133 りそな銀行 かエクシードジャパン 普通	振込手数料はご負担いただきますようお願い申し上げます。
-----	---	-----------------------------

【請求明細】 税抜き
PAGE: 1

明細番号	雇用形態 / スタッフ氏名 (売上日 / 摘要)	日数	項目 (税区分)	単価	時間 (数量)	金額
1 勤怠	無期	21	基本 (時給)	2,100	147.75	310,275
			普通残業	2,625	0.00	0
			深夜	2,625	0.00	0
			深夜残業	3,150	0.00	0
			その他時間外	2,625	0.00	0
			欠遅早控除			0
	【調整内訳】		交通費			
	課税調整1 インセンティブ 資格手当 特別手当 その他		立替金			
	課税調整2		課税調整1			
			課税調整2			
	小計					310,275

労働者派遣個別契約書

派遣先(以下「甲」という)と派遣元(以下「乙」という)とは、乙の行う甲に対する労働者派遣に関し、甲乙間で別途締結した労働者派遣基本契約(001-24-409)に基づき以下の条件の下に労働者派遣を行うことに合意し、ここに労働者派遣個別契約(以下「本契約」という)を締結する。

派遣先	名称	大阪維新の会東大阪市議団			
	所在地	〒 577-8521 大阪府東大阪市荒本北1丁目1-1			
	組織単位	大阪維新の会 幹事長			
	就業場所	〒 577-8521 大阪府東大阪市荒本北1丁目1-1 大阪維新の会	TEL 06-4309-3000		
	指揮命令者	部署 大阪維新の会 役職 東大阪市議会議員 氏名 那須 宏幸 様	TEL XXXXXXXXXX FAX -		
	派遣先責任者	部署 大阪維新の会 役職 幹事長 氏名 中原 健氏 様	TEL XXXXXXXXXX FAX -		
	苦情担当責任者	部署 大阪維新の会 役職 東大阪市議会議員 氏名 那須 宏幸 様	TEL XXXXXXXXXX FAX -		
派遣条件	請求先	〒 577-8521 大阪府東大阪市荒本北1丁目1-1 大阪維新の会東大阪市議団 東大阪市議会議員 那須 宏幸 様			
	業務内容	業務内容:議員団内事務、議員団電話対応、議員活動補助及び付随する業務全般 派遣人数 1名			
	派遣期間	2024年05月08日 ~ 2024年06月07日		事業所抵触日 無期雇用の為、抵触日無し	
	就業曜日及び 就業時間	就業曜日 月曜日～金曜日 就業時間 9時00分 ~ 17時00分 勤怠管理 別紙タイムシート参照 基本労働時間 7時間00分 割増適用時間 8時間00分 を超えた時に適用 計算単位 15分			
	休憩時間	昼食等途中休憩 その他 0時間45分			
	時間外労働	有り (有りの場合:1日5時間 1ヶ月45時間 1年間360時間以内)			
	休日労働	無し (有りの場合:上限1ヶ月4日以内)			
	安全衛生	派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。			
	福利厚生	制服貸与の有無 貸与無し			
	派遣料金	基本料金 (1時間当り) ￥2,100 日額 時間外/法定外休日割増料金 (1時間当り) ￥2,625 (25%) 月額 深夜割増料金 (1時間当り) ￥2,625 (25%) 交通費 法定休日割増料金 (1時間当り) ￥2,835 (35%) 深夜時間外割増料金 (1時間当り) ￥3,150 (50%) ※記載されている派遣料金は税抜表示となっております。 ※派遣料金の請求に関しては、計算単位に基づき、小数点第2位までを算出、請求するものとする。 ※また、小数点第3位以下に関しては、切り捨て計算するものとする。			
	支払条件	締日 末日 入金日 翌月末日 計算単位 15分		支払方法 銀行振込	
	備考	※派遣料金備考:全ての労働者について、1週のうち日曜日を起算日とし、1日8時間、1週40時間を超える料金の請求は全て法定労働時間外割増料金での請求とする。ただし、1日8時間、1週40時間を超えずとも、無期雇用派遣労働者に限り、暦の上で31日の月は176時間、30日以下の月は168時間をそれぞれ超える料金の請求は全て法定外休日割増料金での請求とする。 また、全ての労働者について、法定休日労働は法定休日割増料金での請求とする。			
	派遣労働者からの 苦情の処理	苦情処理方法、連携体制等 ① 派遣元事業主における苦情担当責任者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者と派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ② 派遣先における苦情担当責任者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者と派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ③ 派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。			

派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	労働者派遣の役務の提供を受ける者が、労働者派遣の終了後に、当該労働者派遣に係る派遣労働者を雇用する場合に、その雇用意思を事前に労働者派遣をする者に対し示すこととする。当該労働者及び派遣元事業主が職業紹介に同意した際には、派遣元事業主は適切な措置を行い、派遣先は派遣元事業主に対し、当該労働者の年間額定年収の10分の3を上回した手数料を支払うものとする。(手数料の額は、都度協議するものとする)				
派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与	派遣先は、派遣先の労働者に対して利用の機会を与える教護室、食堂、休憩室、及び更衣室等については、本契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者に対しても、利用の機会を与えるようにしなければならない。				
派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別	限定しない。				
派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別	限定する。				
責任の程度	役職・権限を有さない 部下0名 業務遂行責任のみ				
社会保険加入状況	派遣労働者の社会保険加入状況に関しては、別途派遣労働者選任通知書にて報告するものとする。				
労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置	(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ 派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。 (2) 就業機会の確保 派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。 (3) 損害賠償等に係る適切な措置 派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日分以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。 (4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示 派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。				
派遣元	派遣元責任者	部署 人材派遣事業部	役職 執行役員	氏名 [redacted]	TEL 06-6889-6666 FAX 06-6889-6667
	苦情担当責任者	部署 人材派遣事業部	役職 営業	氏名 [redacted]	TEL 06-6889-6666 FAX 06-6889-6667
	営業担当者	部署 人材派遣事業部	役職 営業	氏名 [redacted]	TEL 06-6889-6666 FAX 06-6889-6667

2024年04月25日

甲:

乙: 532-0011

大阪府大阪市淀川区西中島4-3-8 新大阪
阪神ビル7F
株式会社エクシードジャパン
代表取締役 嘉 康一
人材派遣 (派) [redacted]



タイムシート【大阪】										会社名: 株式会社エクシードジャパン 住所: 大阪府淀川区西中島4-3-8新大阪ビル7階										2024年5月分																													
就業先企業名										大阪維新の会東大阪市議団										月払い										氏名																			
就業先名称										大阪維新の会東大阪市議団										派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度																													
就業先所在地										大阪府東大阪市荒井北1丁目1-1										使用・制限										正有となり																			
従事する業務内容										議員団内事務等は市内は補助員に付随勤務										就業単位										大阪維新の会幹事長																			
日付	曜日	開始時間		終了時間		休憩時間		労働時間		契約内		残業		深夜		深夜残業		派遣先		備考(※1)																													
		H	M	H	M	H	M																																										
1	水	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00																																						
2	木	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00																																						
3	金																																																
4	土																																																
5	日																																																
6	月																																																
7	火	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00																																						
8	水	09	00	17	30	01	00	07	00	00	30																																						
9	木	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00																																						
10	金	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00																																						
11	土																																																
12	日																																																
13	月	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00																																						
14	火	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00																																						
15	水	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00																																						
16	木	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00																																						
17	金	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00																																						
18	土																																																
19	日																																																
20	月	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00																																						
21	火	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00																																						
22	水	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00																																						
23	木	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00																																						
24	金	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00																																						
25	土																																																
26	日																																																
27	月	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00																																						
28	火	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00																																						
29	水	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00																																						
30	木	09	00	17	00	01	00	07	00	00	00																																						
31	金	09	00	17	15	01	00	07	00	00	15																																						

(※1) 就業場所、業務内容に変更があった場合、備考欄に記入ください。

合計	出勤日数	21	日	147	00	00	45													
----	------	----	---	-----	----	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

45

【月末最終出勤日】にアプリを使いPDFを担当CDまでLINEで送付ください
※タイムシートが遅れると、給与振込が遅れる場合があります。
※【遅払い希望者】は必ず土曜日中に担当CDまでPDFを提出すること
(遅れた場合、遅払い対応ができなくなります)
FAX: 06-8889-6687
※労働契約書に記載している計算単位での記入をお願い致します。

定数	
欠勤(本人)	
欠勤(会社)	
有給	
休出	
特記事項	

捺印1	捺印2	捺印3	捺印4

21日
147,75h

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. <u>12</u>
支出内容	人件費 社労士初期費用	
総経費 <u>75,283 円</u>	政務活動費	計上額 <u>75,283 円</u> 按分率 <u>100%</u>

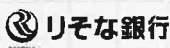
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。

※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。

※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰ってください。



取引銀行	取引店	口座番号
0010	0223	
取扱店	お取引日	時刻
22341	06-06-13	09:29
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥74,843	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

IC認証

お振込明細またはご案内
三井住友銀行
普通
コーポレート・ロウソク・オフィス、フジイ コウ様
オオサカイ・ツノカイ・ヒカ・シオ・オサカ・キ・タ様

電信

お依頼人
電話番号 06-4309-3000
取扱番号

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

請求書

大阪維新の会 東大阪市議団 御中

請求日 2024-06-11
請求書番号
登録番号 T1810212953249

コーディ社労士オフィス

下記の通りご請求申し上げます。

550-0003
大阪府大阪市西区京町堀1-11-7
京旺ビル4階8号室

件名 社労士顧問・給与計算初期設定費用等

小計	消費税	源泉所得税	請求金額
75,000円	7,500円	-7,657円	74,843円

入金期日	振込先
2024-06-30	三井住友銀行 (普通) コーディ社労士オフィス 支店

摘要	数量	単価	明細金額
社労士顧問・給与計算初期設定費用	1	15,000	15,000
労災保険関係成立届	1	10,000	10,000
労働保険料概算申告書	1	20,000	20,000
雇用契約書の作成及び入社時誓約書・秘密保持誓約書の提供	1	30,000	30,000

内訳	10%対象(税抜)	75,000円
	10%消費税	7,500円

備考
誠に恐れ入りますが振込手数料はお客様の負担をお願いいたします。



社会保険労務士 顧問委嘱契約書

委任者 大阪維新の会東大阪市議団(以下「甲」という。)と受任者 コーディ社労士オフィス 藤井幸太(以下「乙」という。)は、社会保険労務士の業務に関して下記のとおり契約を締結する。

第1条 委任事務の範囲

別紙1に定めるとおり

第2条 契約期間

この契約の期間は 令和6年7月1日から令和7年6月30日まで1年間とし、甲乙いずれか一方から上記期間の満了までに解除又は変更の申し入れがないかぎり、同一条件で更新されたものとする。

第3条 報酬の額

(1) 月額 15,000 円※(消費税別)

初期費用 15,000 円※(消費税別)

但し、経済状況の変動、委任事務の増加等により、上記の報酬の額が不相当になったときは、甲乙協議の上これを改定する。

(2) 委任事務を処理するために必要な旅費、日当及び宿泊料等の実費は甲の負担とする。ただし、これらの旅費、日当及び宿泊費等が必要な出張を要する場合には、事前に甲乙確認の上で実施するものとする。

第4条 支払の時期及び方法

【月額報酬】

甲は、当月分の報酬を乙の指定する銀行口座へ当月末日までに振込みをするものとする。(口座振替の場合は翌月8日に引き落とし)。

【初期費用】

甲は、初期費用を乙の指定する銀行口座へ6月末日までに振り込みをするものとする。ただし、甲の都合により委任事務の着手前に契約を解除したときは、既に支払った報酬の返還を請求しない。また、着手後に解除したときは直ちに契約した報酬の既経過未払分を支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第5条 資料の提供と責任

- (1) 甲は、委任事務の遂行に必要な説明、書類、記録その他の資料(以下「資料等」という。)をその責任と費用負担において乙に提供しなければならない。
- (2) 資料等は、乙の請求があった場合には、甲は速やかに提出しなければならない。資料等の提出が乙の正確な業務遂行に要する期間を経過した後であるときは、それに基づく不利益は甲において負担する。
- (3) 甲の資料等の提供不足、誤りなどの不備に基因する委任事務上の瑕疵については、乙はその責任を負わない。
- (4) 乙は委任事務を遂行するにあたり、甲の協力が得られないことにより甲に生じた損失については、乙は甲に対し責任を負わない。
- (5) 乙は甲より資料の提供を受けた場合、善良なる管理者の注意を持ってこれを保管する。

第6条 個人情報保護

- (1) 乙は、第1条に掲げる委任事務上知り得た甲に関する個人情報等に関し、正当な理由なく第三者に開示又は漏洩してはならないものとし、また委任事務的以外の目的で使用することはできない。
- (2) 乙は、委任事務の遂行のため甲より取得した資料等及びそれらの資料等に基づく作成資料等については、第三者に開示又は漏洩してはならないものとし、また委任事務の目的以外に使用することはできない。
- (3) 第1項及び前項に定める義務は本契約終了後も存続するものとする。

第7条 契約解除

- (1) 甲及び乙は、第2条に掲げる契約期間にかかわらず、本契約を解除する場合は解除希望日の1ヶ月前までに相手方に対し、その旨を通知しなければならない。
- (2) 甲及び乙は、相手方に以下のいずれかの事由が生じた場合には、直ちに本契約を解除することができる。
 - イ 甲乙間の信頼関係を損なう重大な過失または背信行為があったとき
 - ロ 第4条に定める期日を2ヶ月経過しても支払の無いとき

第8条 反社会的勢力の排除

- (1) 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - イ 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - ロ 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 - ハ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
 - ニ 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - (イ) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (ロ) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- (2) 甲又は乙の一方について、本契約の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
 - イ 前項イ又はロの確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - ロ 前項ハの確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - ハ 前項ニの確約に反する行為をした場合

上記の通り、甲、乙当事者間において契約し本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各々記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 6 年 6 月 11 日

【甲】 大阪府東大阪市荒井北 1-1-1
大阪維新の会 東大阪市議員

【乙】 大阪府大阪市西区京町堀一丁目11番7号 京旺ビル4階B号室サウスホレストビル4階
コーディ社労士オフィス
藤井 幸太

【委任事務の範囲（第1条関係）】

給与・賞与計算業務

- 月次給与支給額の計算
- 賞与支給額の計算
- 給与・賞与明細書の作成
- 有給管理簿の作成

労務相談

- 労務相談（電話、メール、WEB面談）
- 法改正情報の提供

労働社会保険手続き

- 従業員の入社・退社・異動に関する手続きの書類作成・提出代行
- 産前産後休業・育児休業・介護休業に関する手続きの書類作成・提出代行
- 算定基礎届・月額変更届・賞与支払届に関する手続きの書類作成・代行
- 労働保険料に関する書類作成・提出代行
- 労働者災害補償保険法に基づく保険給付に関する手続きの書類作成・代行

【委任事務の範囲（第1条関係）に含まれない業務】

- 労災保険・雇用保険・社会保険の新規設置及び廃止手続き
- 求人票の作成・提出
- 年金事務所・労働基準監督署の調査立ち合い
- 人事評価制度設計
- 就業規則作成
- 従業員向け研修

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 13
支出内容	その他の経費 インターネット回線料 6 月分	
総経費 6,116 円	政務活動費	計上額 1,529 円 按分率 25%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電話料金等払込受領証
 西日本ご利用分

ご請求先氏名
 大阪維新の会東大阪
 市議団 様

お客様番号
 [REDACTED]

2024年 6月ご請求分
 金額(円)
 ¥6,116-

受取人
 NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
 0800-3335550

領収④
 217834
 24.6.21
 ローソン東大阪
 花水西丁目店

収入印紙貼付欄
 (金融機関・CVS用)→お客様

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

請求書 (西日本ご利用分)

577-0011
東大阪市荒本北1丁目1-1

大阪維新の会東大阪市議団 様



024062101044507714

郵便区内利用



06390

Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70発行年月日 2024年 6月17日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【添付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021111004 06390 06363 00 J
91 110000 1 0 24060301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1/

2ページ)

お客様請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2024年 6月ご請求分	6,116円	2024年 7月 1日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

適格請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社 (登録番号: T8010401005011)

10%対象請求額 (税込) 4,906円 うち消費税等 446円

非対象等請求額 1,210円 ご請求額合計 6,116円

※各社のご利用料金・利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光もともと割、Web光もともと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約

期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年 6月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆NTT西日本ご利用分 4,906	5,400 -1,290	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 5月 1日～ 5月31日 光はじめ割 2026年04月～2026年06月以 外の解約は解約金がかかります	合 算 合 算
	250 100 446	ホームゲートウェイ 使用料 5月 1日～ 5月31日 無線LAN端末使用料 5月 1日～ 5月31日 消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	合 算 合 算
◇NTT西日本分 (小計) 4,906	4,906	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分 1,210	1,210	OCN光 with フレッツ利用料等 NTTコム (回収代行) ご利用分。 * 契約番号:	非対象等
◇合計 6,116	6,116	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料金は、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。 https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/	***ユニバーサルサービス料について*** ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単位) が公表されています。
---	---

M20021111004 06390 06363 00 J

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙			No. 14												
支出内容	資料購入費 (新聞購読料) 6月分														
総経費	4,800円	政務活動費 計上額	4,800円 按分率 100%												
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。															
ASA 2024年 6月 領収証 06.10.12 顧客No. XXXXXXXXXX 東大阪市荒本北 1-1-1 20F 東大阪市庁舎 大阪維新の会 東大阪市議団 様 <table border="1"><thead><tr><th>購読銘柄</th><th>部数</th><th>金額</th><th>領収金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>※日本経済朝刊</td><td>1</td><td>4,800</td><td>¥4,800</td></tr><tr><td colspan="3"></td><td>8%対象 4,444 税 356</td></tr></tbody></table> 下記不在の時06-6961-6590 本店へ。 お支払は自動引落とします。 ※は軽減税率対象 T6120001001418 ㈱あさひやまもと 鴻池支店 東大阪市箕輪3丁目1-38 TEL:072-962-9747 FAX:072-962-9748   注) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。				購読銘柄	部数	金額	領収金額	※日本経済朝刊	1	4,800	¥4,800				8%対象 4,444 税 356
購読銘柄	部数	金額	領収金額												
※日本経済朝刊	1	4,800	¥4,800												
			8%対象 4,444 税 356												

領収書貼付用紙		No. 16
支出内容	人件費 その他の経費 事務費 旅費 報酬 補助金	
総経費	7,657 円	政務活動費 計上額 7,657 円
		按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

源泉分(6ヵ月分)

納期等の区分
 0606
 支払分源泉所得税
 及び復興特別所得税

証券受領

印

源泉所得等の 所得税額(等)		月												年			
区	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
32309	06																
060613																	
75000																	
7657																	
7657																	
7657																	

年末調整による
不足税額

年末調整による
超過税額

本 税

延 滞 税

合計額

日本銀行(本店・支店・代理店・税入代理店(郵便局を
含む。))又は税務署の領収日付印が押されているかお
確かめください。

源泉所得等の
所得税額(等)

東大阪

大阪府東大阪市長本北1-1-1

大阪維新の会 東大阪市長本北1-1-1

大阪維新の会 東大阪市長本北1-1-1

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

様式第 1 2 (第 6 条第 3 項関係)

領収書貼付用紙		No. 17
支出内容	人件費 調査研究補助 (人材派遣料) 6 月分	
総経費	291,170 円 政務活動費 計上額 291,170 円	按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号
0010	0223	
取扱店	お取引日	時刻
22341	06-07-16	10:22
お取引内容	お取引金額 (円)	手数料
振込	¥291,060	¥110
お取引後の残高 (円)		おつり
¥5,823,650		
IC 認証		

お振込明細またはご案内		電信
りそな銀行		
普通		
カ) エクソート "ツ" ヤハ "ソ" 様		
オオサカイツノカイヒカ "シ" オオサカ "キ" タ様		
電話番号 06-4309-3000	印紙税申告納付につき東	
取扱番号	税務署承認済	
*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →		

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

6 月 度 合 計 請 求 書

577-8521
大阪府東大阪市荒本北1丁目1-1



大阪維新の会東大阪市議団
大阪維新の会
東大阪市議会議員 那須 宏幸 様

登録番号:T1120001111592
株式会社エクシードジャパン
532-0011
大阪府大阪市淀川区西中島4-3-8
新大阪阪神ビル7階
TEL: 06-6889-6666
FAX: 06-6889-6667



お支払方法: 振込
請求日: 2024/07/02
締日: 未
期間: 2024/06/01 ~ 2024/06/30

毎度格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
下記の通り、御請求申し上げます。

合計額	消費税額 税率(10%)	御請求金額	お支払期日
¥264,600	¥26,460	¥291,060	2024/07/31

内訳
%対象 ¥264,600
消費税 ¥26,460

振込先	0010 / 133 りそな銀行 カエクシードジャパン 普通
-----	---

振込手数料はご負担いただきますようお願い申し上げます。

【請求明細】

税抜き

PAGE: 1

明細番号	雇用形態 / スタッフ氏名 (売上日 / 摘要)	日数	項目 (税区分)	単価	時間 (数量)	金額
1 勤怠	無期 [Redacted]	18	基本 (時給)	2,100	126.00	264,600
			普通残業	2,625	0.00	0
			深夜	2,625	0.00	0
			深夜残業	3,150	0.00	0
			その他時間外	2,625	0.00	0
			欠遅早控除			0
			交通費			
			立替金			
			課税調整1			
			課税調整2			
	【調整内訳】 課税調整1 インセンティブ 資格手当 特別手当 その他 課税調整2					
	小計					264,600

個別契約番号: [REDACTED]

労働者派遣個別契約書

派遣先(以下「甲」という)と派遣元(以下「乙」という)とは、乙の行う甲に対する労働者派遣に関し、甲乙間で別途締結した労働者派遣基本契約(001-24-409)に基づき以下の条件の下に労働者派遣を行うことに合意し、ここに労働者派遣個別契約(以下「本契約」という)を締結する。

派遣先	名称	大阪維新の会東大阪市議団			
	所在地	〒 577-8521 大阪府東大阪市荒本北1丁目1-1			
	組織単位	大阪維新の会 幹事長			
	就業場所	〒 577-8521 大阪府東大阪市荒本北1丁目1-1 大阪維新の会	TEL 06-4309-3000		
	指揮命令者	部署 大阪維新の会 役職 東大阪市議会議員 氏名 那須 宏幸 様	TEL [REDACTED] FAX -		
派遣先責任者	部署 大阪維新の会 役職 幹事長 氏名 中原 健氏 様	TEL [REDACTED] FAX -			
	苦情担当責任者	部署 大阪維新の会 役職 東大阪市議会議員 氏名 那須 宏幸 様	TEL [REDACTED] FAX -		
	請求先	〒 577-8521 大阪府東大阪市荒本北1丁目1-1 大阪維新の会東大阪市議団 東大阪市議会議員 那須 宏幸 様			
	業務内容	業務内容:議員団内事務、議員団電話対応、議員活動補助及び付随する業務全般 派遣人数 1名			
	派遣期間	2024年06月08日 ~ 2024年07月08日 事業所抵触日 無期雇用の為、抵触日無し			
就業曜日及び就業時間	就業曜日	月曜日～金曜日 基本労働時間 7時間00分			
	就業時間	9時00分 ~ 17時00分 割増適用時間 8時間00分 を超えた時に適用 計算単位 15分			
	休憩時間	昼食等途中休憩 その他 0時間45分			
	時間外労働	有り (有りの場合:1日5時間 1ヶ月45時間 1年間360時間以内)			
	休日労働	無し (有りの場合:上限1ヶ月4日以内)			
安全衛生	派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。				
	福利厚生	制服貸与の有無 貸与無し			
	派遣料金	基本料金 (1時間当り) ￥2,100 日額 時間外/法定外休日割増料金 (1時間当り) ￥2,625 (25%) 月額 深夜割増料金 (1時間当り) ￥2,625 (25%) 交通費 法定休日割増料金 (1時間当り) ￥2,835 (35%) 深夜時間外割増料金 (1時間当り) ￥3,150 (50%) ※記載されている派遣料金は税抜表示となっております。 ※派遣料金の請求に関しては、計算単位に基づき、小数点第2位までを算出、請求するものとする。 ※また、小数点第3位以下に関しては、切り捨て計算するものとする。			
	支払条件	締日 末日 入金日 翌月末日 計算単位 15分 支払方法 銀行振込			
	備考	※派遣料金備考:全ての労働者について、1週のうち日曜日を起算日とし、1日8時間、1週40時間を超える料金の請求は全て法定労働時間外割増料金での請求とする。ただし、1日8時間、1週40時間を超えずとも、無期雇用派遣労働者に限り、暦の上で31日の月は176時間、30日以下の月は168時間をそれぞれ超える料金の請求は全て法定外休日割増料金での請求とする。 また、全ての労働者について、法定休日労働は法定休日割増料金での請求とする。			
派遣労働者からの苦情の処理	苦情処理方法、連携体制等 ① 派遣元事業主における苦情担当責任者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者と派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ② 派遣先における苦情担当責任者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者と派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ③ 派遣先及び派遣元事業主は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。				

派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	労働者派遣の役務の提供を受ける者が、労働者派遣の終了後に、当該労働者派遣に係る派遣労働者を雇用する場合に、その雇用意思を事前に労働者派遣をする者に対し示すこととする。当該労働者及び派遣元事業主が職業紹介に同意した際には、派遣元事業主は適切な措置を行い、派遣先は派遣元事業主に対し、当該労働者の年間想定年収の10分の3を上限とした手数料を支払うものとする。(手数料の額は、都度協議するものとする)				
派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与	派遣先は、派遣先の労働者に対して利用の機会を与える教護室、食堂、休憩室、及び更衣室等については、本契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者に対しても、利用の機会を与えるようにしなければならない。				
派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別	限定しない。				
派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別	限定する。				
責任の程度	役職・権限を有さない 部下0名 業務遂行責任のみ				
社会保険加入状況	派遣労働者の社会保険加入状況に関しては、別途派遣労働者選任通知書にて報告するものとする。				
労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置	(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ 派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。 (2) 就業機会の確保 派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。 (3) 損害賠償等に係る適切な措置 派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。 (4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示 派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。				
派遣元	派遣元責任者	部署 人材派遣事業部	役職 執行役員	氏名	TEL 06-6889-6666 FAX 06-6889-6667
	苦情担当責任者	部署 人材派遣事業部	役職 営業	氏名	TEL 06-6889-6666 FAX 06-6889-6667
	営業担当者	部署 人材派遣事業部	役職 営業	氏名	TEL 06-6889-6666 FAX 06-6889-6667

2024年05月30日

甲:

乙: 532-0011

大阪府大阪市淀川区西中島4-3-8 新大阪
阪神ビル7F

株式会社エクシードジャパン

代表取締役 嘉 康一

人材派遣 (派) [redacted]



タイムシート【大阪】

会社名 株式会社エグゼクティブ
住所 大阪府大阪市西中島4-3-8新大阪ビル7階

2024年6月分

就業先企業名

大阪府議会

月払い

氏名

就業先名称

大阪府議会

就業先所在地

大阪府東区市街、市北1丁目

派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

従事する業務内容

議員団内事務支援、行政事務補助、広報活動

使用・制限 正有でない

就業先単位 大阪府議会の幹事

日付 曜日 開始時間 終了時間 休憩時間 労働時間 契約内 残業 深夜 深夜残業 派遣先 備考(※1)

日付	曜日	開始時間 H M	終了時間 H M	休憩時間 H M	労働時間	契約内	残業	深夜	深夜残業	派遣先	備考(※1)
1	土										
2	日										
3	月	01:00	17:00	01:00	07:00	00:00					
4	火	09:00	17:00	01:00	07:00	00:00					
5	水	09:00	17:00	01:00	07:00	00:00					
6	木	09:00	17:00	01:00	07:00	00:00					
7	金	09:00	17:00	01:00	07:00	00:00					
8	土										
9	日										
10	月	09:00	17:00	01:00	07:00	00:00					
11	火	09:00	17:00	01:00	07:00	00:00					
12	水	09:00	17:00	01:00	07:00	00:00					
13	木	09:00	17:00	01:00	07:00	00:00					
14	金	09:00	17:00	01:00	07:00	00:00					
15	土										
16	日										
17	月	09:00	17:00	01:00	07:00	00:00					
18	火	09:00	17:00	01:00	07:00	00:00					
19	水	09:00	17:00	01:00	07:00	00:00					
20	木	09:00	17:00	01:00	07:00	00:00					
21	金	09:00	17:00	01:00	07:00	00:00					
22	土										
23	日										
24	月										
25	火	09:00	17:00	01:00	07:00	00:00					有給
26	水	09:00	17:00	01:00	07:00	00:00					
27	木	09:00	17:00	01:00	07:00	00:00					
28	金										有給
29	土										
30	日										
31											

合計

出勤日数

18日

126

00

00

00

00

00

00

00

00

00

00

00

00

00

00

00

00

00

00

00

00

00

【月末最終出勤日】にアプリを使いPDFを担当CDまでLINEで送付ください

※タイムシートが遅れると、給与振込が遅れる場合があります。

※【遅払い希望者】は必ず土曜日に担当CDまでPDFを提出すること

(遅れた場合、遅払い対応ができなくなります)

FAX 06-6889-6667

※労働契約書に記載している計算単位での記入をお願いします。

検印1

検印2

検印3

検印4

定数

欠勤(本人)

欠勤(会社)

有給

休出

特記事項

18日

126h

領収書貼付用紙		No. 18
支出内容	広報費(市政報告紙配布料) 維新プレス	
総経費	297,110 円 政務活動費 計上 297,110 円	按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰ってください。

りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0010	0223	
取扱店	お取引日	時刻
22341	06-07-22	11:39
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥296,670	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

IC認証		

お振込明細またはご案内		電信
お受取人	三井住友銀行	
	普通	
か)	アサヒオリコミオオサカ様	
登録番号	0002	
ご依頼人	オオサカイツノカイヒカツオオサカツキマ様	
電話番号	06-4309-3000	
取扱番号		

印紙税申告納
 付につき東
 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

請求書 別紙

原本は No. 21 にあります。

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

〒 577-8521
東大阪市荒本北1ー1ー1
東大阪役所20階
大阪維新の会東大阪市議団 御中

請求書

2024年07月分

請求No. 171
発行日 2024年07月16日
請求先コード

株式会社朝日オリコ

登録番号 T4120001040938



〒 530-0005
大阪府大阪市北区中之島2-3-18
中之島フェスティバルタワー2階
TEL 06-7777-9316 FAX 06-6226-1322
担当 樹下 裕一

毎度お引立賜りありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。
ご入金と本請求書が前後した場合はご容赦下さい。

今回ご請求額 (税抜)		消費税額	今回ご請求額 (税込)
¥269,700		¥26,970	¥296,670
税率	税率別ご請求額 (税抜)	税率別消費税額	税率別ご請求額 (税込)
10%	¥269,700	¥26,970	¥296,670
8%	¥0	¥0	¥0

振込先口座

取引銀行 三井住友

普通

口座名義 朝日オリコ株式会社

摘要		単価	数量	税抜金額	税率	軽
07/26 B4 大阪維新の会 東大阪市議団 維新東大阪プレス Vol. 3						
管内折込 大阪府		3,000	87,000	261,000	10%	
送料				8,700	10%	
合計額:				269,700		

送料合計: 8,700
今回ご請求額 (税抜): 269,700

業務請負契約書

令和6年7月12日

甲（発注人）

東大阪市荒本北1-1-1

大阪維新の会 東大阪市議団

中原 健氏



乙（請負人）

大阪市北区中之島2-3-18

中之島フェスティバルタワー2階

株式会社朝日オリコミ大阪

代表取締役社長 吉野 道也

乙は、甲が制作した広報紙の新聞折り込み業務を下記の通り請負うものとする。

1. 業務内容

広報紙の新聞への折り込み業務

2. 実施日

令和6年7月26日

3. 請負料金

¥269,700円（消費税別途）

4. 支払い

甲は乙に対し業務実施日の3日前までに支払うものとする。

5. その他

甲または乙が、本契約の遂行に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ円満に解決するものとする。

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 19
支出内容	人件費 税理士初期費用	
総経費 29,937 円	政務活動費 計上額 29,937 円	按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

06-07-22	カード
06-07-22	カード
06-07-22	カード
06-07-22	カード
06-07-29	振替
06-07-31	カード
06-07-31	送金
06-07-31	手数料
06-07-31	カード
06-07-31	カード
06-07-31	カード
06-07-31	カード

*29,937 ZHヒイリシホウシウ

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

令和 6年 7月22日

〒577-8521
大阪府
東大阪市
荒本北1丁目1番1号

登録番号: T1810230743788
勝田大介税理士事務所

大阪維新の会東大阪市議団 御中

〒651-0065
兵庫県神戸市中央区
割塚通4丁目2番16号

TEL 050-5883-5965
FAX

請求書

※適格請求書

下記の通り、ご指定の預金口座へ口座振替によりご請求申し上げます。

口座振替日 令和 6年 7月 29 日

振替口座

りそな銀行
預金科目 普通 口座番号 [REDACTED]
(口座番号の一部を非表示しております。)
口座名義 株式会社勝田大介税理士事務所

※口座への入金、振替日前日までにお済ませ願います

単位: 円

[当月請求分 明細]

取引日	内 訳	金 額	源泉所得税
2024/07月分	月決報酬	10,000	1,021
2024/08月分	月決報酬	10,000	1,021
2024/06/30	臨時報酬	10,000	1,021

区 分	金 額	消費税額	源泉所得税	差引額
10%対象合計	30,000	3,000	3,063	29,937
小 計	30,000	3,000	3,063	29,937
(Ⅰ)当月請求分 合計				29,937

※ 税率 8%
一 税率 非課税
税率 自由入力

(Ⅱ)当月立替分 合計

0

(Ⅲ)前月以前分残高

0

合計ご請求額(Ⅰ)+(Ⅱ)+(Ⅲ)

29,937

<<上記事務所からのお知らせ>>



業務委任契約書

委任者 : 大阪維新の会東大阪市議団

受任者 : 勝田大介税理士事務所



業務委任契約書

委任者 大阪維新の会東大阪市議団（以下「甲」という）と、受任者 勝田大介税理士事務所（以下「乙」という）は、次のとおり契約を締結する。

第1条 委任業務の範囲

税務に関する委任の範囲は、次のとおりとする。

1. 月次業務

- ① 甲が雇用する者の源泉所得税額管理事務
- ② 士業報酬の源泉所得税額管理事務
- ③ 源泉所得税の納付書の作成

2. 年末業務

- ① 法定調書（源泉徴収票、支払調書）の作成と各役所への提出
- ② 甲が雇用する者の源泉徴収票の作成
- ③ 源泉所得税の納付書の作成

第2条 契約期間

令和6年7月1日から令和7年6月30日までの1年間とする。

但し、当事者から申し出のない限り契約は自動的に更新するものとする。

第3条 報酬の額

1. 月次業務として月額

金 10,000 円

2. 年末業務

金 50,000 円

上記報酬額には別途消費税が付加される。

第4条 支払時期及び支払方法

1. 月次業務報酬の支払時期及び支払方法は、翌月分を当月の末日までに乙の指定する方法により前払いで支払うものとする。
2. 年末業務報酬については、業務の完了後に乙の指定する方法により支払うものとする。
2. 乙の指定する方法は自動振替の方法とする。

第5条 資料等の提供及び責任

1. 甲は、委任業務の遂行に必要な説明、書類、記録その他の資料（以下「資料等」という）をその責任と費用負担において乙に提供しなければならない。
2. 資料等は、乙の請求があった場合には、甲は速やかに提出しなければならない。資料の提出が乙の正確な業務遂行に要する期間を経過した後であるときは、それに基づく不利益は甲において負担する。
3. 甲の資料提供の不足、誤りに基づく不利益は甲において負担する。
4. 乙は、業務上知り得た甲の秘密を正当な理由なく他に漏らし、または窃用してはならない。

第6条 情報の開示と説明及び免責

1. 乙は甲の委任事務の遂行に当たり、とるべき処理の方法が複数存在し、いずれかの方法を選択する必要があるとき、及び相対的な判断を行う必要があるときは甲に説明し、承諾を得なければならない。
2. 甲が前項の乙の説明を受け承諾したときは、当該項目につき後に生じる不利益について乙はその責任を負わない。

第7条 その他

本契約に定めのない事項並びに本契約の内容につき変更が生じることとなった場合は、甲乙協議のうえ、誠意をもってこれを解決するものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙各々記名押印のうえ、各自1通を保管する。

令和 6 年 6 月 18 日

委任者（甲）住所 大阪府東大阪市荒本北1丁目1-1
名称 大阪維新の会東大阪市議団
幹事長 中原 健氏 

受任者（乙）住所 神戸市中央区割塚通4丁目2番16号
名称 勝田大介税理士事務所
税理士 勝田 大介 

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 20
支出内容	資料購入費 (新聞購読料) 7月分	
総経費 4,800円	政務活動費 計上額 4,800円	按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

ASA

2024年 7月 領収証

06.10.12
顧客No. [REDACTED]

東大阪市荒本北 1-1-1
20F東大阪市庁舎

大阪維新の会 東大阪市議団 様

購読銘柄	部数	金額	領収金額
※日本経済朝刊	1	4,800	¥4,800
			8%対象 4,444税 356

下記不在の時06-6961-6590 本店へ。
お支払は自動引落としもございます。

※は軽減税率対象 T6120001001418
(株)あさひやまもと 鴻池支店
東大阪市箕輪3丁目1-38

TEL:072-962-9747 FAX:072-962-9748



注) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 21
支出内容	広報費 (市政報告紙製作料) 維新プレス	
総経費	330,403 円	政務活動費 計上額 330,403 円 按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細
 毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。

りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0010	0223	
取扱店	お取引日	時刻
22341	06-07-31	13:23
お取引内容	お取引金額 (円)	手数料
振込	¥330,293	¥110
お取引後の残高 (円)		おつり

IC認証

お振込明細またはご案内

りそな銀行

当座

タイコロ.カ様

登録番号 0003

オオサカイツノカイヒカ"リオオサカキ"タ様

電話番号 06-4309-3000

取扱番号

印紙税申告納付につき東税務署が認済

*印紙税を納付しない場合は*印で済ましておきます。→

請求書 別紙

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

請求書

577-8521

No. 2024 年 7 月 23 日

東大阪市荒本北1-1-1 東大阪市役所内20

F 東大阪市議団控室

大阪維新の会 東大阪市議団 様

お客様コード

コダイコロ株式会社

〒573-1132 大阪府枚方市招提田近2丁目8番地

TEL 072 (850) 0771 FAX 072 (819) 5284

担当 第二営業部 佐々木

〒 573-1132

住所 枚方市招提田近2-8

TEL 072-867-3436

FAX 072-867-3432

登録番号: T8120001066319

下記の通り御請求申し上げます。

尚、本請求金額が御入金と行違の節はあしからず御了承下さい。

前回御請求額	御入金額	前受金充当額	今回納品額	消費税額	今回御請求額
0	0	0	300,267	30,026	330,293

【備考】

取引銀行	愛媛銀行	大阪支店	当座
	りそな銀行	梅田北口支店	当座
	みずほ銀行	天満橋支店	当座
	三井住友銀行	南森町支店	当座
	三菱UFJ銀行	天満支店	当座
	京都銀行	くずし支店	当座

お支払の際は、銀行振込又は同封の払込取扱票（郵便局・コンビニ・手数料当社負担）を御利用くださいますようお願いいたします。

請求書に、ご不明な点がございましたら、大阪本社経理部（TEL072-819-5287 FAX072-819-5284）まで、直接お問い合わせ下さい。

請求明細

月日	出荷日	摘要	数量	単位	単価	金額
7 22	7 20	維新大阪プレス Vol. 3	89,100		3.37	300,267
		消費税額				30,026
		今回納品額 10%対象計				300,267
		今回消費税額 10%対象計				30,026

維新大阪プレス

One Osaka!

令和6年(2024年) Vol.3 東大阪市議会会派【大阪維新の会 東大阪市議団】発行



東大阪を前へ！維新は挑戦をやめない！東大阪市議団



市長選挙の公約として掲げた

令和6年度
第二回定例会において

市長の給料20%削減及び、退職金全額カットすることについて専決報告
維新以外のすべての会派が市議会で『不承認』!!

会派視察報告

■ 4月25日～26日に先進的な取り組みを実施している
各自治体へ会派視察を行いました。

神奈川県横須賀市

・全国の自治体で初めてChatGPTの全庁利用を行った
横須賀市で生成AIの活用について

総務省

・平成28年を最後に実質的に実施出来ない状況となっ
ている電子投票の現状、また再開に向けた動きについて

・在宅での投票も可能になるインターネット投票実現に
向けた取り組みの現状について

東京都町田市

・2040年までに小中学校の統廃合を進める「町田市新
たな学校づくり推進計画」について

・ユニセフと連携した「子どもにやさしいまちづくり事業」
について

今後の市政改革へつなげて参ります!!

令和6年度東大阪市住民税非課税化世帯等に対する 物価高騰対策給付金について

国の方針により、この新しい給付金は
令和5年度給付金(A,B)の支給対象だった世帯は**支給対象外**です
A.令和5年度物価高騰対策追加給付金(非課税世帯向け7万円)(※令和5年6～9月に計3万円支給)
B.令和5年度物価高騰対策給付金(均等割の非課税世帯向け10万円)
(※国の「デジタル庁」による給付金交付の遅延により、A,Bの給付金は今年度の給付金の発行が遅延されています)

支給対象世帯

支給対象世帯は、以下①～④の条件をすべて満たす世帯
①基準日(令和6年6月3日)において、東大阪市に住民登録がある。
②令和5年度給付金(東大阪市では令和6年1～5月に支給)の支給対象世帯ではなかった。
(※令和5年度住民税所得割課税世帯であった。) (※1)
③「世帯全員が令和6年度住民税均等割非課税または均等割のみ課税者から構成される
世帯」である。 (※2)
④「令和6年度住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯」ではない。
(※1) 令和5年度給付金の支給対象だった世帯は、受給状況にかかわらず、当給付金の支給対象外です。
(※2) 当給付金が支給された後に、修正申告等により令和6年度住民税所得割が課税された場合は、当給付金を
返還していただきます。

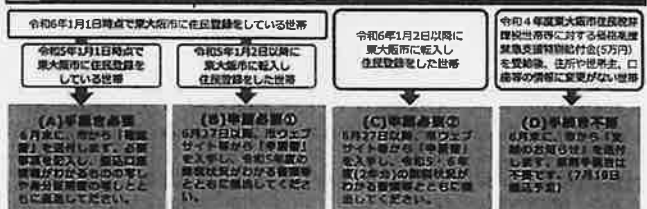
給付金の支給額

1世帯あたり10万円(※3)(1回のみ、世帯主に支給)
(※3) 対象世帯に世帯主として18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)の児童がいる場合は、児童1人
あたり5万円を追加で支給します。

手続き・申請期限

令和6年10月31日(木)(当日消印有効)

手続き・申請について(※4)



(※4) 当チャートは一般的な事例を想定しています。

東大阪市住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金支給事務センター
TEL: 06-4309-3003 FAX: 06-4309-3948
受付時間: 平日9:00～17:30(土・日・祝を除く)

東大阪市ウェブサイト
への公開は6月21日(金
曜日)10時からです。



学校の適正規模と適正配置について

- Q 市内小学校では1学年1学級であるところが多く見受けられる。今こそ市域全体を俯瞰し、学校の適正規模と適正配置に向け本格的なスタートをすることが大事なのではないか。
- A 児童生徒数や推計、施設の現状把握等から進めている。今後は他市の動向等も踏まえ、それらを分析するとともに、その方向性について具体的に検討していく。

水道事業について

- Q 統合効果額が105.5億円と示されていた大阪広域水道企業団との統合案が先の第1回定例会で否決されたことは残念でならない。今後、非常に厳しい水道事業経営が求められるが水道施設耐震化の取り組みはどうするのか。
- A 信頼される水道の構築に向け、概ね5年ごとに事業計画を検証するとともに、効率かつコストの低減化を図りながら水道施設の耐震化を進めていく。

児童相談所の整備について

- Q 先日視察に伺った東京都町田市では「町田創造プロジェクト」など、子ども・若者が主体となりまちづくりや魅力発信を行う様々な取り組みがなされているが、(仮称)こどもセンターにおいても、子どもや若者を巻き込んで、全体を盛り上げるような取り組みも検討してはどうか。
- A ご指摘の点は、こども基本法の趣旨からも今後ますます求められる「子どもや若者が自分たちに関わる施策やまちづくりに参加できること」に通じる課題であると認識しており、本施設においてどのような取り組みが可能か、関係部局とも連携しながら検討していく。

生成AIについて

- Q 横須賀市をはじめ先進的に導入している自治体も増えてきているが、本市では生成AIの活用についてどのように考えているのか。
- A 本市では令和5年度に実証を行い、一定の期待される成果が出ていることから、先進自治体の取り組みや、国のAI活用の方針を注視し、引き続き調査研究を進めていく。

公共交通政策について

- Q 今春、路線バスの大幅な減便や休止が行われた。子育て世代や自転車に乗れない高齢者、障がい者の移動をサポートする施策が必要と考えるがどうか。
- A AIオンデマンドタクシーや国が推し進めている日本版ライドシェアの早期本格導入に向け、鋭意作業を進めていく。面で地域を支える交通を確立することが、最大の移動支援となると考える。

災害時のペットの対応について

- Q 被災した際のペットにまつわる様々な相談対応はどう考えているか。加えてすべての一次避難所でペットを連れ、同行避難可能となっていることへの周知、啓発はどのように進めているのか。
- A 一次避難所まで同行避難できることについては、ウェブサイトはもとより、自治会等で開催する防災講演会や訓練の場においても周知を行っていく。また、同行避難に向けた必要な様々な備えについても、庁内関係部局と連携しながら、ウェブサイトやリーフレット等により周知・啓発を行っているところ。

常任委員会質問

文教委員会

- 1 地域生涯学習ルームの閉館について
- 2 本年5月28日発生 of 学校向けアプリケーション“校支援”の不具合について
- 3 通学路の明確化と安全確保の取り組みについて
- 4 いじめ等への対応について
- 5 自主防災訓練の学校との連携
- 6 学校規模適正化について
- 7 1 学式、卒業式での国旗及び国家の取扱い状況について
- 8 本青少年運動場広場・野球場について
- 9 図書館整備事業について
- 10 市立学校における交通安全教室について
- 11 学校飼育動物について
- 12 体育館のWi-Fi環境について
- 13 官民連携による学校施設の有効活用について

民生保健委員会

- 1 産後ケア事業について、事業内容や第二子目以降の利用条件の違いはあるのか。また利用した方や利用できなかった方のアンケート結果も活用していただきたい
- 2 高齢者とひきこもりの方々の歯科健診間隔の変更は可能か、また健診相談の情報をひきこもり対応の支援者に情報提供し外出機会や保健につなげられるのではないかと
- 3 学校の健康診断や歯科検診を受けてこなかった不登校児童の児童生徒健康診断票を活用し、ひきこもりの方々に健康診断や歯科検診の受診を勧めていくべきではないかと
- 4 食品添加物について
- 5 トランス脂肪酸の規制について

建設水道委員会

- 1 モノレール南進事業について、工期延期に伴い渋滞が長期化しないよう府に早期規制解除の働き掛けができないか
- 2 第一回定例会において広域水道企業団否決を受け、今後の財政シミュレーションについて見直しが必要ではないかと
- 3 路線バスの減便、休止を受け、市民の交通手段を確保するためにもライドシェアを視野に入れ、タクシー不足の解消を考えるべきではないかと
- 4 東大阪市みどりの保全と緑化の推進に関する条例について、指導、補助金制度等を作るべきではないかと

環境産業委員会

- 1 分庁施設の設置・整備は様々な観点がある中で、野田市長は「環境部を主管部局とする。」と表明した。環境部には他市事例や調査研究を行うなど、分庁施設の設置・整備をしっかりと進めていただきたい
- 2 東大阪デザインプロジェクト事業は費用対効果を考えると、予算額に対する利用者が少ない実態となっている。企業ニーズにあっていないのではないかと。市内企業の課題に沿った取り組みにせよ
- 3 「2025大阪・関西万博参画支援事業」は、万博の大阪ヘルスケアパビリオンに出展する市内企業支援事業だが、モノづくりのまちの技術の多様性と優秀性を存分にPRしてもらいたい
- 4 市立東大阪医療センターでは救急搬送された患者のうち、入院に至らない軽症者には選定療養費の負担が生じる。救急車を呼ぶことを躊躇しないようにも#7119やQ助の周知強化を行うべきではないかと
- 5 産業技術支援センター条例を改正する目的は、利用料金制を導入する、とのことであるが、指定管理者が利用者から徴収した料金を市に納めなくてよくなるということと、どのようなメリットがあるのか

総務委員会

- 1 ペット防災の考え方や周知について獣医師会などと協力することはできないか
- 2 防災トイレは備蓄物資として増やすという観点だけではなく、凝固剤取扱い企業などとの連携も視野に！
- 3 東大阪市公式ラインで休校など教育委員会の情報を発信することはできないか
- 4 試行した多くの職員が業務効率化に繋がる、また継続利用したいと感じるなどメリットが大きいと思われる生成AIを、早期に庁内業務へ導入すべきではないかと
- 5 地域版ハザードマップについて避難経路を分かりやすくするなど、見せ方の改善を行うと共に、定期的にアップデートするルールを作るべきではないかと
- 6 学校との連携含む地域での防災啓発活動について
- 7 防災訓練での防災自販機の周知について
- 8 職員の名札表記の変更について
- 9 東大阪市公式ラインでのふるさと納税や東大阪ブランドの商品プレゼント企画について
- 10 河内寺廟寺跡の今後の維持管理について

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No.
支出内容	その他の経費 インターネット回線料 7月分	22
総経費	6,116円 政務活動費 計上額 1,529円	按分率 25%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
大阪維新の会東大阪
市議団 様

お客様番号

2024年 7月ご請求分

金額(円)

¥6,116-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領収日附印

24.7.31

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

請求書 (西日本ご利用分)

57 -0011
東大阪市荒本北1丁目1-1

大阪維新の会東大阪市議団 様



024072101041526267

郵便区別



02045

Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2024年 7月17日発行

発行会社 差出: NTTファイナンス (株)

東京港区港南1-2-70

お問合せ先 0800-3335550 (無料)

【速付先】

〒536 大阪市城東区森之宮1-6

-0025 -111 NLC森の宮ビル6F

社用コード M20021111003 02045 02040 00 J

01 000000 1 0 24070301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2024年 7月ご請求分	6,116円	2024年 7月31日(水)

【NTTファイナンスからのお知らせ】 ----- お 知 ら せ -----

適格請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社 (登録番号: T8010401005011)

10%対象請求額 (税込)

4,906円 うち消費税等

446円

非対象等請求額

1,210円 ご請求額合計

6,116円

※各社のご利用料金・利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回繰りまとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光もともとと割、Web光もともとと割、どんと割、どんとと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年 7月ご請求分
----------------------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分 4,906	5,400 -1,290 250 100 446	フレッツ 光ネクスト F 準利用料 光はじめ制 ホームゲートウェイ 使用料 無線LAN端末使用料 消費税等相当額 (合計) 6月 1日～ 6月30日 2026年04月～2026年06月以 外の解約は解約金がかかります 6月 1日～ 6月30日 6月 1日～ 6月30日 合算表示の料金合計×10%	合 算 合 算 合 算 合 算
◇NTT西日本分 (小計) 4,906	4,906	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分 1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコム (回収代行) ご利用分。 * 契約番号:	非対象等
◇合計 6,116	6,116	合計 ＜NTTファイナンスからのお知らせ＞ ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。 https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/	***ユニバーサルサービス料について*** ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単位) が公表されています。
---	---

M20021111003 02045 02040 00 J

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 23
支出内容	人件費 給与計算に係る顧問報酬	
総経費 14,969 円	政務活動費	計上額 14,969 円
		按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

年 月 日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差 引 残 高
06-08-08	振替	*14,969	NSS.シヤロウシ	

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

◆◆報酬口座振替のご案内◆◆

作成日：令和 6年 7月31日

ご指定の口座から下記のとおり振替いたしますのでご案内申し上げます。
大阪維新の会東大阪市議団 様

振替日	令和 6年 8月 8日
振替金額	14,969円
振替口座	りそな銀行 普通 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 オオサカイシンノカイヒガシオオ サカシギダン 様 ※お客さま情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません。
通帳表示	NSS.シャロウシ

《お知らせ》

通帳表示						内訳の明細・金額	
内 訳	区分		金額	源泉所得税	差引額	対象年月	内訳の明細・金額
	顧問報酬	10%課税	15,000	-1,531	13,469	令和6年7月	
	給与計算	10%課税					
	その他月決報酬	10%課税					
	臨時報酬	10%課税					
		8%課税					
		不課税・非課税					
	立替金	10%課税					
		8%課税					
		不課税・非課税					
内訳合計		① 15,000	② -1,531	③ 13,469			
10%対象合計		15,000円		④消費税額等 1,500円			
8%対象合計				⑤消費税額等			
⑥当月分合計 (税込)		③+④+⑤ 14,969円					
⑦前受金 (税別)		⑧前月繰越額		⑥+⑦+⑧ 振替金額 14,969円			

■「10%・8%対象合計、④⑤消費税額等」は当月分のみを記載しており、「⑧前月繰越」および⑥に含まれる「消費税額等」を含みません。⑥の内訳は、前月以前に発行した「ご案内ハガキ」にてご確認ください。

〇10%課税 △8%課税 ■不課税・非課税

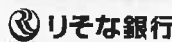
様式第 1 2 (第 6 条第 3 項関係)

領収書貼付用紙		No.
支出内容	人件費 調査研究補助 7 月分	24
総経費	25,828 円 政務活動費 計上額	25,828 円
		按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号
0010	0223	
取扱店	お取引日	時刻
22341	06-08-09	09:03
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥25,718	¥110
お取引後の残高(円)		おつり
IC 認証		

お振込明細またはご案内		電信
りそな銀行		
普通		
様		
オオサカイツノカイヒカ ツオオサカツキ タ様		
電話番号	06-4309-3000	印紙税申告納
取扱番号		付につき東
		税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

令和6年8月分給与

大阪維新の会 東大阪市議団

差引支給額

25,718

1

様

支給日： 令和6年8月15日

対象期間： 令和6年7月1日～令和6年7月31日

支給

基本給	23,250
通勤非課税	3,180
課税計	23,250
非課税計	3,180
総支給額	26,430

控除

課税対象額	23,250
控除前税額	712
源泉所得税	712
控除計	712
控除合計	712

勤怠

出勤日数	3
出勤時間	15,30

その他

銀行振込1	25,718
扶養人数	乙欄
課税累計	23,250

様式第13（第6条第3項関係）

（人件費用）

（雇用者）会派名と議員名

雇用状況報告書

令和6年 7月 1日
大阪維新の会 東大阪市議団
中原 健氏

No	氏 名	雇 用 期 間	按 分 率
	住 所	主 な 職 務 内 容	按 分 率 の 根 拠
	親 族 関 係	給 与 （ 賃 金 ）	
		令和6年 7月 1日～ 6年 9月 30日	政務活動 (100) % その他の活動 () %
	☐ 雇用者の3親等以内の親族ではありません。	(月額・日額・時給) 1500 円	
		年 月 日～ 年 月 日	政務活動 () % その他の活動 () %
	☐ 雇用者の3親等以内の親族ではありません。	(月額・日額・時給) 円	
		年 月 日～ 年 月 日	政務活動 () % その他の活動 () %
	☐ 雇用者の3親等以内の親族ではありません。	(月額・日額・時給) 円	

※提出資料として、雇用契約書の写しを添付

※親族関係について、3親等以内の親族にあたらな場合は□にチェック

雇用契約書

大阪維新の会東大阪市議団（以下、「甲」という）と XXXXXXXXXX（以下、「乙」という）は、以下の条件に基づき雇用契約を締結する。

雇用期間	令和6年7月1日～令和6年9月30日		
雇用形態	パートタイマー		
就業の場所	(雇い入れ直後) 大阪府東大阪市荒本北1-1-1 市役所本庁舎20階 大阪維新の会議員控室 (変更の範囲) なし		
仕事の内容	(雇い入れ直後) 議員団内事務、議員団電話対応、議員活動補助及び付随する業務全般 (変更の範囲) なし		
就業時間	(始業・終業時刻) 10時00分～15時00分 ※業務の都合により、始業、終業時刻を繰り上げまたは繰り下げることがある		
所定労働	2日/週 5時間/日		
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、その他使用者が指定する日(勤務シフトによる)		
所定外労働	所定外労働をさせることが (有 / ☒ 無) 休日労働をさせることが (有 / ☒ 無)		
休暇	年次有給休暇(労働基準法通り)		
賃金	1 基本給: 時給 1,500円 2 諸手当: 通勤手当 1,060円(日額) 3 所定時間外、休日または深夜に対して支払われる割増賃金率 労働基準法通り 4 賃金締切日(毎月末日) 5 賃金支払日(翌月15日) ※賃金は、本人名義口座へ振込にて支給する 6 賃金支払時の控除(所得税、住民税、社会保険料、雇用保険料、その他協定により定めたもの) 7 賃金改定(無) 8 賞与(無) 9 退職金(無)		
契約更新の有無	☒ イ 自動的に更新する ☐ ロ 更新する場合があります ☐ ハ 更新しない	契約の更新の判断基準	(1) 当該社員の勤務状況、勤務態度及び業務成績 (2) 当該社員の業務処理能力 (3) 当該社員の他の従業員との協調性 (4) 当該社員の健康状態 (5) 契約期間満了時の業務量 (6) 市議団の活動状況 (7) 市議団の人員状況
退職に関する事項	自己都合退職 : 退職する少なくとも2カ月前迄に届け出ること 解雇の手続及び事由 : 裏面に記載		
保険関係	1 労災保険の加入: 有 2 雇用保険の加入: 無 3 健康保険・厚生年金保険の加入: 無		
その他	1 勤務上の遵守事項(裏面に記載) 2 その他の就業条件は、法令の定めるところによる。 3 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口(中原 健氏)		

以上の合意を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方の記名(署名)捺印の上、各々1通を保有する。

26年 6月 20日

使用者(甲) 大阪府東大阪市荒本北1-1-1 市役所本庁舎20階 大阪維新の会議員控室
大阪維新の会東大阪市議団
幹事長 中原 健氏

従業員(乙) 住所
氏名

〔勤務上の遵守事項〕

1. 次の事項を守り誠実に勤務しなければなりません。

- (1) 常に健康に留意し、積極的な態度をもって勤務すること
- (2) 使用者が定める諸規則及び業務命令に従うこと
- (3) 安全衛生に関する事項を守って事故防止に努めること
- (4) 常に品位を保ち、市議団の名誉を害し信用を傷つけるようなことをしないこと
- (5) 市議団の業務上の機密および市議団の不利益となる事項をほかに洩らさないこと（退職後においても同様である）
- (6) 市議団の機械、器具その他の備品を大切に扱い、許可なく業務以外の目的で使用しないこと、また、消耗品の節約に努め、製品および書類は丁寧に取扱いその保管を厳にすること
- (7) 勤務時間中は私語をせず、みだりに職場をはなれないこと
- (8) 遅刻、欠勤、早退等をしようとするときは、事前に使用者の了解を得ること
- (9) 酒気をおびて勤務しないこと
- (10) 職場の整理整頓に努め、常に清潔に保つようにすること
- (11) 所定の場所以外で、喫煙し、または電熱器などの火気を許可なく使用しないこと
- (12) 作業を妨害し、またはパワーハラスメントにより就業環境を悪化させる等の行為、その他職場の風紀秩序をみだすような行為をしないこと
- (13) 前各号のほか、これに準ずる従業員としてふさわしくない行為をしないこと

2. 上記事項に違反した場合は、制裁として平均賃金の半額を減給し、または解雇することがあります。

〔解雇の手続き〕

1. 従業員を解雇する場合、30日前にその予告をし又は平均賃金の30日分の解雇予告手当を支給する。
2. 前項の予告日数は、1日につき平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮する。

〔解雇の事由〕

- (1) 勤務意欲が低く又は勤務成績、勤務態度若しくは業務能率等が不良で労務の提供が不完全であると認められるとき
- (2) 正当な理由がなく遅刻、早退、欠勤又は直前になってからの休暇要望等が比較的多く、労務の提供が不完全であると認められるとき
- (3) 特定の地位若しくは職種又は一定の能力を条件として雇入れられた者が、当該地位若しくは職種への適格性を欠き又は一定の能力を有しないと認められるとき
- (4) 協調性がなく、注意又は指導しても改善の見込みがなく市議団の円滑な業務に支障をきたすと認められるとき
- (5) 本人の身体若しくは精神に故障があり又は虚弱、傷病、その他業務に耐えられず労務の提供が不完全であると認められるとき
- (6) 業務上の傷病により、療養の開始後3年を経過した日において、傷病補償年金を受けているとき又は同日後において傷病補償年金を受けることになったとき
- (7) 事業の縮小等により、余剰人員が生じたとき
- (8) 天災事変その他の事由により、事業の継続が不可能となったとき
- (9) 上記〔勤務上の遵守事項〕に違反したとき
- (10) その他前各号に準ずる事情が生じ従業員として就業させることが不適当と認められるとき

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 25
支出内容	その他の経費 インターネット回線料 8月分	
総経費	6,116 円	政務活動費 計上額 1,529 円
		按分率 25%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は、左側の枠をお使いください。上記以外でお支払いの場合は、右側の枠をお使いください。

ご請求先氏名
大阪維新の会東大阪
市議団 様

お客様番号
[REDACTED]

2024年 8月ご請求分
金額(円)
¥6,116-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
24.8.21
[REDACTED]

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

請求書 (西日本ご利用分)

577-0011

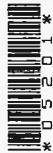
東大阪市荒本北1丁目1-1

大阪維新の会東大阪市議団 様



024082101044589328

郵便区



05222

Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2024年 8月17日発行

発行会社 送付：NTTファイナンス(株)

東京都港区港南1-2-70

お問合せ先 0800-3335550 (無料)

【送付先】

〒536 大阪市城東区森之宮1-6

-0025 -111 NLC森の宮ビル6F

社用コード M2002111004 05222 05201 00 J

01 000010 1 0

24080301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1 /

2 ページ)

お客様請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2024年 8月ご請求分	6,116円	2024年 9月 2日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

適格請求書発行事業者名：NTTファイナンス株式会社(登録番号：T8010401005011)

10%対象請求額(税込)

4,906円

うち消費税等

446円

非対象等請求額

1,210円

ご請求額合計

6,116円

※各社のご利用料金・利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト[http://flets-w.com/wari/]でご確認ください。

*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お申し込み請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年 8月ご請求分
-----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆NTT西日本ご利用分	4,906	フレッツ 光ネクスト F 準利用料 光はじめ割 2026年04月~2026年06月以 外の解約は解約金がかかります	合 算 合 算
	5,400 -1,290 250 100 446	ホームゲートウェイ 使用料 無線LAN端末使用料 消費税等租税額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	合 算 合 算
◆NTT西日本分 (小計)	4,906	(小計)	
◆NTTファイナンスご利用分	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコム (回収代行) ご利用分。 * 契約番号:	非対象等
◆合計	6,116	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供側に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。 電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。 https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/	***ユニバーサルサービス料について*** ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。
--	---

M20021111004 05222 05201 00 J

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 26
支出内容	人件費 税務に関する業務委任	
総経費 9,979 円	政務活動費	計上額 9,979 円
		按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

税込月額 11,000 円-源泉所得税 1,021 円=9,979 円

06-08-20	カード		
06-08-21	カード		
06-08-28	振替	*9,979	ZH2"イリシホウシユ
06-08-28	カード		
06-08-28	カード		
06-08-28	カード		
06-08-28	カード		
06-08-28	カード		
06-08-30	カード		
06-08-30	カード		
06-09-03	カード		
06-09-03	カード		

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

令和 6 年 8 月 20 日

〒577-8521
大阪府
東大阪市
荒本北1丁目1番1号

登録番号: T1810230743788
勝田大介税理士事務所

大阪維新の会東大阪市議団 御中

〒651-0065
兵庫県神戸市中央区
割塚通4丁目2番16号

TEL 050-5883-5965
FAX

請求書

下記の通り、ご指定の預金口座へ口座振替によりご請求申し上げます。

※適格請求書

口座振替日 令和 6 年 8 月 28 日

振替口座

りそな銀行
預金科目 普通 口座番号 [REDACTED]
(口座番号の一部を非表示としております。)
口座名義 株式会社リソナ銀行

※口座への入金、振替日前日までにお済ませ願います

単位: 円

[当月請求分 明細]

取引日	内 訳	金 額	源泉所得税
2024/09月分	月決報酬	10,000	1,021

区 分	金 額	消費税額	源泉所得税	差引額
10%対象合計	10,000	1,000	1,021	9,979
小 計	10,000	1,000	1,021	9,979
(Ⅰ) 当月請求分 合計				9,979

※ 税率 8%
一 税率 非課税
税率 自由入力

(Ⅱ) 当月立替分 合計

0

(Ⅲ) 前月以前分残高

0

合計ご請求額 (Ⅰ)+(Ⅱ)+(Ⅲ)

9,979

<<上記事務所からのお知らせ>>

様式第 1 2 (第 6 条第 3 項関係)

領収書貼付用紙		No. 27
支出内容	資料購入費 (新聞購読料) 8 月分	
総経費	4,800 円 政務活動費	計上額 4,800 円 按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

ASA

2024 年 8 月 領収証 06.10.12

顧客No.

東大阪市荒本北 1-1-1

20F 東大阪市庁舎

大阪維新の会 東大阪市議団 様

購読銘柄	部数	金額	領収金額
※ 日本経済朝刊	1	4,800	¥4,800
			8%対象 4,444 税 356

下記不在の時 06-6961-6590 本店へ。
お支払は自動引落としもございます。

※は軽減税率対象 T6120001001418

㈱あさひやまもと 鴻池支店
東大阪市箕輪 3 丁目 1-38

TEL:072-962-9747 FAX:072-962-9748



注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 28
支出内容	資料購入費 (河内新聞購読料) R6.4月～R6.9月分	
総経費	5,100 円	政務活動費 計上額 5,100 円
		按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
06-08-30	41021	
取扱店	フセテン	
払込口座		
払込金額	*5,100	料金 *0
河内新聞社 〒5100 大阪府河内郡 大和町 大和町 振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)		
入金額	*5,100	
おつり	*0	
口座の譲渡・譲受・売買は法律により禁止されています		

印紙税申告納付につき廻町
税務署承認済

※、領収書は別紙にて

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

御請求書

発行日：2024年8月22日



河内新聞®

〒579-8058

大阪府東大阪市神田町1番1号 中西ビル3F

株式会社河内新聞社

TEL：072-929-8539

E-mail：info@kawachi-shinbun.jp

経理部：

請求番号：

請求日：2024年8月22日

登録番号：T1122001018181



大阪維新の会東大阪市会議団 御中

下記のとおり御請求申し上げます。

ご請求金額 (消費税込)	¥5,100-	振込先口座 郵便振替口座番号	
			株式会社河内新聞社

※請求明細をご確認のうえ、お支払いは貴社規定のお支払日で結構でございます。
※お振込手数料はお客様にてご負担をお願いいたします。

請求明細

品目	単価	数量	金額
新聞購読料 (令和6年4月～9月) 6ヶ月分	5,100	1	5,100
小計			4,636
消費税 10%			464
合計			5,100

備考



領収書

発行日：2024年9月2日



河内新聞

〒579-8058

大阪府東大阪市神田町1番地

株式会社河内新聞社

TEL：072-929-8539

E-mail：info@kawachi-shinbun.jp

登録番号：T1122001018181



大阪維新の会東大阪市議団

御中

ご請求金額
(消費税込)

¥5,100-

領収明細

品目

新聞購読料 (令和6年4月～9月) 6ヶ月分

単価

5,100

数量

1

金額

5,100

小計

4,636

消費税

10%

464

合計

5,100

備考



様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No.
支出内容	広報費 (ホームページ維持費) 6-9 月分	29
総経費 36,740 円	政務活動費 計上額 36,740 円	按分率 100 %

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
 りそな銀行			
取引銀行	取引店	口座番号	
0010	0223	[REDACTED]	
取扱店	お取引日	時刻	
22341	06-09-03	11:53	
お取引内容	お取引金額 (円)	手数料	
振込	¥36,300	¥440	
お取引後の残高 (円)		おつり	

IC 認証			
お振込明細またはご案内			
三井UFJ銀行			
普通 [REDACTED]			
カ) ウィンター7°ロ様			
登録番号 0004			
オオサカイツノカイヒカ"シオオサカシキ"タ様			
電話番号	06-4309-3000		
取扱番号	[REDACTED]		
印紙税申告納 付につき東 税務署承認済			
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

請求書

2024年9月1日

大阪維新の会 東大阪市議団 御中
ご担当者様

株式会社 ウィンツープロ

〒564-0027

大阪府吹田市朝日町15-32

TEL: 06-6556-6974

FAX: 06-7505-4958

登録番号: T1120001175316



下記のとおりご請求申し上げます。

ご請求金額

¥36,300

品番・品名	数量	単価	金額
ホームページ維持 [https://ishin-higashiosaka.com]			
ドメイン取得・取得代行 (2021/05/01)	1	250	250
クイック認証 SSL証明書 取得	1	2,500	2,500
レンタルサーバー SSD 320GB	1	500	500
保守・管理費	1	3,000	3,000
メンテナンス・更新作業補助	1	2,000	2,000
6月分	1	8,250	8,250
7月分	1	8,250	8,250
8月分	1	8,250	8,250

	対象額 (税抜・円)	消費税 (円)
10% 対象	33,000	3,300
8% 対象	0	0
小計	33,000	3,300

お振込み手数料はご負担願います。

合計金額

36,300

お振込先 : 三菱UFJ銀行

普通口座

カ) ウィンツープロ

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No.																																																																	
支出内容	人件費 給与計算に係る顧問報酬	30																																																																	
総経費 14,969 円	政務活動費 計上額 14,969 円	按分率 100%																																																																	
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。																																																																			
 <table border="1"> <thead> <tr> <th>日</th> <th>摘要</th> <th>お支払金額</th> <th>お預り金額</th> <th>差引残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>06-09-03</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>06-09-03</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>06-09-03</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>06-09-03</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>06-09-03</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>06-09-09</td> <td>振替</td> <td>*14,969</td> <td>NSS.シロウシ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>06-09-09</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>06-09-09</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>06-09-12</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>06-09-12</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>06-09-25</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>06-09-25</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高	06-09-03					06-09-03					06-09-03					06-09-03					06-09-03					06-09-09	振替	*14,969	NSS.シロウシ		06-09-09					06-09-09					06-09-12					06-09-12					06-09-25					06-09-25				
日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高																																																															
06-09-03																																																																			
06-09-03																																																																			
06-09-03																																																																			
06-09-03																																																																			
06-09-03																																																																			
06-09-09	振替	*14,969	NSS.シロウシ																																																																
06-09-09																																																																			
06-09-09																																																																			
06-09-12																																																																			
06-09-12																																																																			
06-09-25																																																																			
06-09-25																																																																			
注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。																																																																			

◆◆報酬口座振替のご案内◆◆

作成日：令和 6年 8月 0日

ご指定の口座から下記のとおり振替いたしますのでご案内申し上げます。
大阪維新の会東大阪市議団 様

振替日	令和 6年 9月 9日
振替金額	14,969円
振替口座	りそな銀行 普通 〇〇〇〇〇〇〇〇 オオサカイシンノカイヒガシオオ サカシギダン 様 ※お客さま情報保護のため、口座番号の下3桁を表示してありません。
通帳表示	NSS.シャロウシ

＜お知らせ＞

通 帳 表 示						内訳の明細・金額			
内 訳	区分		金額	源泉所得税	差引額	対象年月	臨時報酬	立替金	
	顧問報酬	10%課税	15,000	-1,531	13,469	令和6年8月			
	給与計算	10%課税							
	その他月次報酬	10%課税							
	臨時報酬	10%課税							
		8%課税							
		不課税・非課税							
	立替金	10%課税							
		8%課税							
		不課税・非課税							
内訳合計		① 15,000	② -1,531	③ 13,469					
10%対象合計		15,000円	④消費税額等 1,500円						
8%対象合計			⑤消費税額等						
⑥当月分合計 (税込)		③+④+⑤	14,969円						
⑦前受金 (減算)		⑧前月繰越額	⑨+⑦+⑧ 繰越金額		14,969円				

■「10%・8%対象合計、④⑤消費税額等」は当月分のみを記載しており、「⑧前月繰越額（⑨+⑦+⑧に含まれる消費税額等）」を含みません。⑨の内訳は、前月以前に発行した「ご案内ハガキ」にてご確認ください。

○10%課税 ▲8%課税 ※不課税・非課税

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 31
支出内容	人件費 調査研究補助 8月分	
総経費	48,638 円	政務活動費 計上額 48,638 円
		按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号
0010	0223	
取扱店	お取引日	時刻
22341	06-09-12	13:09
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥48,528	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

IC認証		

お振込明細またはご案内		電信
りそな銀行		
普通		
登録番号 0005		
オオサカイツノカイヒカ ツオオサカシキ 様		
電話番号 06-4309-3000	印紙税申告納付につき東	
取扱番号	税務署承認済	

※印紙税を納付しない場合は※印で消してあります。 →

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

令和6年9月分給与

大阪維新の会 東大阪市議団

差引支給額

48,528

1

様

支給日： 令和6年9月13日

対象期間： 令和6年8月1日～令和6年8月31日

支給

基本給	43,500
通勤非課税	6,360
課税計	43,500
非課税計	6,360
総支給額	49,860

控除

課税対象額	43,500
控除前税額	1,332
源泉所得税	1,332
控除計	1,332
控除合計	1,332

勤怠

出勤日数	6
出勤時間	29.00

その他

銀行振込1	48,528
扶養人数	乙欄
課税累計	66,750

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 32
支出内容	その他の経費 インターネット回線料 9月分	
総経費 6,336 円	政務活動費	計上額 1,584 円
		按分率 25%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電話料金等払込受領証
 西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、画面2枚を提出してください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名
 大阪維新の会東大阪
 市議団 様

お客様番号
 [REDACTED]

2024年 9月ご請求分

金額(円)
 ¥6,336-

受取人
 NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
 0800-3335550

領 収 日 附 印
 24.9.25

収入印紙貼付欄
 (金融機関・CVS用)→お客様

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

請求書 (西日本ご利用分)

511-0011
東大阪市荒本北1丁目1-1

大阪維新の会東大阪市議団 様



024092101041404655

郵便区 11



01854

Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス株式会社
〒108-0076 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2024年 9月17日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【添付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021111003 01854 01849 00 J
61 000000 1 0 24090301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2024年 9月ご請求分	6,336円	2024年 9月30日 (月)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】
適格請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社 (登録番号: T8010401005011)
10%対象請求額 (税込) 5,126円 うち消費税等 466円
非対象等請求額 1,210円 ご請求額合計 6,336円
※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***
フレッツ光の割引サービス (光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約
期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。
*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2024 年 9 月ご請求分
---------------------------	--	------------------------	----------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE DESCRIPTION	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分	5,126	5,400 -1,290	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 光はじめ割 8月 1日~ 8月31日 2026年04月~2026年06月以 外の解約は解約金がかかります	合 算 合 算
		250 300 466	ホームゲートウェイ 使用料 無線LAN端末使用料 消費税等相当額 (合計)	合 算 合 算
◇NTT西日本分 (小計)	5,126	5,126	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分	1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコム (回収代行) ご利用分。 * 契約番号:	非対象等
◇合計	6,336	6,336	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料は、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。 https://www.tea.or.jp/telephonereelay_service_support/q&a/	***ユニバーサルサービス料について*** ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。
--	---

M20021111003 01854 01849 00 J

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 33
支出内容	資料購入費 (新聞購読料) 9月分	
総経費 4,800円	政務活動費 計上額 4,800円	按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

払込受領証

商品名	数量	金額
新聞購読料 8%	※ 1	4,800
合計金額	4,800円 (内消費税 356円)	
8%対象	4,800円 (内消費税 356円)	
※は軽減税率対象 口座引き落とし・クレジットもご利用いただけます		

ご依頼人 大阪維新の会 東大 阪市議団 様 2024年9月度	受取人 登録番号 T3120001160480 ASA東大阪北・大 東
金額 4,800円	発行年月 2024年9月
代行会社 三菱UFJファクター株式会社	

※この受領証はコンビニエンスストアでの払い込み証明となります
ので大切に保存してください。
(お客様控え)

収入印紙

24.9.25 収納日付印

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No.
支出内容	人件費 税務に関する業務委任	34
総経費	9,979 円 政務活動費 計上額 9,979 円	按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

税込月額 11,000 円-源泉所得税 1,021 円=9,979 円

06-09-25	カード		
06-09-30	振替	*9,979	ZHセ"イリシホウシウ
06-10-04	カード		
06-10-04	カード		
06-10-04	カード		
06-10-04	カード		
06-10-04	カード		
06-10-04	カード		
06-10-04	カード		
06-10-07	振込		
06-10-08	振替		
06-10-09	カード		

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

令和 6年 9月23日

〒577-8521
大阪府
東大阪市
荒本北1丁目1番1号

登録番号: T1810230743788
勝田大介税理士事務所

大阪維新の会東大阪市議団 御中

〒651-0065
兵庫県神戸市中央区
割塚通4丁目2番16号

TEL 050-5883-5965
FAX

請求書

※適格請求書

下記の通り、ご指定の預金口座へ口座振替によりご請求申し上げます。

口座振替日 令和 6年 9月 30日

振替口座

りそな銀行
預金科目 普通 口座番号 [REDACTED]
(口座番号の一部を非表示としております。)
口座名義 材料仕入強化プロジェクト

※口座への入金、振替日前日までにお済ませ願います

単位: 円

[当月請求分 明細]

取引日	内 訳	金 額	源泉所得税
2024/10月分	月決報酬	10,000	1,021

区 分	金 額	消費税額	源泉所得税	差 引 額
10%対象合計	10,000	1,000	1,021	9,979
小 計	10,000	1,000	1,021	9,979
(Ⅰ)当月請求分 合計				9,979

※ 税率 8%
税率 非課税
税率 自由入力

(Ⅱ)当月立替分 合計

0

(Ⅲ)前月以前分残高

0

合計ご請求額 (Ⅰ)+(Ⅱ)+(Ⅲ)

9,979

<<上記事務所からのお知らせ>>

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No.
支出内容	人件費 給与計算に係る顧問報酬	35
総経費	14,969 円 政務活動費 計上額	14,969 円
		按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

06-09-25			
06-09-30			
06-10-04			
06-10-04			
06-10-04			
06-10-04			
06-10-04			
06-10-04			
06-10-07			
06-10-08 振替	*14,969	NSS.シヤロウシ	
06-10-09			

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、領収書にお払戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

作成日：令和 6年 9月 0日

《お知らせ》

《お知らせ》

■「10%・8%対象合計、④⑤消費税額等」は当月分のみを記載しており、⑥前月繰越額（および⑥に含まれる消費税額等）」を含みません。⑥の内訳は、前月以前に発行した「ご案内H4年」にてご確認ください。

○10%増税 ▲8%増税 迷わない税・非増税

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No.
支出内容	広報費 (市政報告紙配布料)	36
総経費 293,700 円	政務活動費 計上額 293,700 円	按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細
 毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。

りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0010	0223	
取扱店	お取引日	時刻
22341	06-10-09	13:18
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥293,260	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

IC認証		

お振込明細またはご案内

お受取人 三井住友銀行

普通

カ) アサヒオリコミオサカ様

登録番号 0006

オオサカイツノカイヒカ"ウオオサカツキ"タ様

電話番号 06-4309-3000

取扱番号

印紙税申告納付につき東
税務署承認済

※印紙税を納付しない場合は※印で印してあります。 →

4シ原本は NO. 38 に添付

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

〒 577-8521
東大阪市荒本北1-1-1
東大阪市役所20階
大阪維新の会東大阪市議団 御中

請求書

2024年10月分

請求No. 1/1
発行日 2024年10月02日
請求先コード

株式会社朝日コネクト大阪

登録番号 T4120001040938

〒 530-0005
大阪府大阪市北区中之島2-3-18
中之島フェスティバルタワー2階
TEL 06-7777-9316 FAX 06-6226-1322
担当

毎度お引立賜りありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。
ご入金と本請求書が前後した場合はご容赦下さい。

今回ご請求額(税抜)	消費税額	今回ご請求額(税込)
¥266,600	¥26,660	¥293,260

税率	税率別ご請求額(税抜)	税率別消費税額	税率別ご請求額(税込)
10%	¥266,600	¥26,660	¥293,260
8%	¥0	¥0	¥0

振込先口座

取引銀行 三井住友

普通

口座名義 朝日コネクト大阪

摘要		単価	数量	税抜金額	税率	軽
10/13 B4 大阪維新の会 東大阪市議団 維新東大阪プレス Vol. 4		3,000	86,000	258,000	10%	
管内折込 大阪府				8,600	10%	
送料						
				合計額:	266,600	

送料合計: 8,600
今回ご請求額(税抜): 266,600

業務請負契約書

令和6年10月1日

甲（発注人）

東大阪市荒本北1-1-1
大阪維新の会 東大阪市議団
中原 健氏



乙（請負人）

大阪市北区中之島2-3-18
中之島フェスティバルタワー2階
株式会社朝日コネクト大阪
代表取締役社長 吉野 道也

乙は、甲が制作した広報紙の新聞折り込み業務を下記の通り請負うものとする。

1. 業務内容

広報紙の新聞への折り込み業務

2. 実施日

令和6年10月13日

3. 請負料金

¥266,600 円（消費税別途）

4. 支払い

甲は乙に対し業務実施日の3日前までに支払うものとする。

5. その他

甲または乙が、本契約の遂行に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ円満に解決するものとする。

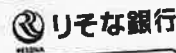
様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 37
支出内容	人件費 調査研究補助 9月分	
総経費 60,604 円	政務活動費 計上額 60,604 円	按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号
0010	0223	
取扱店	お取引日	時刻
22341	06-10-11	11:15
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥60,604	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

IC認証		

お振込明細またはご案内		電信
おいそな銀行		
受取人 普通		
登録番号 0007		
オオサカイツノカイヒカ"ツオオサカツキ"タ様		
電話番号	06-4309-3000	
取扱番号		

印紙税申告納
 付につき東
 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

年 月 日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差引残高
06-10-09				
06-10-09				
06-10-09				
06-10-11				
06-10-11	送金	*60,604	ATM	
06-10-11	手数料	*110		
06-10-11	預金機		送金	*110

振込金額 間違いのため、送金に相殺済。

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

令和6年10月分給与

大阪維新の会 東大阪市議団

1

様

支給日: 令和6年10月15日

対象期間: 令和6年9月1日～令和6年9月30日

差引支給額

60,494

支給

基本給	54,750
通勤非課税	7,420
課税計	54,750
非課税計	7,420
総支給額	62,170

控除

課税対象額	54,750
控除前税額	1,676
源泉所得税	1,676
控除計	1,676
控除合計	1,676

勤怠

出勤日数	7
出勤時間	36.30

その他

銀行振込1	60,494
扶養人数	乙欄
課税累計	121,500

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 38
支出内容	広報費 (市政報告紙製作料)	
総経費 325,490 円	政務活動費	計上額 325,490 円
		按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号
0010	0223	
取扱店	お取引日	時刻
22341	06-10-21	11:45
お取引内容	お取引金額 (円)	手数料
振込	¥325,380	¥110
お取引後の残高 (円)		おつり

		IC 認証

お振込明細またはご案内		電信
お 受 取 人	りそな銀行	
	当座	
	タイコロ、カ様	
ご 依 頼 人	オオサカイシンノカイヒカ ツオオサカシキ タ様	
	電話番号	06-4309-3000
	取扱番号	

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で済みます。 →

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

請求書

No.

2024 年 10 月 15 日

577-8521

東大阪市荒本北1-1-1 東大阪市役所内20

F 東大阪市議団控室

大阪維新の会 東大阪市議団 様

お客様コード

株式会社

〒573-1132 大阪府枚方市招提田近2丁目8番地

TEL 072 (850) 0771 FAX 072 (819) 5284

担当 第二営業部

〒 573-1132

住所 枚方市招提田近2-8

TEL 072-867-3436

FAX 072-867-3432

下記の通り御請求申し上げます。

尚、本請求金額が御入金と行違の節はあしからず御了承下さい。

登録番号: T8120001066319

前回御請求額	御入金額	前受金充当額	今回納品額	消費税額	今回御請求額
0	0	0	295,800	29,580	325,380

【備考】

取引銀行

愛蔵銀行

当座No.

りそな銀行

当座No.

みずほ銀行

当座No.

三井住友銀行

当座No.

三菱UFJ銀行

当座No.

京都銀行

当座No.

お支払の際は、銀行振込又は同封の払込取扱票（郵便局・コンビニ・手数料当社負担）を御利用くださいますようお願いいたします。

請求書に、ご不明な点がございましたら、大阪本社経理部（TEL072-819-5287 FAX072-819-5284）まで、直接お問い合わせ下さい。

請求明細

月日	出荷日	摘要	数量	単位	単価	金額
10 15	10 10	維新大阪プレス Vol. 4	87,000		3.40	295,800
		消費税額				29,580
		今回納品額 10%対象計				295,800
		今回消費税額 10%対象計				29,580

現品吊札

工原No	4755094
品名	維新東大阪プレス令和6年(2024年) 新VOL.4
冊数	
1冊当り	部× 50 冊 = 5000 冊
部× 冊 =	
合計	5000 冊
見本	部× 冊 =
種別/冊数	部 冊 部 冊
総部数	
納入先	

維新東大阪プレス



近畿連合会連合への統合が実現すれば、近畿地方の発展に大きく貢献できることにより、近畿連合会の発展に貢献します。

1. 近畿連合会連合への統合が実現すれば、近畿地方の発展に大きく貢献できることにより、近畿連合会の発展に貢献します。

2. 近畿連合会連合への統合が実現すれば、近畿地方の発展に大きく貢献できることにより、近畿連合会の発展に貢献します。

3. 近畿連合会連合への統合が実現すれば、近畿地方の発展に大きく貢献できることにより、近畿連合会の発展に貢献します。

4. 近畿連合会連合への統合が実現すれば、近畿地方の発展に大きく貢献できることにより、近畿連合会の発展に貢献します。

近畿連合会連合への統合が実現すれば、近畿地方の発展に大きく貢献できることにより、近畿連合会の発展に貢献します。

近畿連合会連合への統合が実現すれば、近畿地方の発展に大きく貢献できることにより、近畿連合会の発展に貢献します。

近畿連合会連合への統合が実現すれば、近畿地方の発展に大きく貢献できることにより、近畿連合会の発展に貢献します。

維新東大阪プレス on大阪

創刊5号(2016年) Vol. 4 大阪市議会議員 大阪維新の会 東大阪市長選 見方



東大阪を前へ！維新は挑戦をやめない！東大阪市長選



広域水道企業団への統合が維新以外の
全会派の反対により否決されたことにより
水道料金の大幅値上げが

社会政策について

大阪維新の会が掲げる社会政策について

維新大阪プレス

令和6年(2024年) Vol.4 東大阪市議会会派【大阪維新の会 東大阪市議団】発行



東大阪を前へ！維新は挑戦をやめない！東大阪市議団



広域水道企業団への統合が維新以外の 全会派の反対により否決されたことにより 水道料金の大幅値上げ!?

1. 広域水道企業団への統合が維新以外の全会派の反対により否決され、これまで通り単独経営が継続へ。このことにより今後の水道料金の値上げ率は想定より大きくなることが中間報告で判明し、市民の負担はさらに増えることに。
2. 値上げ率の増加の原因は、広域水道企業団への統合により受けられるはずであった補助金約73.1億円を失ったこと。また、施設整備事業の経費が増加したことなどによるものである。
3. 大阪広域水道企業団への統合であれば令和7年10月に想定される値上げ率は13%であるのに対して、市単独による値上げ率は同時期において30%若しくは28%とされている。
4. 建設水道委員会にて理事者からも市単独経営よりも広域水道企業団への統合の方が水道料金の値上げ率は軽減されるとの答弁があった。



料金改定について

料金改定時期

- ・令和7年10月(令和7年度以降の収支黒字確保を図る)

料金改定内容

※1ヵ月あたり・税込

用途	10㎡以下	10㎡以上20㎡以下	20㎡以上30㎡以下	30㎡以上40㎡以下	40㎡以上50㎡以下	50㎡以上60㎡以下	60㎡以上70㎡以下	70㎡以上80㎡以下	80㎡以上90㎡以下	90㎡以上100㎡以下	100㎡以上
使用水量	7㎡/月以下	10㎡/月	20㎡/月	30㎡/月	40㎡/月	50㎡/月	60㎡/月	70㎡/月	80㎡/月	90㎡/月	100㎡/月
基本料金	668	992	2,598	4,886	4,325	47,951	53,068				
改定後	925	1,354	3,301	5,919	5,502	58,679	65,222				
差額	+257	+362	+703	+1,033	+1,177	+10,728	+12,154				
1㎡あたり	+37	+36	+35	+34	+39	+72	+81				

＞改定率:約28%(平均)

※建設水道委員会において水道料金値上げ幅を下げるよう要望致しました。

大阪維新の会
東大阪市議団 代表質問

全ては次世代の為に！

小学校給食費無償化の全学年実施について

- Q 様々な社会情勢により物価は高騰し、子育て世代へも大きく影響している中、残る4学年についても早期の無償化実施が望まれるが、財源確保を含め現在の検討状況は？
- A 実施に当たっては多額の恒久的財源が必要となる為、国が「こども未来戦略方針」において示した学校給食費無償化に向けた取り組みの動向に留意すると共に、これまでの行財政改革の果実の活用なども含め、令和7年第1回定例会において一定の形をお示ししたいと考えている。

大阪モノレール南伸事業について

- Q 開業目標がおおむね4年延期と公表された。建設費高騰は今後も続く予測の中、本市負担事業費の上限70億円の枠にとらわれ、最も重要な市民の利便性が損なわれてはならない。本市が担う新駅に関連した駅前交通広場や道路等については、利用者及び地域住民の安全性や利便性、パリアフリー化や災害への備えなど、市民ファーストな鉄道駅空間の整備が必要と考えるが？
- A ご指摘のように、上限額を意識するあまり日々の利便性や災害時に機能しない施設の整備は、市民にとって有益な投資とならないと考えている。安全性の確保や利便性向上の観点を持ち、誰もが使いやすい周辺整備に努めている。そのうえで、本市事業費が増加した際には本市負担額が70億円を超えないよう、大阪府に負担する費用を減額する内容で、一定の合意を得ている。

近鉄大阪線連続立体交差事業について

- Q 近鉄大阪線俊徳道駅から久宝寺口駅の未高架区間は、事故や交通渋滞及び市街地更新の阻害等の課題を抱えており、早期の高架化が求められているところだが、今後、大阪府が主体となった事業化の実現に向け、どのように検討を進めていけるのか？
- A 一昨年度から、本市・大阪府・近畿日本鉄道株式会社の3者で勉強会を開催しており、今年度は議論を具体化させるため市内にワーキンググループを発足させ、周辺のまちづくりと施設整備のあり方についての検討に着手している。今後、本市のまちづくり構想を提示すると共に、引き続き大阪府が主体的に進めるよう働きかけ、実現に向け努めていく。

学力向上の取り組みについて

- Q 学力向上には学校全体の教育環境の整備も不可欠と考えるが、教員の配置など人的側面はどのような整備が行われているのか。これは働き方改革に関わるが当局の見解はどうか？
- A 働き方改革の現状として、校務支援、出退勤システムの運用、留守番電話設置、部活動指導員の配置などを行っており、今年度から統合型校務支援システムを導入している。今後の人的支援計画については学校支援人材の拡充に向け、関係部局と調整する。
- Q 学力格差の是正への具体的施策、教員の指導力向上やICT機器の効果的指導法についての研修、家庭学習強化などの施策はどのように行われているのか？
- A 格差是正については各校の現状に応じて工夫をしている。指導力向上には訪問研修等の実施、ICT指導法では経験年数に応じた研修などを行っている。家庭学習強化については授業支援ツールやAIドリルの活用を進めている。

中部環境事業所が利用している賃借駐車場について

- Q パッカー車を駐めておく駐車場が必要なくなった時点で、なぜ賃貸借契約を解約せずいまだ借用しているのか。また、現在のこの駐車場は中部環境事業所のパッカー車の駐車場としてではなく、職員が通勤のための駐車場として利用しているということと間違いはないか。
- A 西部環境事業所の建て替え時の仮移転先として想定されているため、当該敷地が必要であると考えている。他の職員と環境部の職員は同じ職員でありますので、環境部だけが認められるものではないと認識しており、環境部の職員が通勤の際に自家用車を駐車しているという事実につきましては、本来通勤のために使用する自家用車は、公共施設内に駐車するべきではなく、自己負担により駐車場を借りるべきものである。

ユニバーサルデザインについて

- Q 全ての人が住みやすい東大阪にするため、ユニバーサルデザインの観点を導入することが非常に重要であると考えている。福祉部と土木部に以前からの質問についての進捗についてはどうなっているのか。
- A 福祉部は障害者の合理的配慮に関する周知、相談の対応、職員研修の福祉的プログラム提供支援、公共施設整備時に障害当事者の意見提供等、施策形成に活かされるよう取り組みを進めている。土木部は令和4年に質問いただき、現在、市民目線に立った案内手法、設置場所、デザインなどの具体的な内容について検討を進めており、早急に対応できるように努めている。

避難行動要支援者名簿の新たな運用について

- Q 避難行動要支援者名簿制度における、白色名簿を今後どのように進化させていくのか？
- A 名簿の活用方法について丁寧に説明するとともに、「要支援者等が参加して行われた地域の防災訓練」など、各地域での好事例を共有し、理解の促進に努めるとともに職員が地域に出向き調整を行う。
- ## マイナンバーカードの窓口について
- Q 災害時にも役立つマイナンバーカードですが、今後「マイナ保険証」や「マイナ免許証」が進み、急な申請数の増加、更新手続きの増加が予想されるが、本庁舎別館とマイナンバーカード臨時窓口布施の2か所に加えて、より市民に身近な対応は可能か。
- A 市民の方がより利用しやすい窓口の環境整備について検討する。

本庁舎における弔意を表す国旗の掲揚状況について

- Q 8月6日と9日は、我が日本国の罪のない一般国民が大量虐殺された日であり、全国民が知っているといっても過言ではない日、であるにもかかわらず、本市本庁舎において半旗掲揚は行われておりません。市としてこのような重要な日に、故人に対する弔意を見る形で表すべきであろと考えます。
- A 本市は、昭和60年に非核平和都市を宣言しております。広島及び長崎に原子爆弾が投下され甚大な被害がありました。8月6日並びに8月9日に本庁舎で半旗を掲揚することにつきましては、来年度から実施する方向で関係部局に指示してまいります。

自治会や地域コミュニティについて

- Q 能登半島地震でも避難所では地元祭りの代表や自治会がまとめ役となっていた。加入者が減っていく自治会を早期に活性化させる必要があると考えるが、自治会に入りたくなるチラシの作成や転入者への案内など、市としてできることがあるのではないかと。
- A 地域コミュニティ希薄化は重要な問題であると認識しており、自治会活動奨励金を新設し、今後様々な加入促進に向けた取り組み、アプローチの手法も検討する。

常任委員会質問

文教常任委員会

- 1 学校体育館のWi-Fi環境について
- 2 民間と連携した不登校児童対策について
- 3 教育現場における生成AIの活用について
- 4 東大阪市立立新高の志願者確保について
- 5 災害発生時の児童への指導について
- 6 不登校等に対する支援や対応について
- 7 学校部活動の安全配慮について
- 8 学校でのタブレット充電について
- 9 高知市立小の水泳授業で起きた事故を受けて
- 10 専科教員の欠員に伴う授業について
- 11 野外活動センターについて
- 12 図書館整備について

民生保健委員会

- 1 市立東大阪医療センター貸付金について
- 2 市立東大阪医療センター業務実績評価について
- 3 新型コロナウイルスワクチン接種事業の滞り事務管理費の返還金について
- 4 男性の育児参加の支援について
- 5 オーガニック食材の利用啓発について
- 6 生活支援課の補正予算の滞り事務経費について
- 7 避難行動要支援者名簿の新たな運用について
- 8 児童虐待防止対策について
- 9 障害児支援センター条例の一部を改正する条例制定について
- 10 障害者就労施設の工賃工場に資する生産設備導入モデル事業について
- 11 人材マッチング事業について
- 12 リージョンセンター条例の一部改正について
- 13 ダブルケアについて

環境産業委員会

- 1 救急隊員のコンビニ利用、サンクス雇用について
- 2 救急出動について
- 3 屋外分煙施設設置の進捗について
- 4 職員の環境事業所内喫煙について
- 5 市の信用地における職員自家用車の駐車について
- 6 男性の育児休暇取得促進について
- 7 観光客誘致施策について
- 8 PFAS(有機フッ素化合物)について

建設水道委員会

- 1 水道料金の改定について
- 2 水道管の漏水調査手法について
- 3 下水道の老朽管の更新計画と進捗状況について
- 4 下水道YouTuberによる広報について
- 5 花園中央公園におけるユニバーサルデザインについて
- 6 緑化推進事業について
- 7 モノレール延伸事業について
- 8 地域公共交通計画について
- 9 mobilについて
- 10 近鉄大阪線の高架化について

総務委員会

- 1 防災訓練、及び避難所でのユニバーサルデザインの考え方について
- 2 災害時のペットの扱いに係る今後の取組について
- 3 地域コミュニティに係る今後の考え方について
- 4 マイナンバーカード窓口の拡充について
- 5 ユニバーサルデザイン、リスクリンクの職員研修について
- 6 子どものためのオペラ公演事業について
- 7 浪田新田会所、リニューアル後の観光について
- 8 個人情報漏洩後の対応及び再発防止対策について
- 9 新博物館について
- 10 パートナーシップ宣誓証明制度について
- 11 男性の育児参加について
- 12 過去質問の処置状況について(①人口減少 ②地域版ハザードマップ ③市のウェブサイト)
- 13 防災トイレについて



様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 39
支出内容	その他の経費 インターネット回線料10月分	
総経費	6,336 円	政務活動費 計上額 1,584 円 按分率 25%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
大阪維新の会東大阪
市織団 様

お客様番号
[REDACTED]

2024年10月ご請求分

金額(円)
¥6,336-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 附印
24.10.25
[REDACTED]

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

請求書 (西日本ご利用分)

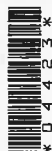
57-0011
東大阪市荒本北1丁目1-1

大阪維新の会東大阪市議団 様



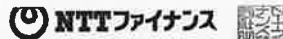
024102101044603610

郵便区P



0444

Webでの支払い合わせ先

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70発行年月日 2024年10月17日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021121004 04444 04423 00 J
61 110000 10 24100310J日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに~~裏面記載の場所~~でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2024年10月ご請求分	6,336円	2024年10月31日(木)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

適格請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社 (登録番号: T8010401005011)

10%対象請求額 (税込) 5,126円 うち消費税等 466円
非対象等請求額 1,210円 ご請求額合計 6,336円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約
期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。
※NTT西日本請求額のうち、料金回収代分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年10月ご請求分
----------------------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分 5,126	5,400 -1,290	フレッツ 光ネクスト F 準利用料 光はじめ割 9月 1日～ 9月30日 2026年04月～2026年06月以 外の解約は解約金がかかります	合 算 合 算
	250	ホームゲートウェイ 使用料 9月 1日～ 9月30日	合 算
	300	無線LAN端末使用料 9月 1日～ 9月30日	合 算
	466	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計) 5,126	5,126	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分 1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコム (回線代行) ご利用分。 * 契約番号:	非対象等
◇合計 6,336	6,336	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。 https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/	***ユニバーサルサービス料について*** ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単位) が公表されています。
--	---

M20021121004 04444 04423 00 J

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No.
支出内容	資料購入費 (新聞購読料) 10月分	40
総経費	4,800円 政務活動費 計上額 4,800円	按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

払込受領証

商品名	数量	金額
新聞購読料 8%	※ 1	4,800
合計金額	4,800円 (内消費税 356円)	
8%対象	4,800円 (内消費税 356円)	
※は軽減税率対象 口座引き落とし・クレジットもご利用いただけます		

ご依頼人 大阪維新の会 東大 阪市議会 様 2024年10月度	受取人 登録番号 T3120001160480 ASA東大阪北・大 東
金 額 4,800 円	発行年月 2024年10月
代行会社 三菱UFJファクター株式会社	

※この受領証はコンビニエンスストアでの払い込み証明となります
ので大切に保存してください。

(お客様控え)

収入印紙



注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

様式第 1 2 (第 6 条第 3 項関係)

領収書貼付用紙		No.																																																																	
支出内容	人件費 税務に関する業務委任	41																																																																	
総経費 9,979 円	政務活動費 計上額 9,979 円	按分率 100%																																																																	
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。 税込月額 11,000 円-源泉所得税 1,021 円=9,979 円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>日</th> <th>摘要</th> <th>お支払金額</th> <th>お預り金額</th> <th>差引残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>06-10-09</td> <td>送金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>06-10-09</td> <td>手数料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>06-10-09</td> <td>カード</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>06-10-11</td> <td>カード</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>06-10-11</td> <td>送金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>06-10-11</td> <td>手数料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>06-10-11</td> <td>預金機</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>06-10-21</td> <td>送金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>06-10-21</td> <td>手数料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>06-10-24</td> <td>カード</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>06-10-24</td> <td>カード</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>06-10-28</td> <td>振替</td> <td>*9,979</td> <td>ZHセ"イリシホウシウ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高	06-10-09	送金				06-10-09	手数料				06-10-09	カード				06-10-11	カード				06-10-11	送金				06-10-11	手数料				06-10-11	預金機				06-10-21	送金				06-10-21	手数料				06-10-24	カード				06-10-24	カード				06-10-28	振替	*9,979	ZHセ"イリシホウシウ	
日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高																																																															
06-10-09	送金																																																																		
06-10-09	手数料																																																																		
06-10-09	カード																																																																		
06-10-11	カード																																																																		
06-10-11	送金																																																																		
06-10-11	手数料																																																																		
06-10-11	預金機																																																																		
06-10-21	送金																																																																		
06-10-21	手数料																																																																		
06-10-24	カード																																																																		
06-10-24	カード																																																																		
06-10-28	振替	*9,979	ZHセ"イリシホウシウ																																																																
注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。																																																																			

〒577-8521
大阪府
東大阪市
荒本北1丁目1番1号

大阪維新の会東大阪市議団 御中

令和 6年10月21日
登録番号：T1810230743788
勝田大介税理士事務所

〒651-0065
兵庫県神戸市中央区
割塚通4丁目2番16号

TEL 050-5883-5965
FAX

請求書

下記の通り、ご指定の預金口座へ口座振替によりご請求申し上げます。

※適格請求書

口座振替日 令和 6年 10 月 28 日

振替口座

りそな銀行
預金科目 普通 口座番号 [REDACTED]
(口座番号の一部を非表示としております。)
口座名義 株式会社[REDACTED]

※口座への入金、振替日前日までにお済ませ願います

[当月請求分 明細]

単位：円

取引日	内 訳	金 額		源泉所得税		
2024/11月分	月決報酬	10,000		1,021		

区 分	金 額	消 費 税 額	源 泉 所 得 税	差 引 額
10%対象合計	10,000	1,000	1,021	9,979
小 計	10,000	1,000	1,021	9,979
(Ⅰ)当月請求分 合計				9,979

※ 税率 8%
一 税率 非課税
税率 自由入力

(Ⅱ)当月立替分 合計

0

(Ⅲ)前月以前分残高

0

合計ご請求額(Ⅰ)+(Ⅱ)+(Ⅲ)

9,979

<<上記事務所からのお知らせ>>

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No.
支出内容	人件費 給与計算に係る顧問報酬	42
総経費	14,969 円 政務活動費 計上額	14,969 円
		按分率 100%
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。		
06-10-29 カード 06-10-29 カード 06-11-01 カード 06-11-01 カード 06-11-01 カード 06-11-01 カード 06-11-08 振替 06-11-08 送金 06-11-08 手数料 06-11-08 カード 06-11-08 カード	*14,969 NSS.シャロウシ	
注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。		

◆◆報酬口座振替のご案内◆◆

作成日：令和 6年10月 0日

ご指定の口座から下記のとおり振替いたしますのでご案内申し上げます。
大阪維新の会東大阪市議団 様

振 替 日	令和 6年11月 8日
振 替 金 額	14,969円
振 替 口 座	りそな銀行 普 通 オオサカイシンノカイヒガシオオ サカシギダン 様 ※お客さま情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません。
通 帳 表 示	NSS.シャロウシ

《お知らせ》

区分		金額	源泉所得税	取引額	対象年月	内訳の明細・金額	
内 訳	顧問報酬	10%課税	15,000	-1,531	13,469	R 6年10月	臨時報酬
	給与計算	10%課税					
	その他月決報酬	10%課税					
	臨時報酬	10%課税					
		8%課税					
		不課税・非課税					
	立替金	10%課税					
		8%課税					
		不課税・非課税					
	内訳合計	①	15,000	②	-1,531	③	13,469
10%対象合計			15,000円	[④消費税額等 1,500円]			
8%対象合計				[⑤消費税額等]			
⑥当月分合計 (税込)		③+④+⑤	14,969円				
⑦前受金 (減算)		⑧前月繰越額		⑨+⑦+⑧ 振替金額			
				14,969円			

■「10%・8%対象合計、④⑤消費税額等」は当月分のみを記載しており、「⑧前月繰越額（および⑨に含まれる消費税額等）」を含みません。⑨の内訳は、前月以前に発行した「ご案内ハガキ」にてご確認ください。

○10%課税 △8%課税 ※不課税・非課税

様式第 1 2 (第 6 条第 3 項関係)

領収書貼付用紙		No.
支出内容	人件費 調査研究補助 10 月分	43
総経費	62,785 円 政務活動費 計上額	62,785 円 按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。



りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0010	0223	
取扱店	お取引日	時刻
22341	06-11-08	11:15
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥62,675	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

IC認証		

お振込明細またはご案内		電信
お受取人	りそな銀行	
	普通	
	様	
ご依頼人	オオサカイツノカイヒカ"ツオオサカリキ"タ様	
	電話番号	06-4309-3000
	取扱番号	

印紙税申告納
 付につき東
 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

雇用契約書

大阪維新の会東大阪市議団（以下、「甲」という）と XXXXXXXXXX（以下、「乙」という）は、以下の条件に基づき雇用契約を締結する。

雇用期間	令和6年10月1日～令和7年9月30日		
雇用形態	パートタイマー		
就業の場所	(雇い入れ直後) 大阪府東大阪市荒本北1-1-1 市役所本庁舎20階 大阪維新の会議員控室 (変更の範囲) なし		
仕事の内容	(雇い入れ直後) 議員団内事務、議員団電話対応、議員活動補助及び付随する業務全般 (変更の範囲) なし		
就業時間	(始業・終業時刻) 10時00分～15時00分 ※業務の都合により、始業、終業時刻を繰り上げまたは繰り下げることがある		
所定労働	2日/週 5時間/日		
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、その他使用者が指定する日(勤務シフトによる)		
所定外労働	所定外労働をさせることが (有 / ☒ 無) 休日労働をさせることが (有 / ☒ 無)		
休暇	年次有給休暇(労働基準法通り)		
賃金	1 基本給: 時給 1,500円 2 諸手当: 通勤手当 1,060円(日額) 3 所定時間外、休日または深夜に対して支払われる割増賃金率 労働基準法通り 4 賃金締切日(毎月末日) 5 賃金支払日(翌月15日) ※賃金は、本人名義口座へ振込にて支給する 6 賃金支払時の控除(所得税、住民税、社会保険料、雇用保険料、その他協定により定めたもの) 7 賃金改定(無) 8 賞与(無) 9 退職金(無)		
契約更新の有無	☒ 自動的に更新する ☐ 更新する場合があります ☐ 更新しない	契約の更新の判断基準	(1) 当該社員の勤務状況、勤務態度及び業務成績 (2) 当該社員の業務処理能力 (3) 当該社員の他の従業員との協調性 (4) 当該社員の健康状態 (5) 契約期間満了時の業務量 (6) 市議団の活動状況 (7) 市議団の人員状況
退職に関する事項	自己都合退職 : 退職する少なくとも2カ月前迄に届け出ること 解雇の手續及び事由 : 裏面に記載		
保険関係	1 労災保険の加入: 有 2 雇用保険の加入: 無 3 健康保険・厚生年金保険の加入: 無		
その他	1 勤務上の遵守事項(裏面に記載) 2 その他の就業条件は、法令の定めるところによる。 3 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口(中原 健氏)		

以上の合意を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方の記名(署名)捺印の上、各々1通を保有する。

R6年 9月 12日

使用者(甲) 大阪府東大阪市荒本北1-1-1 市役所本庁舎20階 大阪維新の会議員控室
大阪維新の会東大阪市議団
幹事長 中原 健氏

従業員(乙) 住所
氏名

様式第13（第6条第3項関係）

令和6年10月1日

（人件費用）

（雇用者）会派名と議員名

雇用状況報告書

大阪維新の会 東大阪市議員
中原 健氏

No	氏 名	雇 用 期 間	按 分 率
	住 所	主な職務内容	按分率の根拠
	親族関係	給与（賃金）	
		令和6年10月1日～7年9月30日	政務活動（100）％ その他の活動（ ）％
	☐ 雇用者の3親等以内の親族ではありません。	（月額・日額・時給） 1,500 円	
		年 月 日～ 年 月 日	政務活動（ ）％ その他の活動（ ）％
	☐ 雇用者の3親等以内の親族ではありません。	（月額・日額・時給） 円	
		年 月 日～ 年 月 日	政務活動（ ）％ その他の活動（ ）％
	☐ 雇用者の3親等以内の親族ではありません。	（月額・日額・時給） 円	

※提出資料として、雇用契約書の写しを添付

※親族関係について、3親等以内の親族にあたらな場合は□にチェック

令和6年11月分給与

大阪維新の会 東大阪市議団

差引支給額

62,675

1
様

支給日： 令和6年11月15日
対象期間： 令和6年10月1日～令和6年10月31日

支給		控除		勤怠	
基本給	57,000	課税対象額	57,000	出勤日数	7
通勤非課税	7,420	控除前税額	1,745	出勤時間	38.00
課税計	57,000	源泉所得税	1,745		
非課税計	7,420	控除計	1,745		
総支給額	64,420	控除合計	1,745		

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No.
支出内容	その他の経費 インターネット回線料 11 月分	44
総経費	6,336 円 政務活動費 計上額	1,584 円 按分率 25%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
大阪維新の会東大阪
市議会 様

お客様番号
[REDACTED]

2024年11月ご請求分
金額(円)
¥6,336-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 印
24.11.27
[REDACTED]

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

請求書 (西日本ご利用分)

571-0011
東大阪市荒本北1丁目1-1

大阪維新の会東大阪市議団 様



024112101041370471

郵便区別



00563

Webでの請求書合わせ先



NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2024年11月17日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス(株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【受付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021121003 00563 00561 00 J
81 000000 1 0 24110310J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。

1 / 2ページ

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2024年11月ご請求分	6,336円	2024年12月2日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】-----

適格請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社 (登録番号: T8010401005011)

10%対象請求額 (税込) 5,126円 うち消費税等 466円

非対象等請求額 1,210円 ご請求額合計 6,336円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光もっともっと割、Web光もっともっと割、ドーンと割、ドーンと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様ご請求番号
BILLING NUMBER請求年月
MONTH OF ISSUE

2024年11月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分 5,126	5,400 -1,290	フレッツ 光ネクスト F 準利用料 光はじめ割 10月 1日~10月31日 2026年04月~2026年06月以 外の解約は解約金がかかります	合 算 合 算
	250 300 466	ホームゲートウェイ 使用料 無線LAN端末使用料 消費税等相当額 (合計)	合 算 合 算
◇NTT西日本分 (小計) 5,126	5,126	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分 1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコム (回収代行) ご利用分。 * 契約番号:	非対象等
◇合計 6,336	6,336	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> 〇上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/q8/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単位) が公表されています。

M20021121003 00563 00561 00 J

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No.
支出内容	資料購入費 (新聞購読料) 11 月分	45
総経費	4,800 円 政務活動費 計上額	4,800 円 按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

払込受領証

商品名	数量	金額
新聞購読料 8%	※ 1	4,800
合計金額	4,800円 (内消費税 356円)	
8%対象	4,800円 (内消費税 356円)	
※は軽減税率対象 年末年始のお留守止めはお早めにご連絡ください。		

ご依頼人 大阪維新の会 東大 阪市議団 様 2024年11月度	受取人 登録番号 T3120001160480 ASA東大阪北・大 東
金 額 4,800 円	発行年月 2024年11月
代行会社 三菱UFJファクター株式会社	

※この受領証はコンビニエンスストアでの払い込み証明となります
ので大切に保存してください。

(お客様控え)

収入印紙
2,000円

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

様式第 1 2 (第 6 条第 3 項関係)

領収書貼付用紙		No.																																																				
支出内容	人件費 税務に関する業務委任	46																																																				
総経費 9,979 円	政務活動費 計上額 9,979 円	按分率 100%																																																				
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。 税込月額 11,000 円-源泉所得税 1,021 円=9,979 円																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>摘 要</th> <th>お支払金額</th> <th>お預り金額</th> <th>差 引 残 高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>06-11-18</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>06-11-27</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>06-11-27</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>06-11-27</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>06-11-27</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>06-11-27</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>06-11-28 .振替</td><td>*9,979</td><td>ZHt"イリシホウシウ</td><td></td></tr> <tr><td>06-12-06</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>06-12-06</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>06-12-06</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>06-12-06</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>06-12-06</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	摘 要	お支払金額	お預り金額	差 引 残 高	06-11-18				06-11-27				06-11-27				06-11-27				06-11-27				06-11-27				06-11-28 .振替	*9,979	ZHt"イリシホウシウ		06-12-06				06-12-06				06-12-06				06-12-06				06-12-06				
摘 要	お支払金額	お預り金額	差 引 残 高																																																			
06-11-18																																																						
06-11-27																																																						
06-11-27																																																						
06-11-27																																																						
06-11-27																																																						
06-11-27																																																						
06-11-28 .振替	*9,979	ZHt"イリシホウシウ																																																				
06-12-06																																																						
06-12-06																																																						
06-12-06																																																						
06-12-06																																																						
06-12-06																																																						
注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。																																																						

〒577-8521
大阪府
東大阪市
荒本北1丁目1番1号

大阪維新の会東大阪市議団 御中

令和 6年 11月 21日
登録番号：T1810230743788
勝田大介税理士事務所

〒651-0065
兵庫県神戸市中央区
割塚通4丁目2番16号

TEL 050-5883-5965
FAX

請求書

下記の通り、ご指定の預金口座へ口座振替によりご請求申し上げます。

※適格請求書

口座振替日	令和 6年 11月 28日
-------	---------------

※口座への入金、振替日前日までにお済ませ願います

振替口座	りそな銀行 預金科目 普通 口座番号 [REDACTED] (口座番号の一部を非表示としております。) 口座名義 材料(シ)カイカ`ンオササキ`ダ`ン
------	--

[当月請求分 明細]

単位：円

取引日	内 訳	金 額		源泉所得税		
2024/12月分	月決報酬	10,000		1,021		

区 分	金 額	消費税額	源泉所得税	差引額
10%対象合計	10,000	1,000	1,021	9,979
小 計	10,000	1,000	1,021	9,979
(Ⅰ)当月請求分 合計				9,979

※ 税率 8%
一 税率 非課税
税率 自由入力

(Ⅱ)当月立替分 合計	0	(Ⅲ)前月以前分残高	0
-------------	---	------------	---

合計ご請求額(Ⅰ)+(Ⅱ)+(Ⅲ)	9,979
-------------------	-------

<<上記事務所からのお知らせ>>

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 47																																																																						
支出内容	人件費 給与計算に係る顧問報酬																																																																							
総経費 14,969 円	政務活動費	計上額 14,969 円 按分率 100%																																																																						
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>日</th> <th>摘要</th> <th>お支払金額</th> <th>お預り金額</th> <th>差引残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>06-11-18</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>06-11-27</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>06-11-27</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>06-11-27</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>06-11-27</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>06-11-27</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>06-11-28</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>06-12-06</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>06-12-06</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>06-12-06</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>06-12-06</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>06-12-06</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>06-12-09</td><td>振替</td><td>*14,969</td><td>NSS.シヤロウシ</td><td></td></tr> </tbody> </table>			日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高	06-11-18					06-11-27					06-11-27					06-11-27					06-11-27					06-11-27					06-11-28					06-12-06					06-12-06					06-12-06					06-12-06					06-12-06					06-12-09	振替	*14,969	NSS.シヤロウシ	
日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高																																																																				
06-11-18																																																																								
06-11-27																																																																								
06-11-27																																																																								
06-11-27																																																																								
06-11-27																																																																								
06-11-27																																																																								
06-11-28																																																																								
06-12-06																																																																								
06-12-06																																																																								
06-12-06																																																																								
06-12-06																																																																								
06-12-06																																																																								
06-12-09	振替	*14,969	NSS.シヤロウシ																																																																					
注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。																																																																								

◆◆報酬口座振替 ご案内◆◆

作成日：令和 6年11月 9日

ご指定の口座から下記のとおり振替いたしますのでご案内申し上げます。
大阪維新の会東大阪市議団 様

振替日	令和 6年12月 9日
振替金額	14,969円
振替口座	りそな銀行 普通 〇〇〇〇〇〇 オオサカイシンノカイヒガシオオ サカシギダン 様 ※お振込み情報保護のため、口座番号の下3桁を表示してありません。
通帳表示	NSS.シャロウシ

《お知らせ》

区分		金額	源泉所得税	差引額	対象年月
内 訳	顧問報酬	10%課税	15,000	-1,531	13,469
	給与計算	10%課税			
	その他月決報酬	10%課税			
	臨時報酬	10%課税			
		8%課税			
		不課税・非課税			
	立替金	10%課税			
		8%課税			
		不課税・非課税			
	内訳合計	① 15,000	② -1,531	③ 13,469	
10%対象合計		15,000円	[④消費税額等 1,500円]		
8%対象合計			[⑤消費税額等]		
⑥当月分合計 (税込)		③+④+⑤		14,969円	
⑦前受金 (減額)		⑧前月繰越額		⑥+⑦+⑧ 振替金額	
				14,969円	

■「10%・8%対象合計、④⑤消費税額等」は当月分のみを記載しており、「⑧前月繰越額（および⑥に含まれる消費税額等）」を含みません。⑧の内訳は、前月以前に発行した「ご案内八万千」にてご確認ください。

○10%課税 ▲8%課税 ※不課税・非課税

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No.
支出内容	人件費 調査研究補助 11月分	48
総経費 66,753 円	政務活動費 計上額 66,753 円	按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。



りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0010	0223	
取扱店	お取引日	時刻
22341	06-12-13	10:59
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥66,643	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

IC認証		

お振込明細またはご案内		電信
りそな銀行		
普通 様		
オオサカイツノカイヒカ"ツオオサカツキ"タ様		
電話番号	06-4309-3000	印紙税申告納 付につき東 税務署承認済
取扱番号		

*印紙税を納付しない場合は*印で割っております。 →

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

令和6年12月分給与

大阪維新の会 東大阪市議団

差引支給額

66,643

1

様

支給日： 令和6年12月13日

対象期間： 令和6年11月1日～令和6年11月30日

支給

基本給	60,000
通勤非課税	8,480
課税計	60,000
非課税計	8,480
総支給額	68,480

控除

課税対象額	60,000
控除前税額	1,837
源泉所得税	1,837
控除計	1,837
控除合計	1,837

勤怠

出勤日数	8
出勤時間	40.00

その他

銀行振込1	66,643
扶養人数	乙欄
課税累計	238,500

2024年11月

氏名 XXXXXXXXXX

賃金締日／毎月末締め 賃金支払日／翌月 1 5 日払い

日付	曜日	有給	始業時間	終業時間	休憩時間	労働時間	時間外労働時間	備考	使用者 確認欄
11月1日	金		10:00	15:00		5:00			○
11月2日	土								
11月3日	日								
11月4日	月								
11月5日	火		10:00	15:00		5:00			○
11月6日	水								
11月7日	木								
11月8日	金		10:00	15:00		5:00			○
11月9日	土								
11月10日	日								
11月11日	月		9:30	16:00		6:30			○
11月12日	火								
11月13日	水								
11月14日	木		13:00	15:00		2:00			○
11月15日	金								
11月16日	土								
11月17日	日								
11月18日	月		10:00	15:00		5:00			○
11月19日	火								
11月20日	水		10:00	15:00		5:00			○
11月21日	木								
11月22日	金								
11月23日	土								
11月24日	日								
11月25日	月								
11月26日	火								
11月27日	水		9:30	16:00		6:30			○
11月28日	木								
11月29日	金								
11月30日	土								
12月1日	日								

労働日数	有給日数	労働時間	時間外労働時間
8	0	40:00	0:00

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No.
支出内容	広報費 (ホームページ維持費) 10-12 月分	49
総経費	27,665 円	按分率 100 %
政務活動費	計上額 27,665 円	

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

りそな銀行
RISONA

取引銀行	取引店	口座番号			
0010	0223				
取扱店	お取引日	時刻			
22341	06-12-13	11:02			
お取引内容	お取引金額(円)	手数料			
振込	¥27,225	¥440			
お取引後の残高(円)		おつり			

IC認証

お振込明細またはご案内

お受取人
三菱UFJ銀行
普通
カ) ウィンツ-フ°ロ様

ご依頼人

オオサカイツノカイヒカ"ツオオサカシキ"タ様

電話番号 06-4309-3000
取扱番号

電信

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で済みます。 →

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

請求書

2024年12月2日

大阪維新の会 東大阪市議団 御中
ご担当者様

株式会社 ウィンツープロ
〒564-0027
大阪府吹田市朝日町15-32
TEL: 06-6556-6974
FAX: 06-7505-4958
登録番号: T1120001175316

下記のとおりご請求申し上げます。

ご請求金額 ￥27,225



品番・品名	数量	単価	金額
ホームページ維持 [https://ishin-higashiosaka.com]			
ドメイン取得・取得代行 (2021/05/01)	1	250	250
クイック認証 SSL証明書 取得	1	2,500	2,500
レンタルサーバー SSD 320GB	1	500	500
保守・管理費	1	3,000	3,000
メンテナンス・更新作業補助	1	2,000	2,000
2024年10月、11月末納分	2	8,250	16,500

	対象額 (税抜・円)	消費税 (円)
10% 対象	24,750	2,475
8% 対象	0	0
小計	24,750	2,475

お振込み手数料はご負担願います。

合計金額 27,225

お振込先 : 三菱UFJ銀行 普通口座 カ) ウィンツープロ

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 50
支出内容	その他の経費 インターネット回線料 12月分	
総経費	6,336 円	政務活動費 計上額 1,584 円
		按分率 25%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電話料金等払込受領証
 西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側2枚を提出してください。上記以外でお支払いの場合は切り貼しないでください。

ご請求先氏名
 大阪維新の会東大阪
 市議員 様

お客様番号
 [REDACTED]

2024年12月ご請求分
 金額(円)
 ¥6,336-

受取人
 NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
 0800-3335550

領収日附印
 24.12.26
 [REDACTED]

収入印紙貼付欄
 (金融機関・CVS用)→お客様

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

請求書 (西日本ご利用分)

577-0011
東大阪市荒本北1丁目1-1

大阪維新の会東大阪市議団 様



024122101044497892

郵便 特別



03934

Webでのお問い合わせ先

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70発行年月日 2024年12月17日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【受付先】
〒536 大阪市城東区善之宮1-6
-0025 -111 NLC隣の官ビル6R
社用コード M20021121004 03934 03914 00 J
81 100010 1 0 24120310J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2024年12月ご請求分	6,336円	2025年1月6日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

適格請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社 (登録番号: T8010401005011)

10%対象請求額 (税込) 5,126円 うち消費税等 466円
非対象等請求額 1,210円 ご請求額合計 6,336円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the clip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年12月 請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分	5,126	フレッツ 光ネクスト F 年利用料 光はじめ割	合 算 合 算
	-1,290	11月 1日~11月30日 2026年04月~2026年06月以 外の解約は解約金がかかります	
	250	ホームゲートウェイ 使用料	合 算
	300	無線LAN端末使用料	合 算
	466	消費税等相当額 (合計)	
◇NTT西日本分 (小計)	5,126	合算表示の料金合計×10%	
	5,126	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコム (回収代行) ご利用分。	非対象等
	1,210	* 契約番号:	
◇合計	6,336	合計	
	6,336	<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。 電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。 https://www.tea.or.jp/telephonerelay_service_support/q&a/	***ユニバーサルサービス料について*** ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単位) が公表されています。
--	---

M20021121004 03934 03914 00 J

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 51
支出内容	資料購入費 (新聞購読料) 12月分	
総経費	4,800円	政務活動費 計上額 4,800円
		按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

払込受領証

商品名	数量	金額
新聞購読料 8%	※ 1	4,800
合計金額	4,800円 (内消費税 356円)	
8%対象	4,800円 (内消費税 356円)	
※は軽減税率対象 支払期限を過ぎると支払い出来ません。ご注意ください		

ご依頼人 大阪維新の会 東大 阪市議団 様 2024年12月度	受取人 登録番号 T3120001160480 ASA東大阪北・大 東
金額 4,800円	発行年月 2024年12月
代行会社 三菱UFJファクター株式会社	

※この受領証はコンビニエンスストアでの払い込み証明となります
ので大切に保存してください。

(お客様控え)

収入印紙

収納日付印

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

様式第 1 2 (第 6 条第 3 項関係)

領収書貼付用紙		No.
支出内容	人件費 税務に関する業務委任	52
総経費 9,979 円	政務活動費 計上額 9,979 円	按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

税込月額 11,000 円-源泉所得税 1,021 円=9,979 円

日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
06-12-24	カード			
06-12-30	振替	*9,979	ZHヒ"イリシホウシウ	
07-01-06	カード			
07-01-06	送金			
07-01-06	手数料			
07-01-08	振込			
07-01-08	振替			
07-01-08	カード			
07-01-08	カード			
07-01-14	カード			
07-01-14	カード			
07-01-14	送金			

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

〒577-8521
大阪府
東大阪市
荒本北1丁目1番1号

大阪維新の会東大阪市議団 御中

令和 6 年 12 月 21 日

登録番号：T1810230743788
勝田大介税理士事務所

〒651-0065
兵庫県神戸市中央区
割塚通4丁目2番16号

TEL 050-5883-5965
FAX

請求書

下記の通り、ご指定の預金口座へ口座振替によりご請求申し上げます。

※適格請求書

口座振替日 令和 6 年 12 月 30 日

振替口座

りそな銀行
預金科目 普通 口座番号 [REDACTED]
(口座番号の一部を非表示としております。)
口座名義 材物イソノカイガシオサキギタツ

※口座への入金は、振替日前日までにお済ませ願います

[当月請求分 明細]

単位：円

取引日	内 訳	金 額		源泉所得税		
2025/01月分	月決報酬	10,000		1,021		

区 分	金 額	消費税額	源泉所得税	差 引 額
10%対象合計	10,000	1,000	1,021	9,979
小 計	10,000	1,000	1,021	9,979
(Ⅰ)当月請求分 合計				9,979

※ 税率 8%
一 税率 非課税
税率 自由入力

(Ⅱ)当月立替分 合計

0

(Ⅲ)前月以前分残高

0

合計ご請求額(Ⅰ)+(Ⅱ)+(Ⅲ)

9,979

<<上記事務所からのお知らせ>>

様式第 1 2 (第 6 条第 3 項関係)

領収書貼付用紙		No. 53
支出内容	広報費 (ホームページ維持費) 1 月分	
総経費 9,515 円	政務活動費 計上額 9,515 円	按分率 100 %

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。

りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0010	0223	
取扱店	お取引日	時刻
22341	07-01-06	14:22
お取引内容	お取引金額 (円)	手数料
振込	¥9,075	¥440
お取引後の残高 (円)		おつり

IC 認証

お振込明細またはご案内

三菱UFJ銀行

普通

カ) ウィンツーフ® 口座

オオサカイツノカイヒカ"クオオサカシキ"タ様

お受取人

電話番号 06-4309-3000

取扱番号

印紙税申告納付につき東京税務署承認済

※印紙税を納付しない場合は※印で消してあります。→

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

請求書

2025年1月1日

大阪維新の会 東大阪市議団 御中
ご担当者様

株式会社 ウィンツープロ

〒564-0027

大阪府吹田市朝日町15-32

TEL: 06-6556-6974

FAX: 06-7505-4958

登録番号: T1120001175316



下記のとおりご請求申し上げます。

ご請求金額

¥9,075

品番・品名

数量

単価

金額

ホームページ維持 [<https://ishin-higashiosaka.com>]

ドメイン取得・取得代行 (2021/05/01)	1	250	250
クイック認証 SSL証明書 取得	1	2,500	2,500
レンタルサーバー SSD 320GB	1	500	500
保守・管理費	1	3,000	3,000
メンテナンス・更新作業補助	1	2,000	2,000

	対象額 (税抜・円)	消費税 (円)
10% 対象	8,250	825
8% 対象	0	0
小計	8,250	825

お振込み手数料はご負担願います。

合計金額

9,075

お振込先 : 三菱UFJ銀行

普通口座

カ) ウィンツープロ

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 54																																								
支出内容	人件費 給与計算に係る顧問報酬																																									
総経費 14,969 円	政務活動費 計上額 14,969 円	按分率 100%																																								
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>日 付</th> <th>摘 要</th> <th>お 支 払 金 額</th> <th>お 預 り 金 額</th> <th>差 引 残 高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>06-12-24</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>06-12-30</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>07-01-06</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>07-01-06</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>07-01-06</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>07-01-08</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>07-01-08</td> <td>.振替</td> <td>*14,969</td> <td>NSS.シヤロウシ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			日 付	摘 要	お 支 払 金 額	お 預 り 金 額	差 引 残 高	06-12-24					06-12-30					07-01-06					07-01-06					07-01-06					07-01-08					07-01-08	.振替	*14,969	NSS.シヤロウシ	
日 付	摘 要	お 支 払 金 額	お 預 り 金 額	差 引 残 高																																						
06-12-24																																										
06-12-30																																										
07-01-06																																										
07-01-06																																										
07-01-06																																										
07-01-08																																										
07-01-08	.振替	*14,969	NSS.シヤロウシ																																							
注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。																																										

◆◆報酬口座振替のご案内◆◆

作成日：令和 6年12月25日

ご指定の口座から下記のとおり振替いたしますのでご案内申し上げます。
大阪維新の会東大阪市議団 様

《お知らせ》

振替日	令和 7年 1月 8日
振替金額	14,969円
振替口座	りそな銀行 普通 〇〇〇〇〇〇〇〇 オオサカイシンノカイヒガシオオ サカシギダン 様 ※お書きま情報保護のため、口座番号の下3桁を表示しておりません。
通帳表示	NSS.シャロウシ

区分		金額	源泉所得税	差引額	対象年月	内訳の明細・金額	
内 訳	顧問報酬	10%課税	15,000	-1,531	13,469	R 6年12月	臨時報酬 立替金
	給与計算	10%課税					
	その他月決報酬	10%課税					
	臨時報酬	10%課税					
		8%課税					
		不課税・非課税					
	立替金	10%課税					
		8%課税					
		不課税・非課税					
	内訳合計	①	15,000	②	-1,531	③	13,469
10%対象合計		15,000円		④消費税額等		1,500円	
8%対象合計				⑤消費税額等		1	
⑥当月分合計（税込）		③+④+⑤		14,969円			
⑦前受金（減額）		⑧前月繰越額		⑥+⑦+⑧ 振替金額		14,969円	

■「10%・8%対象合計、④⑤消費税額等」は当月分のみを記載しており、「⑧前月繰越額（および⑥に含まれる消費税額等）」を含みません。⑥の内訳は、前月以前に発行した「ご案内ハガキ」にてご確認ください。

○10%課税 ▲8%課税 ※不課税・非課税

領収書貼付用紙		No.
支出内容	人件費 源泉所得税	55
総経費 23,125 円 政務活動費 計上額 23,125 円	按分率 100%	

※按分の場合は、按分の**内容と政務活動費**として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

納期等の区分	令和元年度	令和二年	令和三年	令和四年	令和五年	令和六年	令和七年	令和八年	令和九年	令和十年	令和十一年	令和十二年
給与等	0607											
支払分譲家所得税及び償還補助金等	0612											
証券売却益												
雑収入												
年次調整による不足超過額												
年末調整による超過戻額												
本 税												
延 滞 税												
合 計 額												

(納め年月日及び領収番号)

〒577-0011 大阪府大阪市北区丁部一丁目1番1号
 新所蔵庫
 国庫金 納期限例分
 氏名 大阪維新の会 東京大阪市長選挙事務所
 住所 東京都中央区銀座区三丁目1番1号
 電話番号 03-6111-00096326

2025 年 1 月 6 日

大阪維新の会 東大阪市議団 御中

勝田大介税理士事務所

〒650-0011

神戸市中央区下山手通 2 丁目 13-3

建創ビル 8F-08

電話：078-600-0630

携帯：

担当：

書類送付のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

早速ではございますが、下記の通り書類を送付させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

■ 源泉所得税の納付書 1 通

金融機関の窓口で納付をお願いします。

納期限は 2025 年 1 月 20 日(月)です。

以上

様式第 1 2 (第 6 条第 3 項関係)

領収書貼付用紙		No. 56
支出内容	人件費 調査研究補助 12 月分	
総経費 60,209 円	政務活動費	計上額 60,209 円 按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号
0010	Q223	
取扱店	お取引日	時刻
22341	07-01-14	10:25
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥60,099	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

IC認証

お振込明細またはご案内		電信
お受取人	りそな銀行	
	普通	
	様	
	登録番号 0002	
ご依頼人	オオサカイツツノカイヒカ オオサカイキタ様	
	電話番号 06-4309-3000	印紙税申告納付済
	取扱番号	税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しておきます。 →

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

令和7年1月分給与

大阪維新の会 東大阪市議団

差引支給額

60,099

1
様

支給日： 令和7年1月15日

対象期間： 令和6年12月1日～令和6年12月31日

支給

基本給	53,250
通勤非課税	8,480
課税計	53,250
非課税計	8,480
総支給額	61,730

控除

課税対象額	53,250
源泉所得税	1,631
控除計	1,631
控除合計	1,631

勤怠

出勤日数	8
出勤時間	35.30

その他

銀行振込	60,099
扶養人数	乙欄
有給残日数	3
課税累計	53,250

2024年12月

氏名 XXXXXXXXXX

賃金締日／毎月末締め 賃金支払日／翌月 1 5 日払い

日付	曜日	有給	始業時間	終業時間	休憩時間	労働時間	時間外労働時間	備考	使用者 確認欄
12月1日	日								
12月2日	月								
12月3日	火								
12月4日	水								
12月5日	木								
12月6日	金		9:30	16:00		6:30			○
12月7日	土								
12月8日	日								
12月9日	月								
12月10日	火		13:00	15:00		2:00			○
12月11日	水		10:00	15:00		5:00			○
12月12日	木								
12月13日	金		10:00	15:00		5:00			○
12月14日	土								
12月15日	日								
12月16日	月								
12月17日	火		10:00	15:00		5:00			○
12月18日	水								
12月19日	木								
12月20日	金		10:00	15:00		5:00			○
12月21日	土								
12月22日	日								
12月23日	月								
12月24日	火		10:00	15:00		5:00			○
12月25日	水								
12月26日	木		10:00	12:00		2:00			○
12月27日	金								
12月28日	土								
12月29日	日								
12月30日	月								
12月31日	火								

労働日数	有給日数	労働時間	時間外労働時間
8	0	35:30	0:00

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 57
支出内容	資料購入費 (新聞購読料) 1 月分	
総経費 4,800 円	政務活動費	計上額 4,800 円
		按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

払込受領証

商品名	数量	金額
新聞購読料 8%	※ 1	4,800
合計金額 4,800円 (内消費税 356円)		
8%対象 4,800円 (内消費税 356円)		
※は軽減税率対象 口座引き落とし・クレジットもご利用頂けます。		

ご依頼人 大阪維新の会 東大 阪市議団 様 2025年1月度	受取人 登録番号 T3120001160480 ASA 東大阪北・大 東
金 額 4,800 円	発行年月 2025年1月
代行会社 三菱UFJファクター株式会社	

※この受領証はコンビニエンスストアでの払い込み証明となります
ので大切に保存してください。

(お客様控え)

収入印紙
収納日付印

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

様式第 1 2 (第 6 条第 3 項関係)

領収書貼付用紙		No. 58
支出内容	その他の経費 インターネット回線料 1 月分	
総経費 6,336 円	政務活動費	計上額 1,584 円
		按分率 25%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
 大阪維新の会東大阪
 市議団 様

お客様番号
 [REDACTED]

2025年 1月ご請求分
 金額(円)
 ¥6,336-

受取人
 NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
 0800-3335550

領 収 日 附 印
 [REDACTED]

収入印紙貼付欄
 (金融機関・CVS用)→お客様

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

請求書 (西日本ご利用分)

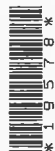
577-0011
東大阪市荒本北1丁目1-1

大阪維新の会東大阪市議団 様



025012101041412611

郵便区別



19741

Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2025年 1月19日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【受付先】
〒536 大阪府城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021121002 19741 19578 00 J
81 100000 1 0 25010310J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面に載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2025年 1月ご請求分	6,336円	2025年 1月31日(金)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

適格請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社 (登録番号: T8010401005011)

10%対象請求額 (税込) 5,126円 うち消費税等 466円
非対象等請求額 1,210円 ご請求額合計 6,336円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が8,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光もっともっと割、Web光もっともっと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

※NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様 請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 1月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分	5,126		
	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	合 算
	-1,290	光はじめ割	合 算
	250	ホームゲートウェイ 使用料	合 算
	300	無線LAN端末使用料	合 算
	466	消費税等相当額 (合計)	
◇NTT西日本分 (小計)	5,126	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分	1,210	OCN光 with フレッツ利用料等 * 契約番号:	非対象等
	1,210	NTTコム (回収代行) ご利用分。	
◇合計	6,336	合計	
	6,336	<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記 * 印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料とは、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。 電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。 https://www.tca.or.jp/tephonerelay_service_support/q&a/	***ユニバーサルサービス料について*** ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。
---	---

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No.
支出内容	広報費 (市政報告紙配布料)	59
総経費 970,090 円	政務活動費 計上額 970,090 円	按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号	
0010	0223		
取扱店	お取引日	時刻	
22341	07-01-27	11:02	
お取引内容	お取引金額 (円)	手数料	
振込	¥969,650	¥440	
お取引後の残高 (円)		おつり	

IC認証			

お振込明細またはご案内		電信
お受取人	北おおさか信用金庫	
普通		
カ) カンサイホ" ステイク" 様		
ご依頼人	オオサカイシヅノカイヒカ ツオオサカイキ" タ様	
電話番号	06-4309-3000	
取扱番号		

印紙税申告納
 付につき東
 税務署承認済

※印紙税を納付しない場合は※印で済みます。 →

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

業務請負契約書

令和7年1月23日

甲(発注人)

東大阪市荒本北1-1-1

大阪維新の会 東大阪市議団

高橋 正子



乙(請負人)

大阪府大阪市北区本庄西3-7-5

株式会社 関西ポスティング

代表取締役 糸川 賢一郎



乙は、甲が制作した広報紙のポスティング業務を下記の通り請負うものとする。

1. 業務内容

広報紙のポスティング業務(折加工含む)

2. ポスティング実施日

令和7年2月1日~28日

3. 請負料金

¥881,500 円 (消費税別途)

4. 支払い

甲は乙に対し業務開始日の前日までに支払うものとする。

5. その他

甲または乙が、本契約の遂行に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ円満に解決するものとする。

請 求 書

No. 1

お客様コードNo. [REDACTED]

577-8521

東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪役所20階

大阪維新の会 東大阪市議団 会派控室

大阪維新の会 東大阪市議団

御中

TEL 06-4309-3347

FAX 06-4309-3348

(発行日 25年 1月 23日)

〒531-0073

大阪市北区本庄西3丁目7番5号

株式会社 関西ポスティング

登録番号: T4120001062635

TEL: 06-6359-9001

FAX: 06-6359-9008

[振込先]

北おおさか信用金庫 [REDACTED] (普) No. [REDACTED]

振込手数料はご負担いただきますようお願い申し上げます。

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。(25年 1月 23日 締切分)

PAGE 1

前回御請求額	御入金額	調整額	差引繰越金額	税抜御買上額	消費税額等	今回御請求額
691,900	691,900	0	0	881,500	88,150	969,650

年月日	伝票No.	商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
25 123	40	* B4チラシ無差別配布				
25 123	40	東大阪市(山側以外) 配布	135,000		4.50	607,500
25 123	40	東大阪市(山側) 配布	35,000		5.40	189,000
25 123	40	B4チラシ折加工代	170,000		0.50	85,000
25 123	40	(配布予定日: 2/1(土)~2/28(金))				
		(伝票計)				881,500
		【売上合計】(10.0%対象)				881,500
		消費税額				88,150
		【税込金額】				969,650



東大阪を前へ！ 維新は挑戦をやめない！

東大阪市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件

令和7年10月から水道料金が平均約19%の値上げへ
維新は原案に賛成の立場から修正案に反対

案はどうやってできたの？

上下水道局作成の素案に対し、市民や学識経験者等で構成される東大阪市上下水道事業経営審議会からの答申内容を踏まえ決定。

原案の内容は？

料金改定率を平均約28%とする。但し改定率を約19%と約8%の2段階にすることを認めるという答申に沿った内容。

※維新の「市民生活への影響を考え、少しでも値上げ幅を緩和していたきたい」という意見を反映し2段階へ

大阪広域水道企業団に統合(令和6年2月議会で否決)した場合と比べるとどうなの？

物価上昇影響の考え方などの不確定要素はあるが、値上げ幅だけを比べると統合の方が市民にとって有利な改定を行うことができた。

2段階目までに企業団と統合することで約8%の値上げは回避できないの？

今後の企業団統合による将来の水道料金の抑制について、その可能性を否定するものではない。

⇒大阪広域水道企業団との統合が否決された中、値上げは受入れざるを得ないが、2段階目の値上げを抑制する努力を前提に水道経営を安定させる原案に賛成。

令和6年度東大阪市住民税非課税世帯等に対する 物価高騰対策給付金(3万円給付)について

給付金の支給額

1世帯あたり3万円(※1)(1回のみ、世帯主に支給)

(※1) 対象世帯に世帯員として18歳以下(平成16年4月2日以後生まれ)の児童がいる場合は、児童1人あたり2万円を追加で支給します。

手続き・申請期限

令和7年5月30日(金)(当日消印有効)

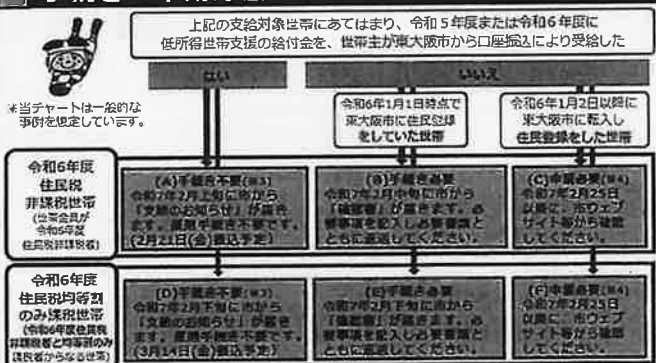
支給対象世帯

支給対象世帯は、以下の①～③の条件をすべて満たす世帯

- ①基準日(令和6年12月13日)において、東大阪市に住民登録がある。
- ②「世帯全員が令和6年度住民税非課税者または均等割のみ課税者から構成される世帯」(※2)である。
- ③「令和6年度住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯」ではない。

(※2) 「住民税均等割のみ課税者」は定額減税の適用によって決定するため、定額減税によって均等割のみ課税となった世帯については支給対象外です。

手続き・申請方法



詳しくは、市のウェブサイト等でご確認ください。

お問い合わせ先：
東大阪市住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金支給事務センター
TEL: 06-4309-3003 FAX: 06-4309-3848 (受付時間: 平日9:00~17:30)



無償化を含む今後の学校給食の課題について

- Q 今後の食料代や給食運営諸費用などの増加が学校給食無償化の継続に影響を及ぼさないか、中期的な視点での予算確保について、調理施設のあり方検討や給食の質の向上への取り組みなどの課題対応と合わせ当局の考えはどうか。
- A 効率的な運営を意識しながら、安全安心な給食提供のため各施設の運営に必要な予算の確保に努めるとともに、給食食材の確保に必要な予算要望をしっかりと行いながら、給食の質を落とすことがないように、栄養バランスを考えたおいしい給食づくりに努める。

行政と地域の関わりについて

- Q 既存の部局別、地域組織別中心のアプローチには限界が見えるが、より地域に寄り添った事務執行、また地域負担軽減など持続可能な地域コミュニティの構築に向け、新たな一歩を踏み出すべきであると考えているかがか。
- A 各部局と公民連携協議室が必要に応じて情報を共有し、共に取り組むことが

最も効率的と考えており、今後も更に関係部局での連携を密にするよう指示していく。

本会議他の生産性向上について

- Q1 行政サイドの発言内容が守られていない現実がある中、本会議や委員会における発言の重みをどう考えているか。
- A1 首長と議会の2つの機関が対等の立場で議論し、政策形成を行うところとして最も重要な場であり、執行機関の補助者として出席する議員の発言は非常に重いものと認識。
- Q2 「検討するは、期限を決めていないので聞かれても検討中ですと回答すればよい」といった行政の常識は世間の非常識であることを理解し、本会議他の生産性を向上させる努力を互いにすべきであると考えているかがか。
- A2 議員側も答弁のあり方も含め、議員各位のご理解を得ながら、改善や意識改革に取り組む必要がある。

市民生活の更なる充実を!!

屋外分煙所の設置について

- Q 2025年に客室面積30平方メートル以上の飲食店は原則禁煙になることから'26年度中の設置は遅いと思うので、どうか早くしていただけないか。
- A 上環境への影響も考えられるところであり、引き続き関係部局間で協議を進め、対応策を検討する。

防災学習センターについて

- Q 民間委託されてから来場者数が増えているが、公助、共助のみならず自助の意識を高めるためにもさらなる来館の啓発を行うことが必要であると考えているかがか。
- A 今後も幅広い世代の皆様に来館していただけるように、防災について体験し、学べる防災学習センターをあらゆる広報媒体を活用して広報する。

総合防災訓練について

- Q 花園中央公園の多目的広場で行われた総合防災訓練については、良い取り組みを実施しているのに、この場は関係者しかいないのかと思うほど来場者が少なかったが、どのようにお考えか。
- A 見せることを主目的とした訓練でもあることから、幅広い年齢層に関心を持ち見学いただけるよう広報を工夫する。

東大阪市花園中央公園特定公園及び有料公園施設について

- Q 今現在、指定管理者として東大阪花園活性化マネジメント共同体(代表企業iOS株式会社)が運営。注目されるが故に苦情やクレームが多いが原局または指定管理者はどう捉えているのか。
- A 芝生管理や除草など基本的な維持管理の面において、多くの苦情やご要望をいただく結果となった。公園の活性化やにぎわいの創出に重点を置きすぎた結果、維持管理の面できめ細かな対応が不十分であったものと反省している。

スポーツを通じた町づくりの取り組みについて

- Q ラグビーの聖地は定着しているものの、ウィルチアススポーツの聖地として発信することでスポーツを通じた町づくりを更に推進していくとのことだが、どんな取り組みをされているのか。
- A 日本車椅子ソフトボール協会とパートナーシップ協定を締結し、市内小学生への体験事業等を行っているが、今後もさらなるウィルチアススポーツの普及に向け取り組んでいく。

不登校児童生徒への支援について

- Q いじめ・ヤングケアラー・不登校など多様化する子どもの悩みに対応できる体制を強化する必要があると考えているかがか。
- また、校内教育支援センターの設置促進や支援員の配置拡充と共に、民間施設やNPOとの連携についての見解は。
- A 今後SSWの全中学校区への配置拡充と共に、大阪府教育庁に対しSCの相談回数の増加を要望する等、教育相談体制の強化に努める。また、誰一人取り残されない学びの保証に向け、情報収集をすすめ、関係機関と連携し支援充実に向け進めていく。

成果連動型民間契約方式(PFS)について

- Q PFSは従来の民間委託と比べ、社会課題の効率的な解決と共に費用対効果も期待できる新たな官民連携の手法である。本市でも市民生活部と福祉部において実施しているが、今後、他部局でも積極的に実施する必要があると考えている見解は。
- A PFSは事業評価指標を導入することで民間事業者の創意工夫や企業努力の発揮が期待される方式で行政改革に資する取り組みである。今後、実績における効果や課題検証を踏まえ、他事業への展開を積極的に検討する必要があると考えている。

常任委員会質問

文教委員会

- 1 コミュニティスクールと学校規程適正化について
- 2 不登校支援について
- 3 日新高校について
- 4 民族教育について
- 5 給食無償化について
- 6 修学旅行無償化について
- 7 GIGAスクール第2期ICT機器の整備について
- 8 自主防災訓練の学校行事との連携について
- 9 荒本青少年運動広場の冬季利用期間について
- 10 市立図書館について
- 11 公民館の老行化について

民生保健委員会

- 1 手話推進事業について
- 2 成年見聞人制度の周知について
- 3 障害者習慣アート展について
- 4 ふれあいの集いについて
- 5 老人センター指定管理の件
- 6 保育所等の使用済みおむつ処分のあり方について
- 7 トルクビがしおおさにおける成果連動型民間委託契約のあり方について
- 8 野良猫の不妊手術費用助成における予算の効率的な活用について

環境産業委員会

- 1 消防局のSNS登録者数増加への取り組みについて
- 2 東大阪消防初任について
- 3 東大阪市産業技術センター指定管理の件
- 4 東大阪ブランドのHPのアクセス数の伸びについて
- 5 東大阪ブランド認定商品の店内陳列促進について
- 6 こーばへ行こうの新しい取り組みについて
- 7 本市の各大使のこれまでとこれからについて
- 8 ヴィーガン、ハラル、各国料理などの本市内の店舗特集について
- 9 eスポーツの観光利用について
- 10 花園ラグビー場の芝の管理について
- 11 ボイ捨てポスター啓発について
- 12 民間委託により利用者が増加している防災学習センターの次期委託業者募集について
- 13 空き店舗対策の啓発の取り組み方について
- 14 ヒートショック対策の周知について

建設水道委員会

- 1 道路新設改良事業について
- 2 Mobilについて
1月31日より廃止に伴い交通弱者を救うためにモビリティシェア等を考えてみてはどうか
- 3 駅前交通広場について
永和駅、後徳通駅の駅前広場をより活用しやすくし、市民の憩いの場にできないか
- 4 自転車用ヘルメット補助金について
- 5 給水条例について
R10年の値上げ幅を広域水道も視野に入れて控めることはできないか
- 6 合格祈願マンホールカードについて

総務委員会

- 1 防災倉庫新築工事における地盤改良工事について
- 2 効率的な広報について
- 3 成果連動型民間委託契約方式について
- 4 市役所本庁舎における防汚施工後の維持管理について
- 5 井天池水質改善のためのクラウドファンディングについて
- 6 廃校の第1次避難所への利用について
- 7 防災訓練について
- 8 自治会掲示板の維持管理について
- 9 103万円の壁の見直しに係る影響について
- 10 新博物館整備基本計画について

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No.
支出内容	人件費 税務に関する業務委任	60
総経費 59,874 円	政務活動費 計上額 59,874 円	按分率 100%
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。		
07-01-14 07-01-22 07-01-22 07-01-24 07-01-24 07-01-27 07-01-27 07-01-27 07-01-27 07-01-27 07-01-28 . 振替 07-01-30	*59,874	ZHセ"イリシホウシウ
注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。		

大阪府
東大阪市
荒本北1丁目1番1号

令和 7 年 1 月 21 日

登録番号：T1810230743788
勝田大介税理士事務所

大阪維新の会東大阪市議団 御中

〒651-0065
兵庫県神戸市中央区
割塚通4丁目2番16号

TEL 050-5883-5965
FAX

請求書

下記の通り、ご指定の預金口座へ口座振替によりご請求申し上げます。

※適格請求書

日替振座口 令和 7 年 1 月 28 日

振替口座	りそな銀行
	預金科目 普通 口座番号 [REDACTED] (口座番号の一部を非表示としております。) 口座名義 村崎カシカバシカバシカバシ

※口座への入金は、振替日前日までにお済ませ願います

[当月請求分 明細]

単位：円

取引日	内 訳	金 額	源泉所得税		
2025/02月分	月決報酬	10,000	1,021		
2025/01/15	年末業務報酬	50,000	5,105		

区 分	金 額	消 費 税 額	源泉所得税	差 引 額
10%対象合計	60,000	6,000	6,126	59,874
小 計	60,000	6,000	6,126	59,874
(I)当月請求分 合計		59,874		

※	税率	8%
一	税率	非課税
井	税率	自由入力

(II)当月立替分 合計	0
--------------	---

(Ⅲ)前月以前分残高	0
------------	---

合計ご請求額(Ⅰ)+(Ⅱ)+(Ⅲ)	59,874
-------------------	--------

＜＜上記事務所からのお知らせ＞＞

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 61
支出内容	広報費 (市政報告紙製作料)	
総経費 572,110 円	政務活動費	計上額 572,110 円 按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0010	0223	
取扱店	お取引日	時刻
22341	07-02-03	12:58
お取引内容	お取引金額 (円)	手数料
振込	¥572,000	¥110
お取引後の残高 (円)		おつり

IC 認証

お振込明細またはご案内

りそな銀行

当座

タイコロ、カ様

オオサカイツノカイヒカシオオサカシキタ様

電話番号 06-4309-3000

取扱番号

印紙税申告納付につき東税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は#印で消しております。 →

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

納 入 書

577-8521

東大阪市荒本北1-1-1 東大阪市政府内20

F 東大阪市議団控室

大阪維新の会 東大阪市議団 様

お客様コード

No. 302153

2025 年 1 月 31 日

ダイコ株式会社

〒573-1132 大阪府枚方市招提田近2丁目8番地

TEL 072 (850) 0771 FAX 072 (819) 5284

担当 第二営業部

〒 573-1132

住所 枚方市招提田近2-8

TEL 072-867-3436

FAX 072-867-3432

出荷日	出 荷 日 計 算 日	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額
1 30	2159	維新東大阪プレス Vol. 5	171,100			520,000
		消費税額				52,000
合 計						572,000

請 求 書

577-8521

No. 2025 年 11 月 30 日

東大阪市荒本北1-1-1 東大阪市役所内20

F 東大阪市議団控室

ダイコロ株式会社

〒573-1132 大阪府枚方市沼田近2丁目8番地

TEL 072 (850) 0771 FAX 072 (819) 5284

担当 第二営業部

〒 573-1132

住所 枚方市沼田近2-8

TEL 072-867-3436

FAX 072-867-3432

大阪維新の会 東大阪市議団 様

お客様コード

下記の通り御請求申し上げます。

尚、本請求金額が御入金と行違の節はあしからず御了承下さい。

登録番号: T8120001066319

前回御請求額	御 入 金 額	前受金充当額	今 回 納 品 額	消 費 税 額	今回御請求額
0	0	0	520,000	52,000	572,000

[備考]

お支払の際は、銀行振込又は封の払込取扱票（郵便局・コンビニ・手数料当社負担）を御利用くださいますようお願いいたします。

請求書に、ご不明な点がございましたら、大阪本社経理部（TEL072-819-5287 FAX072-819-5284）まで、直接お問い合わせ下さい。

取引銀行

愛媛銀行

りそな銀行

みずほ銀行

三井住友銀行

三菱UFJ銀行

京都銀行

当座No.

当座No.

当座No.

当座No.

当座No.

当座No.

請 求 明 細

月 日	出荷日	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額
1 31	1 30	維新東大阪プレス Vol. 5	171,100			520,000
		消費税額				52,000
		今回納品額 10%対象計				520,000
		今回消費税額 10%対象計				52,000



維新東大阪プレス

One Osaka!

令和7年(2025年) Vol.5 東大阪市議会会派【大阪維新の会 東大阪市議団】発行



東大阪を前へ！ 維新は挑戦をやめない！

東大阪市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件

令和7年10月から水道料金が平均約19%の値上げへ
維新は原案に賛成の立場から修正案に反対

「案はどうやってできたの？」

上下水道局作成の素案に対し、市民や学識経験者等で構成される東大阪市上下水道事業経営審議会からの答申内容を踏まえ決定。

原案の内容は？

料金改定率を平均約28%とする。但し改定率を約19%と約8%の2段階にすることを認めるという答申に沿った内容。

*維新の「市民生活への影響を考え、少しでも値上げ幅を緩和していたきたい」という意見を反映し2段階へ

大阪広域水道企業団に統合(令和6年2月議会で否決)した場合と比べるとどうなの？

物価上昇影響の考え方などの不確定要素はあるが、値上げ幅だけを比べると統合の方が市民にとって有利な改定を行うことができた。

2段階目までに企業団と統合することで約8%の値上げは回避できないの？

今後の企業団統合による将来の水道料金の抑制について、その可能性を否定するものではない。

⇒大阪広域水道企業団との統合が否決された中、値上げは受入れざるを得ないが、2段階目の値上げを抑制する努力を前提に水道経営を安定させる原案に賛成。

令和6年度東大阪市住民税非課税世帯等に対する 物価高騰対策給付金(3万円給付)について

給付金の支給額

1世帯あたり3万円(※1)(1回のみ、世帯主に支給)

(※1) 対象世帯に世帯主として18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)の児童がいる場合は、児童1人あたり2万円を追加で支給します。

手続き・申請期限

令和7年5月30日(金)(当日消印有効)

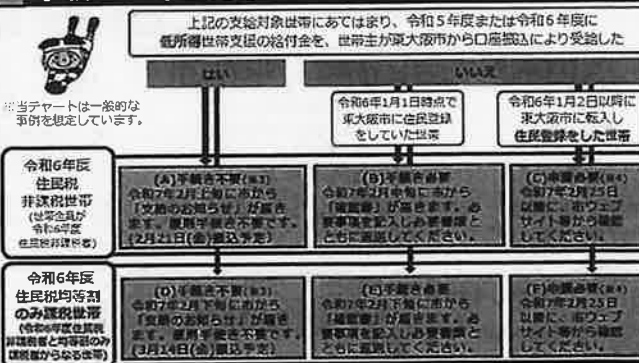
支給対象世帯

支給対象世帯は、以下の①～③の条件をすべて満たす世帯

- ①基準日(令和6年12月13日)において、東大阪市に住民登録がある。
- ②「世帯全員が令和6年度住民税非課税者または均等割のみ課税者から構成される世帯」(※2)である。
- ③「令和6年度住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯」ではない。

(※2)「世帯均等割のみ課税者」は定額減税の適用によって決まるため、定額減税によって均等割のみ課税となった世帯については支給対象外です。

手続き・申請方法



(※3) 給付に格付した世帯主が世帯主に変更があった場合は手続きが必要ですが、申請には、世帯主が令和6年12月13日以前に本市へ転入された方全員が世帯主の氏名がわかる書類等が必要です。

詳しくは、市のウェブサイト等でご確認ください。

お問い合わせ先：
東大阪市住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金支給事務センター
TEL: 06-4309-3003 FAX: 06-4309-3848 (受付時間: 平日9:00~17:30)



無償化を含む今後の学校給食の課題について

- Q 今後の食材代や給食運営諸費用などの増加が学校給食無償化の継続に影響を及ぼさないか、中期的な視点での予算確保について、調理施設のあり方検討や給食の質の向上への取り組みなどの課題対応と合わせ当局の考えはどうか。
- A 効率的な運営を意識しながら、安全安心な給食提供のため各施設の運営に必要な予算の確保に努めるとともに、給食食材の確保に必要な予算要望をしっかりと行いながら、給食の質を落とすことがないように、栄養バランスを考えたおいしい給食づくりに努める。

行政と地域の関わりについて

- Q 既存の部局別、地域組織別中心のアプローチには限界が見えるが、より地域に寄り添った事務執行、また地域負担軽減など持続可能な地域コミュニティの構築に向け、新たな一歩を踏み出すべきであると考えているがいかがか。
- A 各部局と公民連携協働室が必要に応じて情報を共有し、共に取り組むことが

最も効率的と考えており、今後も更に関係部局での連携を密にするよう指示していく。

本会議他の生産性向上について

- Q1 行政サイドの発言内容が守られていない現実がある中、本会議や委員会における発言の重みをどう考えているか。
- A1 首長と議会の2つの機関が対等の立場で議論し、政策形成を行うところとして最も重要な場であり、執行機関の補助者として出席する議員の発言は非常に重いものと認識。
- Q2 「検討するは、期限を決めていないので次回かれても検討中ですと回答すればよい」といった行政の常識は世間の非常識であることを理解し、本会議他の生産性を向上させる努力を互いにすべきであると考えているがいかがか。
- A2 議員側も答弁のあり方も含め、議員各位のご理解を得ながら、改善や意識改革に取り組む必要がある。

市民生活の更なる充実を!!

屋外分煙所の設置について

- Q 2025年に客室面積30平方メートル以上の飲食店は原則禁煙になることから、26年度中の設置は遅いと思うので、どうか早く決めていただけないか。
- A 生活環境への影響も考えられるところであり、引き続き関係部局間で協議を進め、対応策を検討する。

防災学習センターについて

- Q 民間委託してから来場者数が増えているが、公助、共助のみならず自助の意識を高めるためにもさらなる来館の啓発を行うことが必要であると考えているがいかがか。
- A 今後も幅広い世代の皆様に来館していただけるように、防災について体験し、学べる防災学習センターをあらゆる広報媒体を活用して広報する。

総合防災訓練について

- Q 花園中央公園の多目的広場で行われた総合防災訓練については、良い取り組みを実施しているのに、この場合は関係者しかいないのかと思うほど来場者が少なかったが、どのようにお考えか。
- A 見せることを主目的とした訓練でもあることから、幅広い年齢層に関心を持ち見学いただけるよう広報を工夫する。

東大阪市花園中央公園特定公園及び有料公園施設について

- Q 現在、指定管理者として東大阪花園活性化マネジメント共同体(代表企業、IOS株式会社)が運営。注目されるが故に苦情やクレームが多いが原局または指定管理者はどう捉えているのか。
- A 芝生管理や除草など基本的な維持管理の面において、多くの苦情やご要望をいただく結果となった。公園の活性化やにぎわいの創出に重点を置きすぎた結果、維持管理の面できめ細かな対応が不十分であったものと反省している。

スポーツを通じた町づくりの取り組みについて

- Q ラグビーの聖地は定着しているものの、ウィルチアスポーツの聖地として発信することでスポーツを通じた町づくりを更に推進していくとのことだが、どんな取り組みをされているのか。
- A 日本車椅子ソフトボール協会とパートナーシップ協定を締結し、市内小学生への体験事業等を行っているが、今後もさらなるウィルチアスポーツの普及に向け取り組んでいく。

不登校児童生徒への支援について

- Q いじめ・ヤングケアラー・不登校など多様化する子どもの悩みに対応できる体制を強化する必要があると考えているがいかがか。
- A また、校内教育支援センターの設置促進や支援員の配置拡充と共に、民間施設やNPOとの連携についての見解は。
- A 今後SSWの全中学校区への配置拡充と共に、大阪府教育庁に対しSCの相談回数の増加を要望する等、教育相談体制の強化に努める。また、誰一人取り残されない学びの保証に向け、情報収集をすすめ、関係機関と連携し支援充実に向け進めていく。

成果連動型民間契約方式(PFS)について

- Q PFSは従来の民間委託と比べ、社会課題の効率的な解決と共に費用対効果も期待できる新たな官民連携の手法である。本市でも市民生活部と福祉部において実施しているが、今後、他部局でも積極的に実施する必要があると考えているか見解は。
- A PFSは事業評価指標を導入することで民間事業者の創意工夫や企業努力の発揮が期待される方式で行政改革に資する取り組みである。今後、実績における効果や課題検証を踏まえ、他事業への展開を積極的に検討する必要があると考えている。

常任委員会質問

文教委員会

- 1 コミュニティスクールと学校規模適正化について
- 2 不登校支援について
- 3 日新高校について
- 4 民族教育について
- 5 給食無償化について
- 6 修学旅行無償化について
- 7 GIGAスクール第2期ICT機器の整備について
- 8 自主防災訓練の学校行事との連携について
- 9 荒本青少年運動広場の冬季利用時間について
- 10 市立図書館について
- 11 公民館の老朽化について

民生保健委員会

- 1 手話推進事業について
- 2 成年後見人制度の周知について
- 3 障害者芸術アート展について
- 4 ふれあいの集いについて
- 5 老人センター指定管理の件
- 6 保育所等の使用済みおむつ処分のあり方について
- 7 トルクビがしおおさにおける成果連動型民間委託契約のあり方について
- 8 野良猫の不妊手術費用助成における予算の効率的な活用について

環境産業委員会

- 1 消防局のSNS登録者数増加への取り組みについて
- 2 東大阪消防出初式について
- 3 東大阪産業技術センター指定管理の件
- 4 東大阪ブランドのHPのアクセス数の伸びについて
- 5 東大阪ブランド認定商品の店内買進促進について
- 6 こーばへ行こうの新しい取り組みについて
- 7 本市の各大使のこれまでとこれからについて
- 8 ヴィーガン、ハラル、各国料理などの本市内の店舗特集について
- 9 eスポーツの観光利用について
- 10 花園ラグビー場の芝の管理について
- 11 ボイ捨てポスター啓発について
- 12 民間委託により利用者が増加している防災学習センターの次期委託業者募集について
- 13 空き店舗対策の啓発の取り組み方について
- 14 ヒートショック対策の周知について

建設水道委員会

- 1 道路新設改良事業について
- 2 Mobilについて
1月31日より廃止に伴い交通弱者を救うためにモビライドシェア等を考えてみてはどうか
- 3 駅前交通広場について
永和駅、後徳駅の駅前広場をより活用しやすくし、市民の憩いの場にできないか
- 4 自転車用ヘルメット補助金について
- 5 給水条例について
R10年の値上げ幅を広域水道も視野に入れて決めることはできないか
- 6 合格祈願マンホールカードについて

総務委員会

- 1 防災倉庫新築工事における地盤改良工事について
- 2 効率的な広報について
- 3 成果連動型民間委託契約方式について
- 4 市役所本庁舎における防落施工後の維持管理について
- 5 井天地水質改善のためのクラウドファンディングについて
- 6 廃校の第1次避難所への利用について
- 7 防災訓練について
- 8 自治会掲示板の維持管理について
- 9 103万円の壁の見直しに係る影響について
- 10 新博物館整備基本計画について

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 62																																																																	
支出内容	人件費 給与計算に係る顧問報酬																																																																		
総経費 14,969 円	政務活動費 計上額 14,969 円	按分率 100%																																																																	
※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>日 月 年</th> <th>摘 要</th> <th>お 支 払 金 額</th> <th>お 預 り 金 額</th> <th>差 引 残 高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>07-02-03</td> <td>.カード</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>07-02-03</td> <td>カード</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>07-02-03</td> <td>預金機</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>07-02-03</td> <td>.送金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>07-02-03</td> <td>.手数料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>07-02-07</td> <td>カード</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>07-02-07</td> <td>カード</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>07-02-07</td> <td>カード</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>07-02-10</td> <td>.振替</td> <td>*14,969</td> <td>NSS.シロウシ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>07-02-10</td> <td>カード</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>07-02-12</td> <td>.送金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>07-02-12</td> <td>.手数料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			日 月 年	摘 要	お 支 払 金 額	お 預 り 金 額	差 引 残 高	07-02-03	.カード				07-02-03	カード				07-02-03	預金機				07-02-03	.送金				07-02-03	.手数料				07-02-07	カード				07-02-07	カード				07-02-07	カード				07-02-10	.振替	*14,969	NSS.シロウシ		07-02-10	カード				07-02-12	.送金				07-02-12	.手数料			
日 月 年	摘 要	お 支 払 金 額	お 預 り 金 額	差 引 残 高																																																															
07-02-03	.カード																																																																		
07-02-03	カード																																																																		
07-02-03	預金機																																																																		
07-02-03	.送金																																																																		
07-02-03	.手数料																																																																		
07-02-07	カード																																																																		
07-02-07	カード																																																																		
07-02-07	カード																																																																		
07-02-10	.振替	*14,969	NSS.シロウシ																																																																
07-02-10	カード																																																																		
07-02-12	.送金																																																																		
07-02-12	.手数料																																																																		
注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。																																																																			

◆◆報酬口座振替のご案内◆◆

ご指定の口座から下記のとおり振替いたしますのでご案内申し上げます。
大阪維新の会東大阪市議団 様

作成日：令和 7年 1月 1日

《お知らせ》

振替日	令和 7年 2月10日
振替金額	14,969円
振替口座	りそな銀行 普通 〇〇〇〇〇〇〇〇 オオサカイシンノカイヒガシオオ サカシギダン 様 ※お振込み情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません。
通帳表示	NSS.シャロウシ

区分		金額	源泉所得税	経引額	対象年月	内訳の明細・金額	
内訳	顧問報酬	10%課税	15,000	-1,531	13,469	R7年1月	臨時報酬
	給与計算	10%課税					
	その他月決報酬	10%課税					
	臨時報酬	10%課税					
		8%課税					
		不課税・非課税					
	立替金	10%課税					
		8%課税					
		不課税・非課税					
	内訳合計	①	15,000	②	-1,531	③	13,469
10%対象合計		15,000円		④消費税率等		1,500円	
8%対象合計				⑤消費税率等			
⑥当月分合計(税込)		③+④+⑤		14,969円			
⑦前受金(減算)		⑧前月繰越額		⑥+⑦+⑧		振替金額	
						14,969円	

■「10%・8%対象合計、④⑤消費税率等」は当月分のみを記載しており、【⑧前月繰越額(および⑥に含まれる消費税率等)】を含みません。⑥の内訳は、前月以前に発行した「ご案内ハガキ」にてご確認ください。

○10%課税 △8%課税 ■不課税・非課税

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 63
支出内容	人件費 調査研究補助 1月分	
総経費 60,604 円	政務活動費	計上額 60,604 円 按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号	
0010	0223		
取扱店	お取引日	時刻	
22341	07-02-12	10:55	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥60,494	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

IC認証

お振込明細またはご案内		電信
お受取人	りそな銀行	
	普通 〇〇〇〇〇〇	
	様	
	登録番号 0005	
	オオサカイツノカイヒカ "オオサカツキ" 夕様	
ご依頼人	電話番号 06-4309-3000	印紙税申告納付済み 東京都 税務署承認済
	取扱番号 〇〇〇〇	

*印紙税を控付しない場合は*印で消しております。 →

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

令和7年2月分給与

大阪維新の会 東大阪市議団

差引支給額

1

様

60,494

支給日： 令和7年2月14日

対象期間： 令和7年1月1日～令和7年1月31日

支給

基本給	54,750
通勤非課税	7,420
課税計	54,750
非課税計	7,420
総支給額	62,170

控除

課税対象額	54,750
源泉所得税	1,676
控除計	1,676
控除合計	1,676

勤怠

出勤日数	7
出勤時間	36.30

その他

銀行振込1	60,494
扶養人数	乙欄
有給残日数	3
課税累計	108,000

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 64
支出内容	広報費 (ホームページ維持費) 2 月分	
総経費 9,515 円	政務活動費 計上額 9,515 円	按分率 100 %

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。

 **りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0010	0223		
取扱店	お取引日	時刻	
22341	07-02-12	11:49	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥9,075	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

IC認証			

お振込明細またはご案内 電信

お受取人	三菱UFJ銀行	
	普通	
	カ) ウィンターフ® ロ様	
	登録番号 0007	
ご依頼人	オオサカイツツノカイヒカ ツオオサカシキタ様	
	電話番号 06-4309-3000	印紙税申告納付につき東税務署承認済
取扱番号		

※印紙税を納付しない場合は※印で済みます。 →

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

請求書

2025年2月1日

大阪維新の会 東大阪市議団 御中
ご担当者様

株式会社 ウィンツープロ

〒564-0027

大阪府吹田市朝日町15-32

TEL: 06-6556-6974

FAX: 06-7505-4958

登録番号: T1120001175316



下記のとおりご請求申し上げます。

ご請求金額

¥9,075

品番・品名	数量	単価	金額
ホームページ維持 [https://ishin-higashiosaka.com]			
ドメイン取得・取得代行 (2021/05/01)	1	250	250
クイック認証 SSL証明書 取得	1	2,500	2,500
レンタルサーバー SSD 320GB	1	500	500
保守・管理費	1	3,000	3,000
メンテナンス・更新作業補助	1	2,000	2,000

	対象額 (税抜・円)	消費税 (円)
10% 対象	8,250	825
8% 対象	0	0
小計	8,250	825

お振込み手数料はご負担願います。

合計金額

9,075

お振込先 : 三菱UFJ銀行

普通口座

カ) ウィンツープロ

様式第12（第6条第3項関係）

領収書貼付用紙		No. 65
支出内容	その他の経費 インターネット回線料2月分	
総経費 6,336 円	政務活動費	計上額 1,584 円 按分率 25%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電話料金等払込受領証
 西日本ご利用分

ご請求先氏名
 大阪維新の会東大阪
 市議団 様

お客様番号
 [REDACTED]

2025年 2月ご請求分

金額(円)
 ¥6,336-

受取人
 NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
 0800-3335550

領収日附印


収入印紙貼付欄
 (金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはゆうちょ銀行郵便局で支払の場合は、左側2枚をお出しください。上記以外で支払の場合は切り取らないでください。

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

請求書 (西日本ご利用分)

577-0011
東大阪市荒本北1丁目1-1

大阪維新の会東大阪市議団 様



025022101044579197

郵便区



03539

Webでの支払い合わせ先



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2025年 2月17日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス(株)
東京港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【返付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021121004 03539 03519 00 J
81 100000 1 0 25020310J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2025年 2月ご請求分	6,336円	2025年 2月28日(金)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】
適格請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社 (登録番号: T8010401005011)

10%対象請求額(税込) 5,126円 うち消費税等 466円
非対象等請求額 1,210円 ご請求額合計 6,336円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が8,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。*複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光ももっとも割、Web光ももっとも割、ドーンと割、ドーンと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様請求番号 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 2月ご請求分
---------------------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
○NTT西日本ご利用分 5,126	5,400 -1,290	フレッツ 光ネクスト F 準利用料 1月 1日～ 1月31日 光はじめ割 2026年04月～2026年06月以 外の解約は解約金がかかります	合 算 合 算
	250 300 466	ホームゲートウェイ 使用料 1月 1日～ 1月31日 無線LAN端末使用料 1月 1日～ 1月31日 消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	合 算 合 算
○NTT西日本分 (小計) 5,126	5,126	(小計)	
○NTTファイナンスご利用分 1,210	1,210	OCN光 with フレッツ利用料等 NTTコム (回収代行) ご利用分。 * 契約番号:	非対象等
○合計 6,336	6,336	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。 https://www.tca.or.jp/telephone_relay_service_support/qa/	***ユニバーサルサービス料について*** ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単位) が公表されています。
--	---

M20021121004 03539 03519 00 J

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No.
支出内容	人件費 税務に関する業務委任	66
総経費	9,979 円 政務活動費 計上額 9,979 円	按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

税込月額 11,000 円-源泉所得税 1,021 円=9,979 円

07-02-12 .送金
 07-02-12 .手数料
 07-02-17 カード
 07-02-26 カード
 07-02-26 カード
 07-02-28 .振替
 07-02-28 カード
 07-02-28 カード
 07-02-28 カード
 07-03-05 カード
 07-03-05 カード
 07-03-05 カード

*9,979 ZHセ"イリシホウシユ

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、換票欄にお戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 【項目名】 お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

請求書

2025年3月1日

大阪維新の会 東大阪市議団 御中
ご担当者様

下記のとおりご請求申し上げます。

ご請求金額

¥9,075

株式会社 ウィンツープロ

〒564-0027

大阪府吹田市朝日町15-32

TEL: 06-6556-6974

FAX: 06-7505-4958

登録番号:T1120001175316



品番・品名

数量

単価

金額

ホームページ維持 [<https://ishin-higashiosaka.com>]

ドメイン取得・取得代行 (2021/05/01)	1	250	250
クイック認証 SSL証明書 取得	1	2,500	2,500
レンタルサーバー SSD 320GB	1	500	500
保守・管理費	1	3,000	3,000
メンテナンス・更新作業補助	1	2,000	2,000

	対象額 (税抜・円)	消費税 (円)
10% 対象	8,250	825
8% 対象	0	0
小計	8,250	825

お振込み手数料はご負担願います。

合計金額

9,075

お振込先 : 三菱UFJ銀行 [] 普通口座 [] カ)ウィンツープロ

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 68
支出内容	広報費 (ホームページ維持費) 3 月分	
総経費 9,515 円	政務活動費 計上額 9,515 円	按分率 100 %

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。

りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0010	0:223	
取扱店	お取引日	時刻
22341	07-03-07	12:47
お取引内容	お取引金額 (円)	手数料
振込	¥9,075	¥440
お取引後の残高 (円)		おつり

IC認証

お振込明細またはご案内

電信

お取引人	三菱UFJ銀行
普通	
カ) ウィンツーフ"ロ様	
オオサカイツツノカイヒカ"ツオオサカツキ"タ様	
電話番号	06-4309-3000
取扱番号	

印紙税申告納
 付につき東
 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

様式第12（第6条第3項関係）

領収書貼付用紙		No. 67
支出内容	資料購入費（新聞購読料）2月分	
総経費 4,800円	政務活動費	計上額 4,800円
		按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

払込受領証

商品名	数量	金額
新聞購読料 8%	※ 1	4,800
合計金額	4,800円（内消費税 356円）	
8%対象	4,800円（内消費税 356円）	
※は軽減税率対象 問い合わせ可能な公式ホームページ出来ました。		

ご依頼人 大阪維新の会 東大 阪市議団 様 2025年2月度	受取人 登録番号 T3120001160480 ASA東大阪北・大 東
金 額 4,800 円	発行年月 2025年2月
代行業社 三菱UFJファクター株式会社	

※この受領証はコンビニエンスストアでの払い込み証明となります
ので大切に保存してください。

（お客様控え）

収入印紙



注) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

〒577-8521
大阪府
東大阪市
荒本北1丁目1番1号

令和 7 年 2 月 20 日

登録番号：T1810230743788
勝田大介税理士事務所

大阪維新の会東大阪市議団 御中

〒651-0065
兵庫県神戸市中央区
割塚通4丁目2番16号

TEL 050-5883-5965
FAX

請求書

下記の通り、ご指定の預金口座へ口座振替によりご請求申し上げます。

※適格請求書

口座振替日 令和 7 年 2 月 28 日

振替口座

りそな銀行
預金科目 普通 口座番号 [REDACTED]
(口座番号の一部を非表示としております。)
口座名義 材料インカビカ材物カネダ

※口座への入金は、振替日前日までにお済ませ願います

[当月請求分 明細]

単位：円

取引日	内 訳	金 額		源泉所得税		
2025/03月分	月決報酬	10,000		1,021		

区 分	金 額	消費税額	源泉所得税	差 引 額
10%対象合計	10,000	1,000	1,021	9,979
小 計	10,000	1,000	1,021	9,979
(Ⅰ)当月請求分 合計				9,979

※ 税率 8%
一 税率 非課税
税率 自由入力

(Ⅱ)当月立替分 合計

0

(Ⅲ)前月以前分残高

0

合計ご請求額(Ⅰ)+(Ⅱ)+(Ⅲ)

9,979

<<上記事務所からのお知らせ>>

[illegible]

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

◆◆報酬口座振替のご案内◆◆

作成日：令和 7年 2月 9日

ご指定の口座から下記のとおり振替いたしますのでご案内申し上げます。
大阪維新の会東大阪市議団 様

《お知らせ》

振替日	令和 7年 3月10日
振替金額	14,969円
振替口座	りそな銀行 普通 〇〇〇〇〇〇 オオサカイシンノカイヒガシオオ サカシギダン 様 ※お客さま情報保護のため、口座番号の下3桁を表示しておりません。
通帳表示	NSS.シャロウシ

区分		金額	源泉所得税	差引額	対象年月	内訳の明細・金額	
内 訳	顧問報酬	10%課税	15,000	-1,531	13,469	R 7年2月	
	給与計算	10%課税					
	その他月決報酬	10%課税					
	臨時報酬	10%課税					
		8%課税					
		不課税・非課税					
	立替金	10%課税					
		8%課税					
		不課税・非課税					
	内訳合計	①	15,000	②	-1,531	③	13,469
10%対象合計		15,000円		[④消費税額等 1,500円]			
8%対象合計				[⑤消費税額等]			
⑥当月分合計(税込)		③+④+⑤		14,969円			
⑦前受金(前期)		⑧前月繰越額		⑥+⑦+⑧ 振替金額			
				14,969円			

■「10%・8%対象合計、④⑤消費税額等」は当月分のみを記載しており、「⑧前月繰越額(および⑥に含まれる消費税額等)」を含みません。⑥の内訳は、前月以前に発行した「ご案内ハガキ」にてご確認ください。

○10%課税 ▲8%課税 ※不課税・非課税

様式第 1 2 (第 6 条第 3 項関係)

領収書貼付用紙		No. <u>70</u>
支出内容	人件費 調査研究補助 2 月分	
総経費 <u>58,422 円</u>	政務活動費	計上額 <u>58,422 円</u> 按分率 <u>100%</u>

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。

 **りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0010	0223		
取扱店	お取引日	時刻	
22341	07-03-13	11:34	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥58,312	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

IC 認証			

お振込明細またはご案内		電信
りそな銀行		
普通		
登録番号	0002	
オオサカイツノカイヒカ ツオオサカツキ 夕様		
電話番号	06-4309-3000	
取扱番号		

印紙税申告納
 付につき東
 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しておきます。 →

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

令和7年3月分給与

大阪維新の会 東大阪市議団

差引支給額

58,312

1

様

支給日： 令和7年3月14日

対象期間： 令和7年2月1日～令和7年2月28日

支給

基本給	52,500
通勤非課税	7,420
課税計	52,500
非課税計	7,420
総支給額	59,920

控除

課税対象額	52,500
源泉所得税	1,608
控除計	1,608
控除合計	1,608

勤怠

出勤日数	7
出勤時間	35.00

その他

銀行振込1	58,312
扶養人数	乙欄
有給残日数	3
課税累計	160,500

様式第12（第6条第3項関係）

領収書貼付用紙		No. 7 /
支出内容	資料購入費（新聞購読料）3月分	
総経費 4,800 円	政務活動費	計上額 4,800 円
		按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

払込受領証

商品名	数量	金額
新聞購読料 8%	※ 1	4,800
合計金額	4,800円（内消費税	356円）
8%対象	4,800円（内消費税	356円）
※は軽減税率対象 口座引き落とし・クレジットもご利用いただけます		

ご依頼人 大阪維新の会 東大 阪市議団 様 2025年3月度 金 額 4,800 円 代行業社 三菱UFJファクター株式会社	受取人 登録番号 T3120001160480 ASA東大阪北・大 東 発行年月 2025年3月
--	---

収入印紙

収納日付印

※この受領証はコンビニエンスストアでの払い込み証明となります
 ので大切に保存してください。

（お客様控え）

注）1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

様式第12（第6条第3項関係）

領収書貼付用紙		No. 72
支出内容	その他の経費 インターネット回線料3月分	
総経費	6,336 円	政務活動費 計上額 1,584 円 按分率 25%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側の券をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らなくても構いません。

ご請求先氏名
大阪維新の会東大阪
市議団 様

お客様番号
[REDACTED]

2025年 3月ご請求分
金額(円)
¥6,336-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先（無料）
0800-3335550

領 収 日 附 印
25.3.24

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

請求書 (西日本ご利用分)

577-0011
東大阪市荒本北1丁目1-1

大阪維新の会東大阪市議団 様



025032101041716411

郵便区内利用



19449

Webでのお問い合わせ先

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70発行年月日 2025年 3月17日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【受付先】
〒536 大阪府城東区森の宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021121002 19449 19286 00 J
61 000000 1 0 25030310J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2025年 3月ご請求分	6,336円	2025年 3月31日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

連絡請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社 (登録番号: T8010401005011)

10%対象請求額 (税込) 5,126円 うち消費税等 466円

非対象等請求額 1,210円 ご請求額合計 6,336円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が8,000円未満の場合は、翌月の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ***

フレッツ光の割引サービス (光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様請求番号
BILLING NUMBER請求年月
MONTH OF ISSUE

2025年 3月ご請求分

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分	5,126	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 光はじめ割 2月 1日～ 2月28日 2026年04月～2026年06月以 外の解約は解約金がかかります	合 算 合 算
	-1,290	ホームゲートウェイ 使用料 無線LAN端末使用料 2月 1日～ 2月28日 2月 1日～ 2月28日 消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	合 算 合 算
◇NTT西日本分 (小計)	5,126	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコム (回収代行) ご利用分。 * 契約番号:	非対象等
◇合計	6,336	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料金は、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単位) が公表されています。

M20021121002 19449 19286 00 J

様式第12 (第6条第3項関係)

領収書貼付用紙		No. 73
支出内容	人件費 税務に関する業務委任	
総経費 9,979 円	政務活動費	計上額 9,979 円 按分率 100%

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。
 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。
 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

税込月額 11,000 円-源泉所得税 1,021 円=9,979 円

07-03-24	カード		
07-03-24	カード		
07-03-24	預金機		
07-03-28	振替	*9,979	ZHセ"イリシホウシユ
07-03-28	カード		
07-03-28	カード		
07-03-28	カード		
07-03-28	カード		
07-04-01	カード		
07-04-01	カード		
07-04-03	カード		

○他店支払いの小切手等で入金の場合は、振替機にお払戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 【項目名】お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。

〒577-8521
大阪府
東大阪市
荒本北1丁目1番1号

大阪維新の会東大阪市議団 御中

令和 7年 3月20日
登録番号：T1810230743788
勝田大介税理士事務所

〒651-0065
兵庫県神戸市中央区
割塚通4丁目2番16号

TEL 050-5883-5965
FAX

請求書

下記の通り、ご指定の預金口座へ口座振替によりご請求申し上げます。

※適格請求書

口座振替日 令和 7年 3月 28 日

振替口座

りそな銀行
預金科目 普通 口座番号 [REDACTED]
(口座番号の一部を非表示としております。)
口座名義 株式会社[REDACTED]

※口座への入金、振替日前日までにお済ませ願います

[当月請求分 明細]

単位：円

取引日	内 訳	金 額	源泉所得税
2025/04月分	月決報酬	10,000	1,021

区 分	金 額	消費税額	源泉所得税	差 引 額
10%対象合計	10,000	1,000	1,021	9,979
小 計	10,000	1,000	1,021	9,979
(Ⅰ)当月請求分 合計				9,979

※ 税率 8%
- 税率 非課税
税率 自由入力

(Ⅱ)当月立替分 合計

0

(Ⅲ)前月以前分残高

0

合計ご請求額(Ⅰ)+(Ⅱ)+(Ⅲ)

9,979

<<上記事務所からのお知らせ>>